

令和6年6月第140回内子町議会定例会会議録（第1日）

- 招集年月日 令和6年6月4日（火）  
 ○開会年月日 令和6年6月4日（火）  
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（14名）

1番	城戸	司君	2番	塩川	まゆみ君
3番	関根	律之君	4番	向井	一富君
5番	久保	美博君	6番	森永	和夫君
7番	菊地	幸雄君	8番	泉	浩壽君
9番	大木	雄君	10番	山本	徹君
12番	下野	安彦君	13番	林	博君
14番	山崎	正史君	15番	寺岡	保君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	黒澤賢治君	住民課長	上山淳一君
税務課長	久保宮賢次君	保健福祉課長	上野昌宏君
こども支援課長	山本勝利君	内子町保健センター所長	上石由起恵君
建設デザイン課長	亀内重範君	会計課長	田中哲君
町並・地域振興課長	大竹浩一君	小田支所長	中嶋優治君
農林振興課長	大久保裕記君	環境政策室長	高嶋由久子君
政策調整班長	二宮大昌君	危機管理班長	宮田哲郎君
上下水道対策班長	稲田彰二君	商工観光班長	大田陽市君
教育長	林純司君	学校教育課長	亀岡秀俊君
自治・学習課長	福見光生君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	北岡清君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局 局長 前野良二君 書記 本田紳太郎君

○議事日程（第5号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

令和6年6月第140回内子町議会定例会

自 令和6年6月 4日

会期

11日間

至 令和6年6月14日

- 日程第 3 議長諸般の報告
- 日程第 4 招集あいさつ及び行政報告
- 日程第 5 発議第 1号 内子町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第 6 報告第 1号 令和5年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第 7 報告第 2号 令和5年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第 8 報告第 3号 令和5年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第 9 議認第 3号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議認第 4号 内子町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 議認第 5号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議認第 6号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 議案第44号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第45号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第46号 内子町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第47号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第48号 第6号 食缶洗浄機購入に係る物品購入契約について
- 日程第18 議案第49号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第50号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第51号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第52号 第22号 大瀬自治センター解体工事に係る工事請負契約について
- 日程第22 議案第53号 第23号 立石自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について
- 日程第23 一般質問

---

○本日の会議に付した事件  
日程第1から日程第23まで

---

午前10時00分 開会

---

- 議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。
- 議長（久保美博君） ただ今、出席議員13名であります。遅刻届が林委員から提出されております。
- ただ今から、令和6年6月第140回内子町議会定例会を開会いたします。本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として出席通知のありました者は、副町長、総務課長及び各課長、班長等の19名であります。
- この際、本会議に説明員として出席される新任の方々を紹介いたします。
- まず、亀内重範建設デザイン課長を紹介いたします。
- 建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。
- 議長（久保美博君） 亀内課長。
- 建設デザイン課長（亀内重範君） 本年度4月に建設デザイン課長を拝命いたしました亀内と申します。今後とも、よろしく願います。
- 議長（久保美博君） 次に、上野昌宏保健福祉課長を紹介いたします。
- 保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。
- 議長（久保美博君） 上野課長。
- 保健福祉課長（上野昌宏君） 失礼いたします。4月1日付の人事異動によりまして保健福祉課長を拝命いたしました上野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 議長（久保美博君） これより、本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、2番、塩川まゆみ議員、3番、関根律之議員を指名します。

---

#### 日程第2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の件を議題とします。本定例会の会期は、去る5月27日に開催の議会運営委員会において協議され、本日から14日までの11日間としており、これにご異議ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、会期は本日から6月14日までの11日間に決定いたしました。なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第5号）」のとおりであります。

---

### 日程第 3 議長諸般の報告

○議長（久保美博君） 「日程第3 議長諸般の報告」をいたします。議長としての報告事項は、お手元に配布しておりますとおりであります。ご覧いただいたと思いますから、ご了承下さい。これをもって、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

○議長（久保美博君） 「日程第4 招集あいさつ及び行政報告」を町長より受けることにしたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日ここに、令和6年6月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会に町長として提出いたします案件は、報告3件、専決処分4件、条例の一部改正4件、物品購入契約1件、工事請負契約2件、補正予算3件の合計17件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

先日、4月17日、午後11時14分、豊後水道を震源とする地震が発生し、内子町では最大震度5弱を観測いたしました。直ちに災害対策本部を設置するとともに、関係職員の招集を行い、被害状況の把握に努めました。幸いにもこの地震による人的被害の発生はなく、町内では石積みが崩れたり、建物の外壁や屋根の一部が落下したりした被害が数件あったものの、大きな難を逃れることができました。しかし、町外に目を向けますと、重軽傷者など人的被害が発生している地域もございます。負傷された方々にお見舞いを申し上げます。

今回の地震を経験し、いつ起こるか分からない地震に対する恐怖を改めて実感いたしました。能登半島地震や今回の豊後水道を震源とする地震を受け、広報うちこ6月号では、地震への備えの大切さを訴える特集を組み、改めて災害に対する事前の準備や自助・共助の必要性を住民の皆さまへお知らせすることにしていきます。

また、これから梅雨本番を迎え、大雨による災害を心配する季節となりました。町内において河川の氾濫や土砂崩れ等、大規模な災害が発生する可能性が十分に考えられますので、

方が一の場合にしっかりとした防災対策がとれるよう、日頃から万全の体制を構築してまいります。

さて、里山では新緑が映え、花々が咲き誇る美しい季節を迎えています。この風景に溶け込むように、小田川ではアユ漁を楽しむ姿を、田や畑では汗を拭いながら一生懸命に農作業をされている姿を目にします。また、町内各所では、川登筏流し、いかざき大凧合戦、ドイツフェスタなど、地域のイベントが活発に行われるなど、躍動感あふれる季節を迎えたことを実感しています。これから、さらに地域活動等が盛んになるものと期待しているところで

す。それでは、早速当面いたしております事務事業等についてご報告申し上げます。ご報告いたします内容は、1つ目が6月補正予算の概要について。2つ目が第3期内子町総合計画の策定状況について。3つ目が能登半島地震被災地支援について。4つ目がアグリ Cafe 川楽里のオープンについて。5つ目が全国広報コンクール審査結果についてでございます。

それでは最初に、令和6年度6月補正予算の概要についてご報告いたします。

6月補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ12億3,893万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を112億6,893万4,000円といたしております。これは、前年度同期の予算額と比較し、3億576万3,000円。率にして2.8%の増となっております。詳細につきましては、後ほどご説明いたしますが、主だったものとして、姉妹都市盟約を締結しているドイツ・ローテンブルク市から帝国都市祭りへの招待を受けましたので、町長、議長、CIR及び随行者の旅費を164万6,000円計上しております。

また、オーバーツーリズムの未然防止対策として、JR内子駅をはじめ町内10カ所に、観光情報だけでなく、避難所などの防災情報が掲載できるデジタルサイネージを導入する経費2,613万6,000円を計上しております。

次に、住民の皆様を交えて整備活用計画を検討してまいりました旧森家住宅の第1期整備工事及び第2期実施設計業務委託等に2億703万1,000円を、坂町小公園整備工事に7,044万9,000円を計上しております。

そのほか、国の新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置に関する経費、道の駅の整備に要する経費、ゼロカーボンシティを目指すためのエネルギー構造高度化・転換理解促進事業に係る経費、町道、林道、橋梁、公園の整備に要する経費、学校施設のトイレ環境を整備するための経費、町道の災害復旧事業に係る経費などを予算計上し、その財源は、分担金、国県支出金、地方債などを充てながら、不足する部分につきましては公共施設整備基金、地域振興基金、災害対策基金から5,894万8,000円を取り崩して充当する予定にしております。

次に、第3期内子町総合計画の策定状況についてご報告いたします。

本計画の策定にあたりましては、幅広い年代や分野の皆様から内子町のまちづくりに対するご意見をいただいた上で策定することに重点を置き、町長ヒアリング、中学生アンケート

トやまちづくり中学生会議、住民アンケート、農林商工業に関わる皆様や子育て世帯の皆様とのワークショップ、内子20歳のアンケートなどを実施してまいりました。先日、5月21日には、基本構想(案)を内子町総合計画審議会へお諮りし、令和7年度から10年間の町政の総合指針として適当であるとの答申をいただいたところです。今後、ホームページに公開して、基本構想の実現に向けた基本計画や実施計画策定の参考にするためにご意見をいただく予定です。

なお、基本構想の下に続く基本計画(案)につきましては、職員が9つの分野に分かれてワーキングチームを構成し、SWOT分析やキーパーソンヒアリング、先進地視察等を行いながら策定し、先日、3月28日にワーキングチームの全体報告会を行い、現在、調整しているところであります。

次に、能登半島地震被災地支援職員の派遣についてご報告いたします。

1月1日に発生した能登半島地震は、最大震度7の揺れを観測し、災害関連死を含め260名の方が亡くなられ、行方不明者があるほか、1,200名を超える方が重軽傷を負う人的被害が発生しています。家屋の被害は全半壊、一部破損を含めると約8万1,000棟にも上り、道路、橋梁、漁港などのインフラも壊滅的な被害を受けています。地震発生から5か月が経過した現在においても3,200名を超える方が避難生活を余儀なくされており、被災地では日常を取り戻すため、日々復旧に向けた取り組みが図られているところであります。この地震により犠牲となられた方々のご冥福を心からお祈りするとともに、被災された皆さまに謹んでお見舞いを申し上げます。

この地震に関して、本町では愛媛県からの職員派遣要請を受け、2月、3月及び4月にそれぞれ10日間、延べ30日、8名の職員を石川県輪島市へ派遣し、主に避難所運営支援業務を担いました。今後の災害対応等に生かすため、4月の月初め式において、派遣した職員から被災地や避難所の現状、避難所運営に係る活動など報告を受けたところです。

そのほか、役場本庁、内子分庁、小田支所、各自治センターの計8カ所に募金箱を設置し、義援金を受け付けています。金額は5月末現在で37万6,096円となっており、最終的に日本赤十字社へ送金する予定です。加えて、愛媛県からの要請を受け、3月1日から石川県珠洲市、4月1日から石川県輪島市のふるさと納税の代理寄附受け付けを始め、5月末現在で17件、29万9千円の寄附をいただいております。愛媛県を通してそれぞれの被災地へ届ける予定です。

今後とも、愛媛県をはじめ関係機関と連携し、被災地復旧のためにできる限りの支援をしてまいりますので、引き続き議員各位をはじめ、町民の皆さまのご支援をお願い申し上げます。

次に、「アグリ Cafe 川楽里」のオープンについてご報告いたします。

道の駅内子フレッシュパークからりの敷地内に、町内の食と自然を楽しむことができる新たなスポットとして、「アグリ Cafe 川楽里」が、4月18日にオープンしました。カフェでは、町内産の美味しい安心安全な農産物や施設内で作られるパン、ソーセージ、アイスな

どを使用したメニューが提供されています。また、「川」をコンセプトとしてつくられた店内には、小田川の水面を映し出す鏡が天井に設置されており、鏡に写った景色によって、カフェに居ながら、自然の中に包み込まれているような広がりを感じることができる工夫がされており、店内やオープンテラスで川のせせらぎや風の音、小鳥のさえずりを聴きながら、ゆっくりと楽しんでいただきたいと思います。

最後に、全国広報コンクールの結果についてご報告いたします。

自治体の優れた広報紙などを表彰する令和6年「全国広報コンクール」において、広報うちこ2023年7月号が、広報紙の町村部門で3位にあたる入選2席を受賞しました。この7月号では、内子高等学校小田分校を特集しています。高校や地域の魅力を話す生徒たちの声、親元を離れて暮らす生徒に寄り添い応援していただいている地域の皆さまの声、小田分校で成長できたという卒業生の声などを通して分校と地域の魅力を伝える内容となっています。紙面を通して、地域に高校があることで生まれる好循環を町内外に発信することができたと思っています。今回の受賞は、広報担当者の日頃のたゆまぬ努力もさることながら、分校の生徒や先生方、また魅力化コーディネーターや地域の皆様、そして分校に関わっていただいている全ての皆様のお陰であると考えています。今回の受賞を誇りと励みにし、今後とも「広報うちこ」は町と地域をつなぐ大切なパイプ役として、人やコトにスポットを当て、紙面を通して地域づくりに貢献できるよう今後も邁進してまいります。

以上、5件の事柄についてご報告申し上げます。

今後、ますますイベント等が活発に開催されるようになり、地域が賑わってまいります。各種事業の取り組みについて、引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。

○議長（久保美博君） 以上で、招集あいさつ及び行政報告を終わります。

これから議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

---

## 日程第 5 発議第 1 号 内子町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（久保美博君） 「日程第5 発議第1号 内子町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を議題とします。提出者であります総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長、登壇願います。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） それでは、「内子町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書1の3ページをお開きください。

「発議第1号 内子町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」内子町

議会議員の請負の状況の公表に関する条例を別紙のように定めることにつき、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに内子町議会規則第14条第3項の規定により提出します。

令和6年6月4日提出

提出者 内子町議会総務文教常任委員会 委員長 塩川まゆみ

条例を制定する理由は、地方自治法が一部改正されたことを考慮し、同法第92条の2に規定する請負の状況を公表することにより、議員の請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的に、内子町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定するものであります。

制定する条例案は4ページからになります。

まず、第1条では、この条例の目的を定めるものです。

次に、第2条。本条では、前の会計年度中に町と請負をしたものは、議長に対し請負の状況を報告しなければならないことを定めるものです。

次に、第3条です。本条では、議長は請負の状況の報告の一覧を作成するとともに、公表しなければならないことを定めるものです。

続いて、第4条。本条では、報告及び訂正の保存及び閲覧について定めるものです。

次のページ。5ページをご覧ください。

続いて、第5条では、条例の施行に対し必要な事項は議長が定めることを定めるものです。そして、附則では、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から本条例が適用されることを定めています。

以上、簡単ではございますが、内子町議会の請負の状況の公表に関する条例について、ご説明をいたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

塩川委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。これにて討論を終結します。

これより「発議第1号」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（久保美博君） 「日程第6 報告第1号 令和5年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について」を議題とします。提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第1号 令和5年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算」につきましては、事業執行にあたり不測の日数を要するため、3月議会にてお認めいただいた一般会計補正予算で繰越明許として計上した事業で、社会資本整備総合交付金事業、都市公園改修事業など、全21事業にかかる事業費の繰越計算書について、地方自治法施行令146条第2項の規定により報告するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「報告第1号 令和5年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算」につきましてご報告させていただきます。

議案書1の6ページ、7ページでございます。款、項、事業名、翌年度繰越額、繰越理由などにつきまして、ご説明いたします。

まず、6ページでございます。

2款総務費3項戸籍住民登録費でございます。

戸籍情報システム改修事業308万円につきましては、システム改修に係る仕様書の決定に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越したものでございます。

住基・戸籍附票システム改修事業605万円につきましては、システム改修に係る仕様書の決定に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越したものでございます。

続いて、4款衛生費1項保健衛生費でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業179万9,000円につきましては、令和5年度末で終了した新型コロナウイルスワクチン接種事務の残務があるため、予算を繰り越したものでございます。

続いて、6款農林水産業費1項農業費でございます。

畜産配合飼料価格高騰対策支援事業414万6,000円につきましては、畜産農家の事業対象となる配合飼料購入の対象期間を令和6年3月31日としたことにより、年度内の完了が見込めず、予算を繰り越したものでございます。

続いて、2項林業費でございます。

農山漁村地域整備交付金事業5,270万6,000円につきましては、林道道房掛橋線

ほか1路線において、間伐・木材搬出作業などの関係機関との協議に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

林業成長産業化総合対策事業850万円につきましては、林道牛の峰支線ほか、1路線において、間伐・木材搬出作業などの関係機関との協議に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

続いて、7款商工費1項商工費でございます。

小田深山溪谷遊歩道整備事業320万円につきましては、愛媛県自然環境整備交付金事業の内示により、令和5年度3月補正予算へ計上しましたが、工期及び自然公園、国有林の作業許可手続きに有する期間不足のため、予算を繰り越ししたものでございます。

続いて、8款土木費2項道路橋梁費でございます。

道路管理事業 4,367万円につきましては、町道古田黒内坊線ほか2路線において、地元調整や工法の検討、関係機関との協議などに不測の日数を要した事から、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

町単町道整備事業4,404万3,000円につきましては、町道寺成野村線ほか、4路線において、地元調整や工法の検討、関係機関との協議などに不測の日数を要した事から、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

道路メンテナンス事業6,947万8,000円につきましては、橋梁点検並びに橋梁修繕工事において、河川占用に係る関係機関との協議に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

社会資本整備総合交付金町道事業1億1,179万5,000円につきましては、町道改良事業及び修繕事業において、地元調整や関係機関との協議等に不測の日数を要した事から、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

続いて、3項河川費でございます。

がけ崩れ防災事業4,617万9,000円につきましては、泉地区ほか5地区において、工事の施工に伴う工事用資材等の運搬路の選択に当たり、地元との調整に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

続いて、4項都市計画費でございます。

住宅耐震等事業146万円につきましては、木造住宅耐震改修等事業において、申請者の設計協議等に不測の日数を要したことから、工事着手が遅れ、年度内完成が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

都市計画マスタープラン策定事業770万円につきましては、都市計画マスタープラン策定業務において、関係する計画との連携・調整に不測の日数を要したことから、業務着手が遅れ、年度内完成が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

都市公園整備事業1億4,280万円につきましては、龍王公園ほか1地区の工事において、材料の入手及び遊具や立木など利用者との協議に不測の日数を要したため、年度内の事

業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

続いて、9款消防費1項消防費でございます。

防災ハザードマップ改訂委託事業670万6,000円につきましては、浸水想定区域の指定に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

続いて、10款教育費5項社会教育費でございます。

内子東自治センター事務所棟排煙窓改修事業200万8,000円につきましては、入札不調による再入札の手続きに時間を要すると共に、工事材料調達にも時間を要したことから年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

内子座防災施設及び活用整備基本設計委託事業1,210万円につきましては、内子座設備の使用エネルギーを検討する上で不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

続いて、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費でございます。

現年発生補助農業施設災害復旧事業7,006万2,000円につきましては、西峰農道ほか13カ所において、工事の施工に伴う通行規制や工事用資材等の運搬路の選択にあたり、地元との調整に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

続いて、2項公共土木施設災害復旧費でございます。

現年発生補助公共土木施設災害復旧事業2,520万円につきましては、普通河川高谷川ほか5カ所において、工事用用地借上げ、運搬路の選定など、地元との調整に不測の日数を要した事から、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

現年発生単独公共土木施設災害復旧事業6,086万2,000円につきましては、普通河川大平川ほか24カ所において、工法の検討や工事用用地借上げ、運搬路の選定など、地元との調整に不測の日数を要した事から、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

なお、繰り越すべき財源内訳等につきましては、記載内容のとおりでございます。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく、繰越計算書の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長(久保美博君) ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長(久保美博君) ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。従って、報告のとおり受理することにいたします。

---

#### 日程第7 報告第2号 令和5年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算について

○議長(久保美博君) 「日程第7 報告第2号 令和5年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第2号 令和5年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算」につきましては、地方公営企業法第26条第1項に規定する建設改良費の繰越額でございまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものでございます。その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「報告第2号 令和5年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算」につきましてご報告させていただきます。

議案書の8ページをご覧ください。

款、項、事業名、翌年度繰越額と、簡単に事業内容と繰越理由につきましてご説明いたします。

4款資本的支出1項建設改良費でございます。

建設改良事業、翌年度繰越額の3億6,303万7,000円につきまして、主なものとしまして、国の令和5年度補正予算により前倒して実施の重要給水施設配水管耐震化事業及び小田地区基幹改良事業について事業期間の確保が出来ないことから、予算を繰り越したものでございます。

なお、繰り越しすべき財源につきましては、繰越計算書記載のとおり、企業債、補助金及び損益勘定留保資金でございます。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく、繰越計算書の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。従って、報告のとおり受理することといたします。

---

#### 日程第8 報告第3号 令和5年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算について

○議長（久保美博君） 「日程第8 報告第3号 令和5年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第3号 令和5年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算」につきましては、地方公営企業法第26条第1項に規定する建設改良費の繰越額でございます。地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは「報告第3号 令和5年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算」につきましてご報告させていただきます。

議案書1の9ページをご覧ください。

款、項、事業名、翌年度繰越額と、簡単に事業内容と繰越理由につきまして、ご説明いたします。

4款資本的支出1項建設改良費でございます。

建設改良事業、翌年度繰越額の737万円につきましては、内子町浄化センター再構築基本設計、耐震実施計画における水処理設備 NO. 1 オキシデーショondiッチ施設の耐震診断、非線形解析に係る委託業務でございます。

この建設改良事業につきましては、日本下水道事業団と協定を結び、委託して実施しておりますが、オキシデーショondiッチの施設の追加協定による実施において、年度内に完成が見込めず、予算を繰り越したものでございます。

なお、繰り越しすべき財源につきましては、繰越計算書記載のとおり、補助金及び損益勘定留保資金でございます。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく、繰越計算書の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野議員。

○12番（下野安彦君） ちょっと分からないんですけど、オキシデーションとは、どういったものですか。ちょっと質問を。分かるようにしていただきたらと思います。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 失礼いたします。先程の下野議員さんの質問に対して、ご回答いたします。

オキシデーショondiッチとは、処理施設場内にあります処理物を分解するための施設でございます。その中を経由することで汚水を処理しております。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 私の方から説明をさせていただきます。

処理方式にはですね、いくつかございます。例えば、深い何mもあるような池を作って、そこに強制的にですね、空気を送って。要は処理する仕方というのは微生物、そういうものに汚物を食べさせて、それで綺麗で澄んだ水を作るという、そのシステム自体はどの方式も変わりません。ただ、そのときにですね、深い、あまり面積は必要としないんですけども、オキシデーショondiッチと比べてですね、そういう深い層の中へ強制的に空気を送って綺麗にする方法と。これ、まあ大洲市なんかがそうなんです、内子の場合はですね、面積は少しいるんですけども、浅い深さでですね、攪拌をしながら、そして空気も入れながら。そして水流を作って、また攪拌しながらということを繰り返すことによってですね、水を綺麗にしていくということになります。これどこがいいかということになりますと、運転がですね、容易であるということと、そういう運転が容易であるということは、水質もある程度、安定して出せるということにつながるというようなことですね、内子町はそれを採用しているということになります。処理方式がいくつかある、その中のひとつとして容易性を考えてこの方式を使っているということでございます。以上でございます。

○議長（久保美博君） 他に質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

---

日程第 9 議認第3号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

日程第 10 議認第4号 内子町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（久保美博君） 「日程第9 議認第3号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） 「議認第3号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」、「議認第4号 内子町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めること」につきましては、いずれも令和6年4月1日に施行する必要があると、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。相互に関連がございますので、一括して提案させていただき、その内容につきましては、税務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○税務課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮税務課長。

〔久保宮賢次税務課長登壇〕

○税務課長（久保宮賢次君） それでは、「議認第3号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」、「議認第4号 内子町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」ご説明を申しあげます。

議案書1の10ページをご覧ください。

令和6年度の税制改正に関連し、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、4月1日に施行されました。内子町税条例の一部改正及びそれに関連する内子町税の徴収等の特例に関する条例の一部改正について、4月1日に施行する必要性があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

「議認第3号」に係る専決処分、改正条文は、11ページから23ページに掲載しております。

それでは最初に、専決処分をしました「議認第3号 内子町税条例の改正」につきまして、概要を説明させていただきます。

新旧対照表は、議案説明資料3の1ページから17ページまでとなっております。

具体的な改正内容につきまして、議案説明資料3の21ページ、「内子町税条例の一部を改正する条例（概要）」で説明をさせていただきます。

今回の改正の主なものは、減免に関する規定、定額減税、固定資産税、その他の改正となります。

1つ目、町民税の減免につきまして、税条例第51条に係るものでございますけれども、震災、風水害等の災害による減免規定を追加し、また職権による減免を可能とする規定を追加するものでございます。

2つ目、個人住民税に係る特別税額控除（定額減税）が実施されることとなったことから、附則第7条の6から第7条の9までの4条を加えるものでございます。

定額減税につきましては、対象者は令和6年度個人住民税の所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者となります。定額減税の額は納税者本人1万円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき1万円となります。

定額減税を行った場合の個人住民税の徴収方法につきましては、(1)に示しております給与などからの天引きによる特別徴収の場合は、令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の年税額を令和6年7月分から令和7年5月までの11か月に分割して課税をいたします。

(2)普通徴収の方は、定額減税前の税額をもとに算出された令和6年6月の第1期分から控除をし、減税しきれない場合は7月から随時減税をしていきます。

(3) 公的年金等に係る特別徴収の方は、定額減税前の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、12月分以降の特別徴収税額から順次控除をされます。

改正の3つ目は、固定資産税に係るものでございます。今年度実施される固定資産の評価替えに伴い、土地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の負担調整措置を行うものでございます。

また、新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅について、申告書の提出がなかった場合においても、減免措置の要件に該当すると認められるときは、特例措置を適用することができることとするものでございます。

その他、新たな公益信託制度の創設に伴いまして、公益信託の信託財産とするために支出された公益信託に係る信託事務に関連する寄付金を寄付金控除の対象とするなど、必要な規定の整備を行っています。

改正条文ごとの概要につきましては、18ページから20ページまでの内子町税条例の改正概要に掲載しておりますので、ご確認をください。

続きまして、「議認第4号 内子町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

本条例につきましても、個人住民税に係る特別税額控除(定額減税)の実施に伴いまして、令和6年4月1日に施行する必要があったことから、令和6年3月31日に専決処分したものでございます。

「議認第4号」に係る専決処分、改正条文につきましては、25ページから29ページに掲載をしております。

新旧対照表は、議案説明資料3の22ページから24ページまでとなっております。

定額減税の普通徴収分につきましては、内子町税条例では、個人町民税では4期の納期になっており、第1期分から減税を行い、減税しきれない場合は第2期から第4期までの納期において随時減税していくこととしておりますけれども、内子町税の徴収等の特例に関する条例に基づき、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税の合計額を10期に分けて徴収しておりますので、減税しきれない場合に、10期まで順次減税していくための条例改正を行うものでございます。

改正条文は少し分かりにくい表現となっておりますけれども、先程の「内子町税条例の一部を改正する条例」概要説明資料の2の(2)のとおり、1期から順次減税を行い、第1期分で減税しきれない場合は第2期で減税を行い、残った場合は順次、次の納期から減税していくものでございます。第10期まで減税することができるよう、10号までの規定を整備する条例改正としております。

以上で、「議認第3号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」、「議認第4号 内子町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） ただ今、説明が終わりました。「議認第3号」と「議認第4号」、一括して説明が終わりました。この取扱いについては、一括でさせていただいたと思います。なお、今の質疑、討論、採決については個別に行ったらと思います。それでご了解いただいたらと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） それでは、「議認第3号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分承認を求めることについて」の質疑がありましたら受けたいと思います。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎議員。

○14番（山崎正史君） 1点です。町民税の関係ですけど、特別徴収で会社で、例えば次年の分も一緒にきているんじゃないかなと。毎月5月から6月まで。6月がちょうど改正期になるんで。この間、うち、役場から通知が、すでに次年度からはこの税金がこの人にはいくら、この人にはいくら、本人にはいくらかかりますからって。その金額を特別徴収で引き落とししますよね。そういう場合は、定率減税で1万円だったら、これ特別徴収の場合は6月はなんか徴収をしないように書いてあるわけですけど、説明のやつで。僕も詳しくは見えていないんですけど、6月からすでに落ちるような書類がきとったような気がするんですけど、それは私たちの勘違いなのか。6月は町民税を、特別徴収の場合は、説明資料の中では6月には徴収しないと書いてありますから。その辺をちょっと聞きたいんです。それで職員の方も一緒にまとめて払いますから、あれが町民税だと思うんですけど。

○税務課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮税務課長。

○税務課長（久保宮賢次君） 特別徴収につきましては、町民税の所得割に係るものについて減税がされます。そういった方については6月分は徴収しないというふうな通知になっていると思います。ただ、均等割の課税、均等割のみ課税の方につきましては、6月分は均等に、6月から税金として納めていただくようになっております。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎議員。

○14番（山崎正史君） その均等割と所得割といいますかね。そしたら、所得割に関しては7月からなるということですか。均等割の分だけ納めるということ。例えば、所得が増えとったら、去年。去年の所得が対象になりますから。去年の1月から12月まで。それで計算して、この間の町民税を算出ということだと思うんですけど。前年度上がるとる人は自ずと上がってきます。下がるとる人は、下がる人もおりますよね。それでもこれ、特別徴収の場合には、6月分は徴収しないというのが。均等割は6月分に払って、そしたらその税金の半端がある分は6月分で調整して、おそらく7月から5月までは同じ金額でそれぞれが払うような月別の書類が来るわけなんですけど、それで給料から引き落として一括して

払う特別徴収。給料から、会社としては職員からもらうというような方式をとってもらんですけど、なんかこれを見ると、なんとなく6月は払わなくていいのかなという感じがするんですが、はっきり分からないところもあるので、またいけんかったら聞きますが、僕の考え方が違うのかどうか。その点だけ、ちょっと。

○税務課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮税務課長。

○税務課長（久保宮賢次君） ちょっと説明が少し分かりにくかったんですけども、所得割と均等割が変わっている方については、6月分の徴収がありません。均等割だけ課税されている方は6月分の徴収があるということでございます。

○議長（久保美博君） 他、質疑はありませんか。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野議員。

○12番（下野安彦君） 固定資産税の認定長期優良住宅にかかる分については、申告書の提出がない場合というのは、結局その方に関しては、行政の方からこういう手続きをしてもらえますかという書類をせずとも、もう登記をしている時点でその状態が分かっているので対象になるということでもよろしいのでしょうか。手続きを何もしなくても、もう行政の方がそのように対応されるということでもよろしいでしょうか。

○税務課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮税務課長。

○税務課長（久保宮賢次君） 認定長期優良住宅に関する特例につきましては、マンション等の戸別の購入等に関するものになります。一定の要件に該当するという場合は、周りの購入者がこういった減税の適用を受けられる場合になっているということの場合で、そういったその中の同じ建物のマンションの1室を購入した場合に同じような適用を受けられるということになっております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野議員。

○12番（下野安彦君） 当町では、そういう該当するところはあまりないということですか。あるんですか。

○税務課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮税務課長。

○税務課長（久保宮賢次君） ちょっと詳しく調べたことはございませんが、私の方では認識しておりませんので、はっきりしたことは言えないんですけど、賃貸の方が内子町は多いと思います。分譲というのは、あんまりないのかなというようには感じておりますけれども、そういったものが出た場合には、こういった条例を適応するということになっているということでございます。

○議長（久保美博君） 他に質疑はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根議員。

○3番（関根律之君） この定額減税の町民税のことでちょっと質問するんですが、これは昨年、岸田首相が突然決めた1人4万円の減税の分の町民税の分だと思うんですが、こういった11カ月にわたって分割で減税していくということになるとシステム改修なんかも必要になるんじゃないかと思うんですが、システム改修が必要なかったとしても、それなりの人件費が今までよりも余計にかかる。しかも、これ来年度以降はなくて今年度限りのものなようなんですが、その辺りですね、システム改修にかかる経費であるとか、人件費が余計にかかる分について国から後で手当されるというようなことになっているのでしょうか。

○税務課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮税務課長。

○税務課長（久保宮賢次君） 税務課所管は減税にかかるもので、給与を支払ったりだとか、事業者の通知はちょっと細かく確認はできておりませんが、そういった手当があるというようなことは私が聞いた範囲ではございませんので、もう各事業所で対応ということになるのかなというふうには感じております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根議員。

○3番（関根律之君） 私が質問したのはですね、町民税にかかる減税分。10ヶ月、11ヶ月にわたって分割で減らしていくわけですね。その分は今までとは違って、今年度限りそういった特別な業務が発生するんじゃないかと思うんですが、その分の経費というのはシステム改修であるとか、人件費の分というのは国から手当されるのかということを質問したんです。

○税務課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮税務課長。

○税務課長（久保宮賢次君） すみません。質問の受け止め方が間違っておりました。申し訳ありませんでした。

減税につきましては、今の特別徴収のシステムの中でできておまして、大きな改修費用というのは発生しておりません。システムで計算して打ち出しができますので、通常の業務以上の労力が発生するということもございません。

○議長（久保美博君） 他に質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議認第3号」の採決を行います。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（久保美博君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、「議認第4号」の質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。

[「なし。」の声あり]

○議長（久保美博君） ありませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（久保美博君） ありませんので、討論を終結します。

これより、「議認第4号」の採決を行います。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。午前11時20分より再開いたします。

午前 11時10分 休憩

---

午前 11時20分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

---

**日程第 11 議認第5号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての  
専決処分の承認を求めることについて**

○議長（久保美博君） 「日程第11 議認第5号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） 「議認第5号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めること」につきましては、令和6年7月1日に施行する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては、税務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○税務課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮税務課長。

〔久保宮賢次税務課長登壇〕

○税務課長（久保宮賢次君） それでは、「議認第5号 内子町国民保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」ご説明を申し上げます。

議案書1の30ページをお願いいたします。

令和6年度税制改正に関連し、地方税法施行令が3月30日に公布され、4月1日に施行されました。内子町国民健康保険税条例の一部改正を4月1日に施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分につきましては、次の31ページとなっております。

改正条文につきましては、32ページに掲載をしております。

次に、新旧対照表は、議案説明資料3の25ページから26ページまでとなっております。

それでは、専決処分いたしました条例改正の概要につきましては資料にて説明させていただきますので、議案説明資料3の27ページの資料1をご覧ください。

今回の改正は2点となっております。

まず1つ目は課税限度額の引上げで、負担の公平性の確保及び中間所得層の負担の軽減を図る観点から、後期高齢者支援金賦課分の限度額を「22万円」から「24万円」に引き上げ、限度額合計を106万円とするものでございます。

課税限度額は、限度額超過世帯の割合を1.5%に近づけるように段階的に引き上げていくルールのもと、団塊の世代の後期高齢者入りで増加傾向が続く後期高齢者支援金分を2万円引き上げるものでございます。

医療費の増嵩が見込まれる中、国保税率の引き上げだけで必要な収入を賄おうとすれば、高所得層の負担は変わらず中間所得層を中心に負担を求める構造となることから、限度額引き上げによって高所得層にも応分の負担を求め、中間所得層の負担上昇をできる限り緩和するものでございます。

2つ目は軽減判定所得の見直しです。

次の28ページをご覧ください。

内子町の国民健康保険税は、均等割と世帯割の応益割と、所得割と資産割の応能割の合計額によって課税されており、保険税の負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益割に係る保険税を、その所得に応じて7割、5割、2割と軽減することとしております。

この低所得世帯に対する軽減措置について、今回、経済動向等を踏まえ、5割軽減、2割軽減基準の軽減世帯判定について、当該軽減を現在受けている世帯が、生活水準が変わらなければ、引き続き軽減を受けることができるよう改正を行うものでございます。

具体的には、世帯の軽減判定所得の算定における軽減基準額を、被保険者等の数に乗ずべき金額について、5割軽減は「28万5,000円」から「29万円」に、2割軽減は「52万円」から「53万5,000円」に引き上げるものでございます。

以上で「内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根議員。

○3番（関根律之君） ちょっと参考までにぐらゐの感じでお聞きするんですが、この5割軽減と2割軽減が5,000円引き上げられるということで、これによって対象者がそれぞれ何人増えるのかっていうのはシステム上でぱっと出てくるんじゃないかなという気がするんですけど、そういうのをもし数字が分かっているようでしたら教えていただけますか。

○税務課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮税務課長。

○税務課長（久保宮賢次君） 今、ちょっと賦課をしている最中でありまして、まだちょっと出ておりませんので、はっきりした数字はまだ出ていない状況でございます。ご了承いただいたと思います。

○議長（久保美博君） その他、ありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。ありませんので、これにて討論を終結します。

これより「議認第5号」の採決を行います。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、本案を原案のとおり可決されました。

---

**日程第 12 議認第6号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて**

○議長（久保美博君） 「日程第12 議認第6号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） 「議認第6号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第13号）」につきまして、期日に施行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては、副町長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（久保美博君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） 「議認第6号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めること」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書1の33ページをお願いいたします。

本予算につきましては、期日に施行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、町長が専決処分したものにつきまして報告し、承認を求めるものでございます。

35ページをお開きください。

「令和5年度内子町一般会計補正予算（第13号）」につきましては、歳入歳出それぞれ2,889万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を115億8,348万6,000円と定めるものでございます。前年度の最終予算と比較して、5億3,993万5,000円の増、率にして4.9%の増でございます。

40ページをお願いいたします。

第2表では、地方債の限度額を補正しております。

緊急自然災害防止対策事業債を2,520万円から2,380万円に。過疎対策事業債を2億6,840万円から2億6,540万円に。

それから、41ページをお願いします。

災害復旧事業債を9,710万円から7,250万円にそれぞれ補正をしております。

続いて、44ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。歳出の表中、右の欄に補正額の財源内訳を示しております。

地方債2,900万円減額。その他特定財源4,407万9,000円減額。一般財源1億197万6,000円増額でございます。

次に、補正予算の内容についてご説明をいたします。

まず、歳入でございます。

45ページの上段、2款1項1目地方揮発油譲与税から、47ページ、上段でございます。10款1項1目交通安全対策特別交付金まで、交付金の額の確定による予算調整を行っております。

同じく47ページの中段です。

17款1項1目基金繰入金において、総額2億2,384万6,000円の減額補正を行っています。

その内訳につきましては、財政調整基金繰入金1億7,371万5,000円の減額。公共施設整備基金繰入金1,438万8,000円の減額。地域振興基金繰入金3,574万3,000円の減額でございます。

同ページ、下段の20款1項町債でございます。事業費の確定により、6目土木債140万円の減額。8目教育債300万円の減額。10目災害復旧事業債2,460万円の減額でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

48ページ、2款総務費から、50ページ、11款災害復旧費までの歳出予算の補正につきましては、歳入予算の調整に伴う財源補正のほか。

51ページをお開きください。

13款1項1目基金費において、減債基金積立金2,889万7,000円の増額補正を行っています。これは、国の「令和5年度補正予算（第1号）」に伴う対応として、総務省より「増額分につきましては、減債基金へ積み立てること」という通知に基づき、増額の予算を計上したものでございます。

以上、「議認第6号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

これより、「議認第6号」の採決を行います。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 13 議案第44号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第13 議案第44号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第44号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例」につきましては、内子町中小企業・小規模企業振興協議会を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、町並・地域振興課長の説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） それでは、「議案第44号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の53ページをお開きください。

本案は、内子町中小企業・小規模企業振興協議会の廃止に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

54ページに改正条例案を掲載しております。

また、議案説明資料3の29ページには、新旧対照表を掲載しております。説明は新旧対照表にて行います。

別表中、内子町中小企業・小規模企業振興協議会は、「町長の諮問に応じ、中小企業・小規模企業の振興に係る条例制定について協議し、答申すること」を担任事務としておりましたが、目的を達成したため本協議会を廃止し、削除するものです。

この条例は、公布の日から施行します。

以上、「議案第44号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第44号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第44号」は産業建設厚生常任委員会に付託されることに決定しました。

---

#### 日程第 14 議案第45号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第14 議案第45号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第45号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、内子町中小企業・小規模企業振興協議会の廃止に伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） それでは、「議案第45号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の55ページをお開きください。

本案は、内子町中小企業・小規模企業振興協議会の廃止に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

56ページに改正条例案を掲載しております。

また、議案説明資料3の30ページをお開きください。

この30ページは、新旧対照表を掲載しております。説明は、新旧対照表にて行います。

別表中、先程、「内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例」におきまして、内子町中小企業・小規模企業振興協議会を廃止する改正条例案をご説明させていただきましたことから、別表中、内子町中小企業・小規模企業振興協議会委員を廃止することから、当委員の項を削除するものでございます。この条例は、公布の日から施行します。

以上、「議案第45号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第45号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第45号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 15 議案第46号 内子町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する  
条例について

○議長（久保美博君） 「日程第15 議案第46号 内子町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第46号 内子町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例」につきましては、内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区保存計画が、内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区保存活用計画に改正されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） それでは、「議案第46号 内子町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の57ページをお開きください。

本案は、内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区保存計画が内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区保存活用計画に改正されるため、本条例の一部改正を行うものでございます。

58ページに改正条例案を掲載しております。

また、議案説明資料3の31ページには、新旧対照表を掲載しております。説明は、新旧対照表にて行います。

第3条中の見出し及び本文中「保存計画」を「保存活用計画」に改めるものでございます。

今回の改正の経緯といたしましては、昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになりました。

内子町においては、昭和53年から町の単独で修理・修景事業を実施し、昭和57年に重要伝統的建造物群保存地区。以下、「伝建地区」と呼ばさせていただきます。に選定されて以降は、国と県の補助を受けた修理・修景事業が実施され、伝建地区の歴史的な景観は向上してきております。

今回の改正は、文化財保護法が平成31年に改正となったことから、「保存計画」を「保存活用計画」とされたことを受けて、本条例の一部改正を行うものでございます。その後、審議会を重ね、委員の意見等を聴いて保存活用計画（案）を策定し、町民の意見を伺うことから、パブリック・コメントを令和6年3月15日から4月15日の1か月間実施しました

ところ、特段意見の提出はありませんでした。

この条例は、公布の日から施行します。

以上、「議案46号 内子町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第46号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第46号」は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

**日程第 16 議案第47号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（久保美博君） 「日程第16 議案第47号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第47号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第47号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書の59ページをお願いいたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正条例案は60ページに、また議案説明資料の32ページに新旧対照表を掲載しております。

説明は、議案説明資料にて行います。

議案説明資料の32ページをお願いいたします。

今回の法改正のポイントの1つは、「マイナンバーの利用及び情報連携にかかる規定の見直し」でございます。マイナンバーを利用した情報連携を速やかに行うため、これまで同法律に規定されておりました情報連携が可能な事務や特定個人情報を主務省令、各省の省令に規定することで、新たな情報連携を行う場合に、その都度、法改正を行う必要がなくなりました。

こうしたことから、マイナンバーの利用による情報連携が可能な事務などについて規定をしておりました同法律の別表第二が削除され、「特定個人番号利用事務」として定義をされ、各省令に規定されたため、条例におきましても、その利用範囲を定めておりました条例第4条第1項及び第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改めるものでございます。

併せまして、その際に情報連携されます特定個人情報は、このたび「利用特定個人情報」と規定されたことにより、条例第4条第3項中「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」及び「当該特定個人情報」、これらをそれぞれ「利用特定個人情報」、そして「当該利用特定個人情報」に改めるものでございます。

また、第2条においては、改正をしました「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」の用語を定義付けいたしております。

併せまして、号ずれの改正を行ってございます。

以上で、「議案第47号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第47号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第47号」は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 17 議案第48号 第6号 食缶洗浄機購入に係る物品購入契約について

○議長（久保美博君） 「日程第17 議案第48号 第6号 第6号 食缶洗浄機購入に係る物品購入契約について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第48号 第6号 食缶洗浄機購入に係る物品購入契約」につきましては、4月24日に入札を執行し、仮契約を締結した物品購入契約について議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、学校教育課長に説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） それでは、「議案第48号 第6号 食缶洗浄機購入に係る物品購入契約について」をご説明申し上げます。

議案につきましては、議案書1の61ページ。説明資料は、議案説明資料3の33ページ以降に概要を掲載しております。

議案書1の61ページをご覧ください。

提案の理由でございますが、老朽化した内子学校給食センターの食缶洗浄機の更新を目的とし、4月24日に入札を執行し、決定した落札業者と仮契約を締結した物品購入契約について、議会の議決を求めるものでございます。

契約の概要につきましては、議案説明資料3の33ページにてご説明させていただきます。

議案説明資料3の33ページをご覧ください。

1. 契約の方法は、3社による指名競争入札です。契約金額は1,166万円で、落札率は89.91%となります。

3. 落札事業者、契約の相手方ですけれども、愛媛県松山市北井門2丁目12番7号、日本調理機株式会社松山営業所所長、山本稔となります。

4. 機器の設置場所は、内子学校給食センターとなります。

設置場所につきましては1枚めくっていただきまして、34ページの食缶洗浄機設置位置図をご覧ください。

こちら、赤で囲んだ部分になりますけれども、こちらの食缶洗浄機を更新いたします。

33ページに戻っていただけたらと思います。

5. 機器の概要ですが、食缶、食缶の蓋、炊飯釜等を洗浄する洗浄機で、まず下洗いとして粗ゴミをとり、次に仕上げ洗浄を行います。2つの工程で洗浄いたします。衛生管理の面からも重要な機器になります。

また、運転開始から25年が経過していることから、今回更新するものです。

6. 納期は、令和6年8月31日とし、学校の夏休み中に設置いたします。

以上、「議案第48号 第6号 食缶洗浄機購入に係る物品購入契約について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野議員。

○12番（下野安彦君） 納期についてなんですけど、8月31日というたら、もう夏休み明けたらすぐになるんですけども、余裕をもって少し早めにした方がいいんじゃないかという心配があるんですけど、それで、もうさっと除けて、さっと設置するというのも、完璧な状況を確認されているのでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 納期については8月末を設定しておりますけれども、事前の業者との打ち合わせで7月中には設置できるということでお話をいただいております。

○議長（久保美博君） その他、ありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第48号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第48号」は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第 18 議案第49号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第1号）について

日程第 19 議案第50号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 20 議案第51号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について

○議長（久保美博君） 「日程第18 議案第49号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第1号）について」、「日程第19 議案第50号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、「日程第20 議案第51号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について」、以上3件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第49号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第1号）について」、「議案第50号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、「議案第51号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算（第1号）について」、以上3件につきまして一括してご説明申し上げます。

いずれも議案説明資料にてご説明いたします。

議案説明資料の35ページをお開きください。

「令和6年度内子町一般会計補正予算（第1号）」の補正につきましては、歳入歳出それぞれ12億3,893万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を112億6,893万4,000円と定めるものでございます。前年度の6月補正後予算と比較して、3億576万3,000円、率にして2.8%の増となっております。

表中右側に「一般会計補正予算（第1号）」の財源を示しておりますが、国県支出金6億9,963万2,000円、地方債4億3,440万円、その他特定財源7,917万3,000円、一般財源2,572万9,000円の増額となっております。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置、そしてまちづくりの柱である商工業の活性化、農林業の活性化、環境対策、魅力ある風景や生活の基盤整備、これらを主要施策として予算化しております。

36ページをお開きください。

商工業の活性化としまして、旧森家住宅の活用を進めてまいります。第1期工事及び監理業務委託、第2期実施設計業務委託に2億703万1,000円を計上しております。財源は、社会資本整備総合交付金7,950万7,000円、過疎対策事業債1億2,700万円、一般財源52万4,000円としております。

次に、観光客が訪れる町内の観光施設、観光案内所、道の駅など、ネットワーク型デジタルサイネージを活用した多言語のマナー啓発を行い、環境や地域住民の生活に悪影響を及ぼさないようオーバーツーリズムの未然防止に努めるため、デジタルサイネージ導入委託に2,613万6,000円を計上しております。財源は、ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業費補助金1,306万8,000円、一般財源1,306万8,000円としております。

次に、道の駅の機能強化のため、道の駅せせらぎに倉庫・加工所を設置するための設計業務委託561万6,000円を計上しております。財源は、公共施設整備基金繰入基金560万円、一般財源1万6,000円としております。

同ページ、右側です。

農林業の活性化としまして、森林へのアクセスを改善し、生産コストの軽減と輸送の効率化を進めるため、林道蔵ヶ谷面谷線を整備します。測量委託300万円、開設工事費3,700万円を計上しております。財源は、農山漁村地域整備交付金（山のみち）事業費補助金3,080万円、分担金200万円、過疎対策事業債710万円、一般財源10万円としております。

環境対策としましては、2050年のカーボンニュートラル実現を目指し、道の駅からりへの太陽光発電設備設置及びオフサイトによる送電手法等の調査を行うための事業委託費1,296万9,000円を計上しております。財源は、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金1,296万8,000円、一般財源1,000円としております。

次に、大瀬自治センター建設にあたり、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とするための認証取得にかかる業務委託229万9,000円を計上しております。財源は、公共施設整備基金繰入金229万9,000円としております。

37ページをお開きください。左側です。

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置としまして、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方へ給付を行う定額減税補足給付金1億円、事務費354万7,000円を計上しております。財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億354万7,000円としております。

次に、今年度新たに住民税非課税等となる世帯に対して1世帯10万円の給付を行う生活・暮らし支援特別給付金3,000万円、併せて、18歳以下の子ども1人あたり5万円の加算給付を行う子ども加算給付金150万円、事務費121万6,000円を計上しております。財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,271万6,000円としております。

同ページ、右側です。

魅力ある風景や生活の基盤整備としまして、児童生徒・教職員にとって安全で快適な学校施設を整備し、学校施設の長寿命化を推進するため、学校施設のトイレを改修します。学校施設トイレ環境整備工事費1億5,743万1,000円を計上しております。財源は、学校施設環境改善交付金5,169万6,000円、学校教育施設等整備事業債7,900万円、公共施設整備基金繰入金2,670万円、一般財源3万5,000円としております。

次に、人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成を目的に坂町小公園、仮称でございます。を整備するため、7,044万9,000円を計上しております。財源は、社会資本整備総合交付金2,449万9,000円、過疎対策事業債4,500万円、一般財源95万円としております。

次に、愛媛県及び肱川流域の大洲市、西予市、内子町が連携して水災害に備える「流域治水」を推進してまいります。住民及び民間事業者が設置する雨水浸透施設へ補助する流域治水実践支援プログラム事業補助181万1,000円を計上しております。財源は、河川整備費補助金90万6,000円、一般財源90万5,000円としております。

特別会計も議案説明資料3で説明いたします。

38ページをお開きください。

はじめに「議案第50号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

「令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ34万8,000円を追加し、19億6,329万8,000円と定めるものでございます。前年度の6月補正後予算と比較して、1億4,196万5,000円、率にして6.7%の減となっております。今回の補正は、現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化させることに伴うシステム改修費27万5,000円、マイナ保険証利用促進の啓発活動費7万3,000円を計上しております。

続きまして「議案第51号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

同ページ、下段です。

「令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ287万8,000円を追加し、4,425万円と定めるものでございます。前年度の当初予算と比較して251万5,000円、率にして6.0%の増となっております。今回の補正は、新入寮生の増加により光熱水費49万円、寮生給食委託31万4,000円、4月に発生した地震等により危険度が高まっている第3小田寮を修繕する費用207万4,000円を計上しております。

以上、「議案第49号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第1号）」から「議案第51号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）」についての3件についてご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第49号」から「議案第51号」までの補正予算3議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第49号」から「議案第51号」までの補正予算3議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

## 日程第 21 議案第52号 第22号 大瀬自治センター解体工事に係る工事請負契約について

○議長（久保美博君） 「日程第21 議案第52号 第22号 大瀬自治センター解体工事に係る工事請負契約について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第52号 第22号 第22号 大瀬自治センター解体工

事に係る工事請負契約」につきましては、5月29日に入札を執行し、仮契約を締結した工事請負契約について議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、自治・学習課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） 「議案第52号 第22号 大瀬自治センター解体工事に係る工事請負契約について」ご説明申し上げます。

追加議案書1—2の1ページをご覧ください。

契約の目的でございますが、「第22号 大瀬自治センター解体工事に係る工事請負」でございまして、契約の方法につきましては、一般競争入札による契約でございます。

契約金額は8,055万2,890円で、契約の相手方は喜多郡内子町五百木1370番地、有限会社慎栄建設代表取締役、小野良一でございます。

落札率につきましては、92.3%。

工期につきましては、議会の議決のあった翌日から令和7年2月14日の予定でございます。

追加議案資料3—2の1ページをご覧ください。

続きまして、工事概要についてご説明申し上げます。

大瀬自治センター解体工事の位置図、現況写真になります。現在の大瀬自治センターは昭和51年3月に建築されており、48年が経過をしております。老朽化が進んでいることや現在の建築基準法上における耐震性を満たしていないということから、現在の場所に建て替えを予定しているため、解体工事を行うものでございます。

工事の概要は、自治センター棟及び隣接する倉庫棟解体となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第52号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第52号」は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 22 議案第53号 第23号 立石自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について

○議長（久保美博君） 「日程第22 議案第53号 第23号 立石自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第53号 第23号 立石自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約」につきまして、5月29日に入札を執行し仮契約を締結した工事請負契約について、議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、自治・学習課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） 「議案第53号 第23号 立石自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について」ご説明申し上げます。

追加議案書1—2の2ページをご覧ください。

契約の目的でございますが、「第23号 立石自治会館新築建築主体工事に係る工事請負」でございまして、契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約金額は、7,777万円で、契約の相手方は、喜多郡内子町五十崎甲1948番地9、株式会社土居鉄工所五十崎支店取締役支店長、渡邊健二でございます。

落札率につきましては、97.61%、工期につきましては、議会の議決のあった翌日から令和6年12月20日の予定でございます。

追加議案資料3—2の2ページをご覧ください。

工事概要等についてご説明申し上げます。

位置図を添付させていただいております。現在の立石自治会館は下の写真のとおりで、昭和45年2月に建築されており、54年が経過しております。

次の3ページをお開きください。

左側、上には建物配置図を。新自治会館は黄色の部分でございます。右側には、平面図及び南側と東側の立面図になります。

施設の概要は、木造平屋建てで、延べ床面積198.74㎡で、ホール、和室、調理室、事務室、男女別・多目的トイレ等になっております。なお、電気・機械設備工事につきましては、設備工事として別途発注させていただいております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第53号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第53号」は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。午前はここまでとし、休憩します。午後1時25分から再開します。

午後 12時25分 休憩

---

午後 1時25分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

---

### 日程第 23 一般質問

○議長（久保美博君） 「日程第23 一般質問」に入ります。

質問は一問一答方式といたします。議員の発言時間は、会議規則56条第1項の規定により、30分以内とします。発言残時間は、右側の壁に設置しております残時間表示板でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。

理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を伝えてから発言してください。

質問通告者は5名であります。本日は質問者2名とし、あとの3名は明日行います。

それでは、受付順に質問を許します。

最初に、塩川まゆみ議員の発言を許します。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 議席番号2番、塩川まゆみです。6月定例会にあたりまして、通告に従い一般質問をいたします。

まず1問目は、地方自治法改正についてです。

政府は2024年3月1日、大規模災害や感染症などの非常時であれば、個別法に規定がなくても国が地方自治体に対して法的義務を持つ指示を行うことができる「指示権」を発動できるとする、地方自治法を改定する法律案を国会に提出しました。これは、国と地方公共団体との関係を対等と位置付けた2000年以来の地方分権の流れに逆行するものである

として、全国知事会や全国市長会、指定都市市長会、日本弁護士連合会などが懸念を表明してきました。

本定例会において、国に慎重審議を求める意見書を提出する準備をしておりましたが、大変遺憾なことに、5月28日の衆院総務委員会で可決され、30日には衆院本会議でも、賛成多数で可決されました。この後、審議は参議院に移ります。

私が今回、この地方自治法の改定に関して意見書の提出のみならず、一般質問でも取り上げようと考えたのは、これほど重要な事案にもかかわらず、一般的な関心はとても低い状況であることがひとつ、また、新聞やテレビなどの報道の見出しだけを追っていたら、災害時や感染症対策などを例として、緊急事態や非常時に備えての改正であるという言葉が並び、国民の間でも「それだったらしょうがない。」「むしろ国にちゃんと対応してもらった方が安心だ。」というような空気が醸成されつつあることに、大変な危機感を覚えたからです。

今回の改定で、国が指示を行使できる事態として「大規模災害」、「感染症のまん延」、これはすでにこれ個別法があるのですが、この2つはともかく、3つ目として「その他これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」とあるのが大きな問題だと考えます。これは国が必要であると閣議決定で判断すれば、要するに何でもありであり、極めて曖昧なものです。

5月30日の衆議院本会議の可決の際に、国に国会への事後報告を義務づける修正が加えられましたが、国会に対する事前の報告や承認は不要であり、閣議決定だけで自治体に法的義務を伴う指示を行うことができるというものです。近頃は、近隣国から何らかの飛翔体であったり、何か衛星であったり、正直申し上げて、よく分からない「Jアラート」がちょくちょくスマホに通知がまいります。これが例えば、「その他、重大な影響を及ぼす事態」と閣議決定がされてしまったら、そしてそこに自治体に何らかの対応をせよとの指示が来たら、地方自治体は従わなければならないわけです。

本来の閣議決定は、内閣総理大臣とその他国務大臣で構成され、その議決は多数決ではなく全員一致によるものであり、行政府の最高意思決定機関です。しかし、皆様ご存じのとおり、過去には「首相夫人は私人である」や「反社会的勢力の定義は困難である」など、閣僚が全員一致で判断してこのような内容かと驚きを禁じ得ないような閣議決定も散見されます。現在の国会の与野党の議席数、そして国務大臣の構成は、本来あるべき議会制民主主義の観点からは必ずしも健全なバランスをもって機能しているとは言いがたい状況にあり、このような状況下での閣議決定が、立法府である国会のチェックもないままに法を恣意的に運用できることに関しては、地方自治体の関係者として不安しかありません。この法案を管轄する総務大臣の国会委員会や本会議での答弁も「その他の事態」に関する説明は曖昧なままです。「特定の事態を念頭に置いていない」という答弁が繰り返され、根拠となる立法事実がないままに法律を作るといえることはありえないことです。しかし、そのありえないことが進行しており、しかも基礎自治体であるこの内子町の行政事務、そして議会にも深く関わる問題であります。これは真正面から見据え、ちゃんと町としての考えを今、確認してお

く必要があると思い、一般質問させていただきます。

まず1つ目。これまで述べてまいりましたが、このような今回の地方自治法の改定案について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、地方自治法の一部改正案が閣議決定され、現在、国会において審議をされております。その内容は、大規模な災害や感染症のまん延など、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が起きた場合、国が自治体に対して必要な措置を求め、支持できる権限が盛り込まれております。

改正法案は審議中であり、様々な議論が行われています。また、今のところ定義等が曖昧で、どのような場面において、どのような求めや指示があるのか具体的に想定しにくいことから、断定的なことは申し上げにくい状況でございます。

今回の改正法案は緊急事態時における特例であり、必要な限度における行使であること、また適切な状況把握や基本方針、講ずべき措置の検討のため、必要に応じ地方自治体に意見等を求めることとなっていることなどから、今般の新型コロナウイルス感染症などの事案に対応してきたことなどを踏まえると、その趣旨自体は一定程度、理解ができるものであります。

一方で、懸念されるのは運用についてであります。この指示権を乱用されることがありますと、憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権一括法を通じて、国と地方は対等、協力の関係と位置付けられたことが否定されるようなことになりかねませんので、その運用は大規模な危機事象への限定的な対応として、例外的かつ慎重に行われるべきと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。

先に述べましたように、全国知事会や全国市長会、指定都市市長会などは、今回の自治法の改正に関してすでに懸念を表明していますが、残念なことに全国町村会及び全国町村議長会からは何の意思表示もいまだに出ておりません。

今の町長の答弁をお伺いすると、町長としても慎重な運用を当然やってほしいという意図は感じられるんですけども、例えば全国町村会などで何らかの働きかけを、まずは愛媛県の中からですけども、されるお考えはないでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 現時点ではですね、考えておりません。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 続いて2つ目に移ります。

自治会制度の導入など、内子町としては住民自治を強力に推進してきた歴史があるわけですが、先程、町長の答弁の中にもありましたけれども、地方自治の本旨ということについて、この改正に絡めて、どのようにお考えかお聞かせください。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えいたします。

平成12年に地方分権一括法がスタートし市町村合併が推進されるなか、徐々に地域という概念が失われ、地域の暮らしや歴史、景観などへのこだわり、価値観が失われていきました。

そのため、心の豊かさを大切に「内子らしい暮らし」を創造する取り組み、地域の個性や資源を生かす地域振興策として、自分たちの地域のことは自分たち自身が知恵を出し合い、汗を流して、地域を作っていくことなどをねらいとした自治会制度を平成14年からスタートさせました。地域の夢や目標など、10年後の姿を描いた「地域づくり計画書」や行政と自治会による協働の地域づくりを推進するための「自治会運営費交付金」や「地域づくり事業費補助金」、「地域づくり担当職員制度」、これらに基づく地域運営がその柱であります。

一方、憲法第92条には、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨において法律でこれを定める」と規定されており、地方自治の本旨とは、一般的に地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素としての住民自治と国から独立した団体にゆだねられ、団体みずからの意思と責任のもとでなされるという自由主義的・地方分権的要素としての団体自治の2つの原則によって構成されると言われております。

現在、全国的に各自治体や地域が有する固有の歴史や文化、暮らしや生業などを大切に守り育て、つないでいくことの重要性が再認識され、そのための様々な取り組みが自治体と住民の皆さんの協働によって行われています。言い方を変えれば、そこに住む人たち自身がみずからの個性を大切にすることが、地域が豊かに存続していくための最も重要な条件のひとつになっているということだと思います。

こうしたことから、地方自治の本旨である住民自治の理念は、現在のまちづくり、地域づくり、今の時代に欠かせない視点であり、これまで行ってきた内子町のまちづくりは住民自治の理念にかなうものと考えており、これからも大切にしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。ありがとうございます。

地方自治の本旨、まさにおっしゃるとおりでありまして、今回の地方自治法の改正が問題になっているのは、これらの進められてきた地方自治の本旨自体が、そしてまた地方公共団体への国への関与のあり方というものが大きく変容するきっかけになるのではないかとということが懸念されているわけですね。もうこれほとんど釈迦に説法だと思うんですけども、地方分権一括法によって、これまで地方公共団体が国の下部機関であり、機関委任事務というものが廃止され、包括的指揮監督権というものが制度としては廃止されましたが、廃止されて、対等協力の関係となったんですけども、いろんな問題はまだ残んですけど。そのあとは、国の地方公共団体に対する関与というのは「法定主義の原則」、「一般法主義の原則」、「必要最小限の原則」、この3つに定められ、国の指示権は、法定受託事務については地方自治法で一般的にも認められているのに対して、「地方公共団体の自主性を尊重すべき」となっています。自治事務については、「国民の生命、身体又は財産の保護のため緊急に自治事務的確な処理を確保する必要がある場合」において、個別法で根拠規定を設けた上で国が加入するということなんですけれども、今回、地方自治法は先程から述べておりますようにこの部分、この法定受託事務と自治事務について、この境目を曖昧にするものであり、地方公共団体の関与のあり方自体、ひいては住民自治というものを脅かす事態であると考えるのですが、それについてはどのような懸念をお持ちでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） はい。先程の答弁でも申し上げましたようにですね、国と地方というのは平等であり、また対等に協力関係にもあるという状況にあります。ですので、そういういろんな懸念についてはですね、しっかりと国会の場でですね、そういった課題についてしっかりと議論していただく。もうそういうことをですね、お願いする。もうこれに尽きるのではないかなというふうに思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 国と地方自治体は対等の立場であるので、ある意味、国の暴走をストップするのも地方自治体の役目だと思うんですけども、お願いや経過を見るだけでなく、地方自治体として積極的に意見を発信していくことも大事かと思うんです。

3番ですけど。今回の、ちょっと今のと被るんですが、今回の改正案が内子町の団体自治及び住民自治に及ぼす可能性について、いかがお考えか。また総合計画や地域防災計画などにも、この先、国の指示が出た場合には当然関連してくると思うんですけども、そのような計画への影響はどのようにお考えでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問についてお答えをいたします。

今回の地方自治法の一部改正が団体自治及び住民自治に及ぼす可能性ですが、さっきの質問でお答えしたとおり、現時点ではまだ法案審議中であることから断定できるものではありませんが、その内容については、緊急事態時における特例であり、必要な限度においての行使であること、そして適切な状況把握や基本方針、講ずべき措置の検討のため必要に応じ、地方自治体の意見を求めることになっていることなどから、現段階において、法改正自体が即、国と地方の対等な関係や地方自治の本旨を大きく損なう等の影響を及ぼすものではないと考えております。また、総合計画や地域防災計画への影響についても同様でございます。

しかしながら全国知事会、各種団体等が懸念しているように、国の運用の如何により地方自治の本旨に反し、国の補充的な指示権が安易に行使されることなどがあれば、地方分権の国と地方間に対等、協力の関係という位置付けが否定されることとなりますので、緊急事態や指示の内容であるなどについての明確化、また指示権行使に至るまでの地方との適切な協議、調整等が必要と考えております。

こうしたことについて、国会審議を通じて明確化されることを期待したいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 先程、今の答弁にもあったんですけども、地方自治法の一部を改正する法律案の内容というのが出ていまして、このさっき私が言った、3番「大規模な災害、感染症のまん延その他及ぼす被害の程度においてこれらに類する公民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例」としてですね、4つあるんですね。

1つは、国による地方公共団体への資料または意見の提出の求め。事態対処の基本方針検討のため、国は地方公共団体に対し資料または意見の提出を求めることを、これは努力義務なんですけど、必ずではないんですが。

そして、2番目は先程から出ている国の地方公共団体に対する補充的な指示。事務処理について国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するために講ずべき措置に関し、必要な指示ができることとする。

そして、3つ目は都道府県の事務処理と規模に応じて市町村、これは保健所設置市区などが想定されているようですけども、要は処理する事務の、処理の調整ということで、国の指示により、都道府県や市、市区町村ですね、その間の事務処理の調整を国が行う。これ今すでに私たちも、例えば、大洲市さんと広域連合であったり、組合であったり、いろんな形

で連携しているんですけれども、この非常事態にあつて、国の指示によってその連携の形が形づくられる。

そして、4つ目は地方公共団体相互の応援、また職員派遣に関わる国の役割として、国によって応援の要求指示、職員発生派遣等のあっせんを可能にするとあります。

方が一、こういう本当、非常事態が発生して、仮に補助的指示が出なくても最前線で住民に対応することになるのは、基礎自治体である市町村、市区町村なんですね。現状を素早く把握して必要な支援を国に求めるというのは基礎自治体であり、この隣接する自治体広域の役割であると思いますし、こういう状況で国がどうやって現状を把握するのか。少なくともその災害対応なんかをトップダウンで指示されるような性質のものではないと考えるんです。まずこれが決まってしまうと、一番大変な目に遭うのは、現場の自治体の職員の皆さんであることは明らかなんですね。作業が増えれば、大変な負担になると思います。为什么呢。本来、自治法を改定するのであれば、求められるべきはさらなる分権化の推進であり、財源の移譲も含めて、基礎自治体の自力と問題解決能力を高めていくような法整備を国に求めていくというのが、あるべき姿だと思うんですね。現場の状況を全く把握してない状態で国から一連の指示が、これは現場を混乱させることがあつても、真の問題解決にはつながらないというのを、私たちはもう数年前の新型コロナウイルス感染症対策において、目撃し続けてきたばかりではないかと思うところがあります。

私は個人的には、感染症対策などについては可能な限りの予防原則に立ち、慎重な対応や強力な防護体制を基本的に支持するものではありませんけれども、そして過去の一般質問でも検査体制の充実などのお考えを伺ってまいりました。それでも、コロナ対策を通じて、地域の実情を全く理解せずに発出される国からの指示、例えば、もう本当に前の週に出された一斉休校であつたりとか、例えば、図書館、児童館、自治会館、公園などが利用禁止措置というのは、自粛という形でありましたけれども、密集した都市部ならともかく、例えば内子町のような環境で果たしてそこまでやる必要があつたのか。もう公式な形で総括されていないのではないかと思うんですが、新型コロナウイルス感染症対応における国や県からの指示について、その実効性や費用対効果をどのように評価されているか、少しお聞かせ願えますか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） はい。これはですね、非常に効果があつたのか、なかったのかということになりますとですね、非常に難しい問題だとは思いますが、やっぱり現場のことはですね、地方自治体、その現場を持っている自治体が一番理解しているわけです。ですので、そういったこと、それぞれ自治体、たくさん隣どうしで自治体ありますけれども、そういうところの調整、これは当然しっかりしていかなければなりません。そういうことですね、逆に混乱がですね、起きないようにですね、そういう制度にもしてほしいと思います。いろんな、逆に混乱を招いてはですね、何のための法律かということになりますので、そういっ

たところにも十分注意もしながらですね、この制度を作り込んでいってほしいなというふうには思っております。以上です。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。ありがとうございました。

町長も私と似たような危機感とかですね、国に慎重審議を求めのお考えをお持ちということが確認できて大変嬉しく思います。とりあえず衆議院は通過しましたが、この後、参議院での審議もありますし、慎重審議をもちろん求めていくことは当然なんですけど、この場で行政職員の皆さんと、また町民の皆様とこの問題を共有することで、深い関心を持ってですね、今後の議論を注視し、憲法に反する地方自治を脅かすような事態には毅然として反対する姿勢を示していただきたいと思います。

1問目はこのくらいで終わりました、続きまして2番目、観光行政についてです。

最初にお断りしておきますが、通告書では「本年度開始予定のデジタルマナーブック・デジタルマップ導入業務について」とリード文をつけているんですけども、内容といたしましては、午前中の町長の招集あいさつ及び行政報告の中で言及されました「デジタルサイネージ導入委託」、今回2,613万6,000円の予算がついておりますけど、その事業に関するものが主になることを最初にお断りしておきます。

さて、4月19日開催の全員協議会において、町並・地域振興課により「内子町オーバーツーリズムの未然防止による持続可能な推進事業」に関して説明を受けました。その中で「オーバーツーリズム、これは要するに観光客が集中することで過剰な混雑が起これ、環境や地域住民の生活に悪影響が及ぶ状況のことでありますが、このオーバーツーリズムの未然防止、抑制に努めるため、観光客が訪れる町内の観光施設などでネットワーク型デジタルサイネージを活用した多言語のマナー啓発を行う。」とあります。

そして、通告書にあります現在町のホームページで募集中の「内子町デジタルマナーブック・デジタルマップ導入業務」につきましても、その説明として「コロナ禍を経て国内外の観光需要が急激に回復するなか、内子町への来客数の増加、持続可能な観光に寄与するため、マナー違反の抑止及び防止を目指してデジタルマナーブック、デジタルマップを導入し、多言語で観光情報と併せて、地域や施設の実態に合ったマナー情報を提供することで、オーバーツーリズムの未然防止に努め、地域住民と来訪客双方の満足度向上を図ります」と説明がありました。この事業は、現在、受託事業者を募集中であり、これから6月下旬の契約締結に向けて具体化していくものだと理解しております。本事業に係る提案額上限として、1,042万5,800円とあります。

さて、デジタルマナーブック・デジタルマップ導入業務、そしてデジタルサイネージ導入委託事業ともに、主な目的は「オーバーツーリズムの未然防止」ということなので、予算から見る限り、本年度、内子町が観光行政において注力する大きなテーマのひとつは、この「オーバーツーリズムの未然防止」であると理解したのですが、ここで1つ目の質問です。

このデジタルサイネージ導入は、観光庁「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」に採択された事業ですが、この他にも、「受け入れ環境の整備・増強」や「地域住民と協働した観光振興」など、複数の支援対象となる取り組み例が観光庁のホームページでも紹介されているなか、あえてこの「マナー違反行為の防止・抑制」を選択した理由をお聞かせください。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 今回、本事業に採択されました「マナー啓発」は、一般型事業の補助対象メニュー7事業のうちの1つとなっております。

議員にご提示いただきました受け入れ環境の整備・増強については、ICTを活用したごみ箱設置や駐車場整備費などが対象経費となっており、管理体制を明確にしたKPIを出すことが要件となります。公募期間中に申請が困難であったことから見送りました。

また、地域住民と協働した観光振興については、内子町は町民と協力して町並保存の取り組みを実践してきただけでなく、村並み保存や山並み保存などの取り組みについても、地域を巻き込み、理解を得ながら行ってきた経緯もあることから、今回は見送りました。

このようなことから、「マナー啓発」を選択した理由としましては、オーバーツーリズムは観光公害とも言われており、地域住民の生活や自然環境に悪影響を及ぼしたり、地域の魅力を低下させたりする状況であることから、持続可能な観光地づくりを実現するためにも、観光客の受け入れと住民生活の質の確保を両立することができる対策が必要であると考えております。

マナー啓発が事前に施されていれば、マナー違反行為を未然に防ぐことが可能であり、当町においても国内外の観光需要は急増しており、オーバーツーリズムが発生しうるものであると予測しており、持続可能な観光地づくりを推進するための備えとしてオーバーツーリズムを未然に防止する対策はとても大切なことであると考えております。国内旅行者の回復やインバウンド需要の増加が起こるなか、観光のマナーを守っていただきながら、地域住民と共に観光客も気持ちよく内子町での時間を過ごしていただきたいと考え、応募する補助対象事業を検討したうえで「マナー啓発」の事業を選択いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。それに関連しまして、2つ目なんですけれども、それではデジタルサイネージ導入予定施設及び町内観光スポットにおけるマナー違反行為について、具体的に町が把握している事例をいくつかお聞かせ願います。

また、例えば観光客に関する困りごとなどを地域住民から聴収する体制は、現状どのようになっているのかも併せてお聞かせください。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） デジタルサイネージ導入予定施設や町内観光スポットにおけるマナー違反行為の具体的事例ですが、これまでに落書きの事案や土足厳禁の施設に土足で進入したり、ごみのポイ捨てが見受けられることはありましたが、現状、甚大なマナー違反行為の被害にあっているという情報は入っておりません。しかし、今後インバウンド需要を含めた観光客の増加により、マナー違反によるトラブルが増えることが予想されます。

また、観光客に関する困りごとを地域住民から聴取する体制の現状ですが、現時点で特別に聴取する体制や機会の設定は行っておりませんが、普段から住民の皆さんからのご意見をちょうだいできる体制はとれていると考えております。

内子町ビジターセンターや町並保存センターなどは町民と比較的近い場所にあることから、住民や観光客の皆さんからの声は随時いただいており、直接当課へご連絡いただくこともありますので、お届けいただいた情報をもとに随時、対処させていただいている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 先程の答弁でも、まずその国の補助事業があつて、その公募期間内の提出といたしますかね、いろんなその後の準備といたしますか。こちらの応募する体制と、もちろん、当然、町の現状を鑑みて、このマナー違反行為の防止・抑制を選択したというのは、一定の理解を得るものなんですけれども。これまでの2つの答弁を聞いていても、例えば、オーバーツーリズムの未然防止。そのオーバーツーリズムが発生の可能性は、いったい内子町でそれほど強力なものなのか。そしてまたこれらの事業の費用対効果に関しては、やはりちょっと疑問が残るんですね。もしオーバーツーリズムが発生するとしたらというか、すでにその問題が顕在化しているのは、多分、知清河原ではないかと思うんですけれども、あそこはもう車の乗り入れ、キャンプやバーベキュー、デイキャンプ、その他、訪れる人のマナーについてはいろんな苦情、私のところにも町民の方から聞こえてきます。ただ、あれはもう河原、河川敷でありまして、県の管轄であるということも承知しているんですけれども、今、そこにあるオーバーツーリズム、最も端的な出方として、この問題について町としては何か対策をされるんですか。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） まず、先程から繰り返しますが、特段、具体的なですね、甚大な被害というものは出てきていないんですが。

また、このオーバーツーリズムを導入することによっての費用対効果。これ非常に難しいことだと思います。一番にはやっぱり、この観光公害がなくなることが必要だというふうに考えているんですけども、その中で知清河原の件なんですけども、ここにつきましては当課の管轄ではございませんので、一概にしてですね、こちらの方でどうしたい、ああしたいというふうなことについてはですね、今のところはちょっと考えておりません。また、考えていなくてもですね、これ内子町の本当、観光スポットになっておりますので、またいろんな関係する課とも連携をとりながらですね、対処できるところは対処していかなければならないというふうに思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ただ今、答弁にもありましたように、本当、内子町の観光スポットと認識して、町外からたくさんのお客様がいらしている状態なので、これは早急に何らかの対応が必要かと思えます。

続きまして、3つ目なんですけれども。このデジタルサイネージ、引き続きなんですけど、4月19日全協で示された設置案11ヶ所について、この選定の根拠についてお聞かせください。そして、また今、当該施設にすでに既存の案内設備、例えば掲示板であったり、モニター、音声再生機器などがあると思いますが、それらと機能が重複する場合は、どのように導入を進めていくお考えでしょうか。

○町並・地域振興課長（大竹町並・地域振興課長） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） はい。設置場所を選定した根拠ですが、選定する際に検討したポイントが3つございます。

まず1つ目には、町のインターネット回線が接続可能な場所であること。2つ目に、多くの観光客が訪れる場所であること。3つ目には、観光客が周遊する際に目にとまりやすい場所であることを念頭に設置場所を検討いたしました。

また、当該施設の既存の案内設備との機能重複ですが、今回導入するデジタルサイネージの大きな特徴は、リアルタイムでの情報発信ができ、掲載できる情報量が豊富なことが挙げられます。ポスターや旬な情報、災害情報などについてもデータ化すれば、すぐに配信することが可能です。そのため、既存案内設備との重複ではなく、連動が図れるようなコンテンツ作りに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。ちょっといったん外れるんですけども、続きまして4つ目なんですけど、町内観光施設のバリアフリー化の進捗及び導入予定のサイネージの障がい者

などへの配慮についてお伺いしたいと思います。

以前、令和3年12月定例会でも一般質問させていただいたのですが、町内観光施設や観光スポットのバリアフリー化の現在の進捗状況っていうのはいかがでしょうか。例えば、店舗出入口への簡易スロープ、筆談やピクトグラム等の提示に役立つコミュニケーションボードの導入、またその時は岡山県倉敷市の美観地区におけるおもてなしマイスター制度などについてのご提案をしまして、前向きに検討するとの答弁をいただきましたが、その後どのようなになっているかちょっとお聞かせいただけたら。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） まず町内観光施設のバリアフリー化の進捗状況ですが、令和5年度において、伝建地区内にある町家資料館内にスロープを設置いたしました。また、木蠟資料館上芳我店についても、車椅子が庭園まで入れるよう対策を講じております。今後も利用者の声に耳を傾け、利便性向上のため、必要な対策を図っていきたくと考えております。

また、導入予定のデジタルサイネージの障がい者などへの対応についてでございますけれども、デジタルサイネージの機能といたしましては大きく4つありまして、1つ目には、インターネット接続による遠隔操作により、即時に情報を発信できる。2つ目、それぞれの設置場所ごとに共通の情報と施設に応じた個別の情報とを別々に発信できること。3つ目には、あらかじめ準備しておけば、緊急時のみに情報を一括して発信できること。4つ目には、タッチパネル操作により、自分で選択した情報を見られることなどの機能を有してございます。そのため、共通情報としてマナー啓発を行う一方で、施設に応じた案内などを表示させ、障がい者にも同様なサービスを受けることができますが、今回導入するデジタルサイネージが障がい者すべての方に対応できるものとはなっておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。再質問なんですけれども、またこの令和3年の時点では、内子商店街のバリアフリー化の現状については町は把握していないということで、その後、内子町商工会や内子まちづくり商店街協同組合などにも資料がないということなので、「状況把握に努めるとともに、関係団体と協力して必要に応じた対応を行っていきたく考えている。」との答弁をいただいておりますが、こちらの方の進捗も、その後いかがでしょうか。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） この点については申し訳ありません。まだ商店街の

バリアフリー化については把握はできておりません。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。この4番も含めてなんですけれども、繰り返したたみかてきたのはですね、私の考えなんですけど、発生する可能性が非常に低いオーバーツーリズムの対策に注力するよりも、内子町の観光行政においてもっと優先順位の高い問題があるんじゃないかということをご指摘申し上げたいわけなんです。先程のバリアフリー化もそうなんですけれども、高齢や障がいなどの理由で移動や情報取得、観光の情報取得自体に支援や配慮が必要な方々にも安心して内子町を訪れていただける体制を整える、インクルーシブな観光地であることを目指すというのは、非常にこの高齢化の進む日本社会においても、持続可能な観光推進事業に該当するのではないかと考えているんです。それで、またいろいろ観光行政の過去の資料なんかを見ていると、2000年初頭から町内の動線の問題というのは、繰り返し、繰り返しいろんな計画書や提言などでも指摘されていますよね。四国の観光地だったり、いろんなところで。まずJR内子駅からの流れ、町並駐車場から町並地域、内子座などと点在する観光施設の間の流れ。そして商店街の飲食店も含めた人流には改善の余地があることは、内外の関係者によっても指摘され続けています。

今回の後期総合計画の中にも、町内移動手段、二次交通の整備というのが挙げられており、それは今、駅でやっている電気自転車のレンタルなどが一定の効果を上げているということはもちろん、評価できることだと思うんですけれども、先程から申し上げている配慮の必要な方を包摂するような二次交通の整理、特に観光面でということには、まだまだ課題が多く残っていると思うんですけれども、その配慮が必要な方も包摂する持続可能な観光行政については、いかがお考えでしょうか。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） はい。まず、今回のオーバーツーリズム対策の事業なんですけども、我々は今、本当に今後起こり得る大切な事案であるということをもっと申し上げたいと思います。

それで、二次交通対策の問題なんですけども、ご存じのようにレンタサイクルとか、eバイクとか、加入台数を入れてきております。これ観光協会も主要となってやってきていただいているところがございますけども、まだまだこれでは不足をしておりますので、今、現在ですね、他の二次交通対策について検討しております。間もなくその公表をさせていただきたいというふうに考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） もちろん、マナー向上というのはとても大事なテーマだと思います。ただ観光行政を進めている中で、やっぱり全体的な観光のビジョンというのは、とても大

事。町としてどういう姿勢を打ち出すかっていうのはすごく大切なことだと思うんですけども、旧森家住宅の整備もそうですが、内子町、特に旧内子町地域というのは、町並みや内子座をはじめ、歴史的、伝統的な建物を保存活用して観光資源としています。その伝統的な建物に、常時鮮やかな、例えば、ひよっとしたら音も伴って映像を流し続けるデジタルサイネージというものが果たしてふさわしいのかどうか。特にインバウンド。古き良き日本の生活文化を体験したいと思って来られているお客様が本当にそれを求めているのかどうかというのが、ちょっと疑問に思うところがあるんですね。実効性についてはちょっと議論の余地もありますけど、一応、景観条例も整備してある内子町で、町並みにおいては駐車場の案内板1つも町並みに配慮した色にするなど、いろんなこだわりを持って取り組んできているんですが、例えば「暮らしと商い」やそういう古い町、古民家のような建物にですね、デジタルサイネージがピカピカしている状態っていうのが、果たしてそれが内子の目指す観光の姿なのかということ、これ全協でも結構言ったんですけど、すごく疑問に感じるんですよ。だから、さっきの今後の行政報告にも、町長の、最初にありましたけど、今度、ローテンプルクに行かれますよね。皆様。かの地の観光名所に、例えば、聖ヤコブ教会とか、中世の面影のあるお店の入口にデジタルサイネージが光っているかどうか、皆さん見てきてくださいと思うんですね。ごみのポイ捨てはやめましょうとか、落書きしないでくださいみたいなデジタルサイネージがローテンプルクの町にあったら、それはむしろ興ざめなんじゃないかと私なんかは思うんですけども。いかがでしょう、町長。個人的に結構ですけど。

○町長（小野植町長） はい。議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。それについてですね、これは捉え方になると思います。日本の内子にとってですね、そういうものを置くことの是非かみたいなことになるかと思うんですが。やっぱりですね、いろんな情報も出したい。マナーのそういう啓発も行っていきたい。そういう中でですね、やっぱり少しでもですね、そういうことを考えたときにですね、やっぱり効果があるというふうに考えて、今回提案させていただいております。確かに、おそらくローテンプルク市にはないと思います。ですが、やっぱり内子に来られる方ですね、先程から出ております障がい者の問題も含めてですね、安心して内子へ来ていただいて、ゆっくりと滞在していただいて、また帰っていただくということですね、その受け入れのひとつの方法としてですね、いろんな情報を掴んでいただく。そういうところから情報を得ていただく。それはあってもいいのかなあというふうに、私は考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。現在、国を挙げてDXデジタルトランスフォーメーションが推進されていまして、総務省は自治体DX、経産省はデジタルガバナンス・コード、観光庁は観光DXといった具合で、全部、もう本当みんなDXをめっちゃめっちゃ推しているわけで

すね。それぞれの説明の中には、DXっていうのは単なる紙のアナログ、アナログをデジタルにするようなデジタル化とか、IT化ではない。何か新しいビジネスや課題解決モデルを創出して、言うたら稼げる、稼げる力をみたいなのを必ずくっつけるんですけども、観光庁の定義によりますと、観光DXというのは業務のデジタル化により効率化を図るだけではなく、デジタル化によって収集されるデータの分析、利活用により、ビジネス戦略の再検討や新たなビジネスモデルの創出といった変革を行うものと位置付けられ、DX対応については、旅行者の利便性向上、周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化、観光デジタル人材の育成・活用の観点を踏まえ、地域の実情に応じて推進していくことが重要とあります。観光分野におけるDXの推進目的は、旅行者の消費拡大、再来訪促進、観光産業の収益・生産性向上を図り、稼ぐ地域を創出することとあります。それで、今回この、もちろん内子町観光行政のDXの一環として、このようなオーバーデジタル、デジタルサイネージマップを活用したオーバーツーリズムを未然に防ぐことが挙げられているわけですけども、これこの収益性の向上とかという視点から見ると、そこまで重要なことですかね。どうでしょうか。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） はい。今回の事業はオーバーツーリズムの未然防止ということで、ここで何か収益が生まれるかって言ったら、これ非常にまた費用対効果の問題になろうかと思うので、ちょっとここはまだ精査ができておりませんので、答弁の方は差し控えさせていただいたと思います。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。今ちょっとお話したようにですね、稼ぐ力とDXっていうものはどの自治体でも、今、言われているんですね。もう観光行政だけじゃなくあらゆる面でも、もうどこでも、全国津々浦々で推進されています。なので、しかもそのDX化すること自体はもちろん目的ではないんですね。この観光に関する、言ったら哲学みたいなものをしっかり打ち出していないと、他の場所との差別化は難しいと思うんです。でもそのこの町、この地域をしっかりと統合する確固とした哲学や美意識があるところに人がやってくると思うんです。それがまさに経験を提供するということだと考えるんです。やっぱり内子はこれまでも貴重な観光資源、随分良い状態で保存してきて、かつて内子座を復興し、町並みを整備し、そして石畳の村並みを守ろうというのも住民の皆さんが中心になって、素晴らしい運動がありました。その時には、少なくともそこをどういう場にしたいかというそれぞれの熱い思いがあったわけですね。今これから、この先、デジタル化も含めて、内子町の観光を考えると、ここは何ていうんですか。ちょっともう本当、確固たるビジョンというものを示していただきたい。先程のローテンブルクの例はひとつですけど、そういうことがあったらいいなと思ってこの質問をさせていただきました。来季の

総合計画や今後の観光ビジョンの再考に期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（久保美博君） ここで暫時休憩します。午後2時30分より再開します。

午後 2時20分 休憩

---

午後 2時30分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に城戸司議員の発言を許します。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 1番、城戸司です。

通告に従い、「町長選について」と「婚活について」質問していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議員の任期も3年が過ぎ、5月より最後の1年が始まりました。以前、参加した勉強会である方から言われた「石の上にも3年。まず3年間はしっかりと習い、その後に自分の色を取り入れたり、自分なりの形にきなさい。」という教えに感銘し、テレビで見ていた国会議員、県議会議員、先輩の内子町議会議員等に習い、自分なりの議員像というものを目指してきました。残りの1年では、自分らしさを取り入れていければと考えております。

さて、小野植町長も任期の3年が過ぎ、残り約半年となりました。前町長から引き継いだ事業等もあり、なかなかやりたいこと、自分の色が出せなかったのではないかとお察しします。そのような中、今任期では、前町長ができないといった高校卒業の年までの医療費の無償化を実現し、前年度からは中学生までの修学旅行の補助、今年度からはその補助の範囲も高校生にまで拡大する等、子育て支援でやっとやりたいことが実行できたのかなと考えます。

そこで最初の質問になりますが、公約に掲げたことはまだこれからで、現在は道半ばであることと思っておりますが、半年後にひかえる町長選について、町長の意思をお聞かせいただければと思います。

○議長（久保美博君） 城戸司議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。

私が町長に就任して3年半になろうとしていますが、就任時は新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっている真っ只中で、その対応が求められている時期でありました。日本は

諸外国に比べワクチン接種が遅れていましたが、就任後やっと接種ができるようになり、その後のスムーズな接種と感染予防のための手指消毒であるとか、マスクの着用、3密の回避、また、感染者に対しては差別を絶対しないようにと、時にみずからマイクを握り、町内放送で呼びかけ、新型コロナウイルス感染症の正しい理解と感染防止に取り組んでまいりました。また、この感染症により人の流れが途絶え、特に観光業、飲食業を中心とする産業に大きなダメージを与えることになりました。そのため、運転資金の無利子貸付や応援金等の給付、そしてプレミアムつき応援チケットやキャッシュレス決済還元事業などを実施することで、地域経済への影響を極力抑えるよう努めてまいりました。

また、就任後1年目にはロシアのウクライナ侵攻があり、内子町もすべての事業者や町民が物価高、原油高の影響をまともに受けることとなりました。そのため、農業や畜産事業者、そして運輸事業者や医療・福祉等事業者などに補助金や支援金を給付するとともに、子育て世帯や低所得者層等への給付金の給付を行い、特に町民全体に影響を受けているため、1人1万円の生活応援商品券を2回にわたり交付するなど、住民の皆様の暮らしや町内事業者の運営への影響を極力緩和しようとの思いで取り組んでまいりました。

さて、私の公約は、1つは新型コロナウイルス感染症対策の取り組みと、もう1つは人口減少対策に取り組むということを掲げ、就任いたしました。新型コロナウイルス感染症対策等については、今、申し上げたとおりであります。人口減少対策については、特に子どもたちの出生数が減少しており、本当に危機感を感じております。この対策については、何か1つのことを実行すれば解決するというのではなく、様々な取り組みを進めていく必要があります。みんなが内子町に住みたいと思う、魅力ある町を作らなければなりません。

そのためには、まず農林業、商工業が元気になることが必要であり、親元就農支援事業、林業就業支援事業を「はじめる・つなぐ商工活性化支援事業」などで担い手の確保に努めるとともに、農業機械施設整備事業などにより経営支援を行うなど、その対策を行っているところであります。

また、観光については特に大きな可能性を秘めていると考えておまして、内子座の改修や旧森家住宅整備、小田深山溪谷施設整備など、様々なソフトやハード事業をしっかりと進めていくことにより、交流人口や関係人口の増加を図り、そのことが経済にもしっかりと結びつくよう今、取り組みを進めているところであります。

また、私たちの町が住み続けられる町でなければなりませんので、子どもたちやお年寄りをはじめ、町民の方々が安心して暮らせる環境づくりをさらに整えていく必要があります。そのため、子育て支援でありますとか、高齢者福祉、移住者対策、企業誘致、防災対策、水道等のインフラ整備、景観整備、ICTの活用、そしてゼロカーボンシティの実現など、様々な取り組みを行っているところであります。新型コロナウイルス感染症がやっと落ち着き、現在、このような課題に一生懸命取り組んでいる状況でありますので、現時点では、次期の町長選については考えが及ばない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。ありがとうございます。

2期目に臨む意思を確認できれば、これからもですね、一般質問で答えていただくとか、実行に向けていけるのかなあという期待もできるので、できればちょっとはっきり明言もしていただきたいところではございますが、近々お答えいただいて、それに対して私たちも町長に対して、質問等で町政についてのお願いであったり、お聞きしたことを受けていただけたらと思いますので、なるべく、早い段階でお言葉を聞かせていただけたらと思います。何卒、よろしくをお願いします。

それでは、次に移っていきましょうと思います。

人口減少対策においてですが、内子に残って、また帰ってきてもらって、結婚して子どもを産んでもらってなどが理想であり、そのために試行錯誤していることと思います。

そこで、次の質問ですが、婚活についての（1）令和5年度にからりて実施された婚活イベントの成果を伺いたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それでは、城戸議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご質問のとおり、結婚を望む独身者に出会いの場を提供するため、昨年11月25日、土曜日に、道の駅内子フレッシュパークからりにおいて、婚活イベント「内子 de 恋物語」を実施いたしました。

当日は男女それぞれ10名が、結婚支援センター職員やボランティア推進員のフォローをいただきながら、1対1のプロフィールトーク、地元食材を取り入れた料理の食事会、ギルディング体験、散策を交えながらのフリートークなどを行って、事業を実施したところでございます。

令和5年度の婚活イベントの成果といたしましては3組のカップルが成立しております。その他、食事会やギルディング体験などを通して、内子の食、伝統工芸、からりの魅力が発信できたことも、このイベントを実施して得られた効果であると考えております。

参考ではございますけれども、この事業は4年度から実施しており、これまで、2組がご成婚されたという嬉しい報告を結婚支援センターからいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。私もですね、県の結婚支援センターの方から1組の結婚がっていうことをちょっと伺ったので、今回この質問を考えたんですけど。イベントとしてはです

ね、その時のカップルが成立するまでしか分からないと。結婚しても、個人っていうか、そのカップルの方、結婚された方たちから結婚支援センターに報告がなければ、県も県の結婚支援センターも分からないということですので、今、これまでに2組がご結婚ということですが、それ以上の成果があるのかなと思いますが、報告がないと分からないということは間違いないでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。議員ご指摘のとおりですね、このイベント自体、その後のことにつきましての報告の義務づけというのは行っておりませんので、カップルになられた方がですね、自主的に「結婚しました。」、そういったご報告があった場合のみ、我々も知る状況でございます。ですから、これ以上のもしかしたら成果があったのかもしれませんが、みずからですね、ご報告があったのが2組ということでございます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。ありがとうございます。

それではですね、やっぱりそうすると、イベント中にカップリングが成立していなくてもですね、その後交際するようになったりとか、結婚したりというのはゼロではないのかなと僕も考えます。これまでに町が集計している数字以上の成果があったのではないかと思いますので、今後もぜひ続けてほしいなと考えますが、そこで2の質問に移ります。

実施するからには、これまでの内容や問題を検討する必要があり、より成果を上げるためには、今後どうすればよいのかということを考えてきたと思います。なので、そのことを。今後について、どういったことを変えていけばより成功するか。先程、土曜日と言われましたが、土曜日と日曜日では、人の集まる早さが違う、申し込みの早さが違うであったりとかもあると思います。ちょっと伺えたらと思います。よろしくお願いします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。婚活イベントは、令和4年度、それから5年度、2カ年度実施をいたしております。まだまだ始めたばかりで、手探りの状況といったところがございます。

そのような中ではございますけれども、少しでも多くの方に関心を持っていただき、ご応募いただき、カップルになっていただくことで、婚活イベントの効果をより上げるためには、より多くの方にイベントの情報が届き、当日の会場では、限られた時間の中で、参加した男女がリラックスして交流できる雰囲気をつくることなどが大切ではないかと考えております。特に司会者やスタッフの場を盛り上げる技術、参加者へフォローができる人材の配置、会場の雰囲気、男女と一緒に取り組む体験型事業、その内容などが重要になると考えており

ます。

加えて、今後、参加者の年齢を絞った婚活イベントの開催、また身だしなみ講座や異性への接し方講座などの実施など、少しでも効果を上げることができる取り組みについて、結婚支援センターなど、専門機関と協議しながら検討を進めて参ります。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。年齢を絞るとお答えいただきました。私も全員協議会などで、そういった発言をさせていただいたと思いますが、20代から30代であったり、30代から40代といった分け方をしてほしいというような声も聞きます。「20代の若い子がいるのに40代の私が行っても、やっぱり。」っていうような、最初からもうスタートの時点でもう、という方も、声も聞きましたんで、そういった分け方をして、年数回、予算組みをしてというのが、1回に限らず、数回してはいかがでしょうか。お答えください。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。確かにですね、現在20代、30代の方を対象にいたしております。これをですね、例えば、20代、今回は30代とかですね、そういった的を絞った開催というのは今後考えていかなければいけないというふうに考えております。

またその内容につきましても、もう少し具体性のあるもの、そういったものをですね、考えながらやっていきたいというふうに思っております。

また、開催回数なんですけれども、これ現在、愛媛結婚支援センターというところをお願いをして実施しております。県内の他の市町も同じような状況でございます。その支援センターのキャパの理由がございまして、今、現在は各市町、年1回というのが実施できる条件といたしますかですね、そういったような状況になっております。

ですから、内容をですね、工夫することによって、1回しかできないとしましても、例えば、先程言いましたけれども、年齢を絞ったり、あるいは事業内容、今回、5年度でしたらギルディングの体験をしましたけれども、そういったものを充実させていくとか、あるいは町内に協力企業というのがありますので、協力企業であったり、またアドバイスをいただける方、そういった方、また近隣の状況、広域的な連携、そういったことも含めてですね、充実したイベントにしていくということで、当面は充実策を図っていきたいというふうに思っております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。複数回やっていただいて、結婚して町民が増えていくというのが理想ではあるかもしれないんですが、内子町の問題というか、農業等の事業が多いとか、そういったことも考えたりするとですね、農家の嫁や婿入りOKといったピンポイントで

攻めるようなこととしてはと思うんですが、そういった需要は少なそうですね。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。先程ですね、的を絞ったというようなことを求めさせていただきましてけれども、農家のお嫁さんの候補者といいますか、そういった方に絞ってというご提案だと思うんですけれども、確かに、的を絞るということは大切なことだというふうに我々も思っておりますけれども、それを具体的に農家のお嫁さん候補の方に絞るっていうのは、ちょっと今聞いたところですね、ちょっと的を絞りすぎかなという感じもするんですけれども、当面ですね、そういった1つのアドバイス、ご提言として設けさせていただきまして、今後ともですね、いろんなアドバイスに基づいて、ご意見をいただきながら、今年度の事業について組み立てをしていきたいというふうに思っております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。内子町はですね、パートナーシップ・ファミリーシップ宣言制度を実施することになりましたが、結婚して、子どもを産んで、まあ理想ではあります、それがすべてではないと。子どもができない悩みを抱えている方もやっぱりおりますし、そういったことも鑑みて、結婚したけど、そういった子どものことで別れることを選んだり、死別であったり、そういった方も存在するので、老後に向け、共同生活を視野に入れた方々のイベントとしてはと思うのですが、これは婚活とは別なんです、そういったことというのは難しいですかね。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） ありがたいご提言だというふうに思っているんですけれども、ちょっと婚活からですね、ちょっとだんだんこう離れてきてるのかなという感じもするんですけれども、これ婚活イベントにつきましても、何組カップルが成立しました、何組結婚されましたということが、もちろんゴールではありませんので、全体的なまちづくりの入口がひとつの婚活イベントだと思っております。その後、結婚され、出産されてですね、また子育て、教育、それから就労の問題であったりとか、いろいろ福祉の問題。そういったまちづくり全体の入口が婚活イベントかなというふうにも思っておりますので、婚活イベントといたしましては、次の施策へつないでいく、その最初というふうに位置付けておりますけれども、その次につながっていくひとつに、今ご提案いただいたような取り組みもあるかなというふうに思っておりますけれども、それについては、ちょっと今後の課題というふうにさせていただいたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。婚活も含めて、人口減少対策ということ念頭に置いてのパー

トナーシップのお話をちょっとさせていただいたこともあるんですが、まちづくり、人口減少対策をしながら、内子はこんなにいい町だと、私たち、ここにいる皆さんが胸を張って、誇りを持って言えると思いますので、内子のよさをアピールして、来てもらって、住んでもらって、最後を迎えてもらう。それが人口減少対策につながるのではないかなと思いますので、引き続き、いろんなことを考えていただいて、我々も提案させていただいたらと思いますので、また今後ともよろしくをお願いします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日、各常任委員会及び予算決算常任委員会に付託しました議案の審査報告については、会期末の6月14日の本会議でお願いいたします。

明日、5日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

---

午後 2時53分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和6年6月第140回内子町議会定例会会議録（第2日）

- 招集年月日 令和6年6月4日（火）  
 ○開会年月日 令和6年6月5日（水）  
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（14名）

1番	城戸	司君	2番	塩川	まゆみ君
3番	関根	律之君	4番	向井	一富君
5番	久保	美博君	6番	森永	和夫君
7番	菊地	幸雄君	8番	泉	浩壽君
9番	大木	雄君	10番	山本	徹君
12番	下野	安彦君	13番	林	博君
14番	山崎	正史君	15番	寺岡	保君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	黒澤賢治君	住民課長	上山淳一君
税務課長	久保宮賢次君	保健福祉課長	上野昌宏君
こども支援課長	山本勝利君	内子町保健センター所長	上石由起恵君
建設デザイン課長	亀内重範君	会計課長	田中哲君
町並・地域振興課長	大竹浩一君	小田支所長	中嶋優治君
農林振興課長	大久保裕記君	環境政策室長	高嶋由久子君
政策調整班長	二宮大昌君	危機管理班長	宮田哲郎君
上下水道対策班長	稲田彰二君	商工観光班長	大田陽市君
教育長	林純司君	学校教育課長	亀岡秀俊君
自治・学習課長	福見光生君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	北岡清君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局 局長 前野良二君 書記 本田紳太郎君

○議事日程（第6号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
 日程第 2 議事日程通告

日程第 3 一般質問

---

○本日の会議に付した事件  
日程第1から日程第3まで

---

午前10時00分 開会

---

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） ただ今から、本日の会議を開きます。

---

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、4番、向井一富議員、5番、森永和夫議員を指名します。

---

**日程第 2 議事日程通告**

○議長（久保美博君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第6号）」のとおりであります。

---

**日程第 3 一般質問**

○議長（久保美博君） 「日程第3 一般質問」に入ります。

質問は一問一答といたします。議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、30分以内とします。発言残時間は、右側の壁に設置しております残時間表示板でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。

理事者におかれましては、議員の質問の趣旨に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。

本日の質問者は3名です。

最初に関根律之議員の発言を許します。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） はい。3番、関根律之です。それでは、一般質問を始めます。

5月に公表された全国自治体での65歳以上の介護保険料の調査で、内子町は基準額が月7,500円で全国平均より約2割高い保険料で、県内20市町で最も高く、四国でも2

番目の高さになりました。保険料が高いことは介護サービスを充実して受けられているということでもあり、必ずしも悪いことばかりではありませんが、低所得者の割合が多いことも要因に挙げられており、多くの高齢者の負担感が大きくなっています。

さらに、今月に入っても円安の影響などによる物価高騰が続いており、この4月から年金給付は増額されましたが、物価上昇率には追いついていません。物価の影響を加味した実質賃金は、過去最長の24ヶ月連続マイナスで、相次ぐ食品値上げ。今月からはいよいよ国の補助金が打ち切れ、電気代も値上げとなり、物価高騰の影響は暮らしを直撃しています。

そんな中、1月には能登半島地震があり、先日も珠洲市などで大きな地震がありました。ここ内子町でも震度5弱の大きな地震もあり、南海トラフ地震など、将来起きる災害リスクの軽減のために、住宅の耐震化や指定避難所の設備の充実など、防災減災対策の課題はより一層、重要性が高まっています。また、子育てや教育支援、高齢者福祉など、暮らしに直結したことに、より多くの予算を使ってほしいという要望も高まっています。そんな中、内子町の新たな観光開発事業に対し、町民の厳しい目が注がれるのは、ある意味で当然のことではないでしょうか。

今回の一般質問は、4月、5月に議会に説明があった「旧森家住宅整備事業計画」、次に「小田深山渓谷施設整備基本計画案」、そして「町民のスマートフォン使用推進」について取り上げます。

まず、はじめに旧森家住宅整備事業計画についてです。

昨年、令和5年6月議会では、旧森家住宅の3期3カ年にわたる整備計画のうち、1期工事にあたる実施設計委託費1,100万円が、住民の要望、関係団体との合意形成の過程、事業全体の費用と期待される効果など、議会に対して必要な説明が不十分だという理由で事業の再考を求めるとし、本設計委託料1,100万円を減額する修正議案が賛成多数で可決されました。

その後、約1ヶ月後の7月臨時議会で同実施設計委託費は可決されましたが、付帯決議が可決され、その内容は「今後の計画策定・実施においては、町は情報公開と説明責任を果たし、幅広く町民の声を聞き、理解を得た内容とすること。また、事業全体にかかる費用や期待される効果等について明確に説明すること」などを求めました。

少なくともこの1年間で、旧森家住宅整備活用計画について、町民の理解は進んだのでしょうか。以下、質問をしていきたいと思えます。

(1) 令和5年度旧森家住宅実施設計に向けた整備活用計画によれば、財源見込みとして「国庫補助金2分の1、残り2分の1は過疎債を充当」とあるが、5月17日議会に示された令和6年度旧森家住宅整備予算で1期工事費1億8,849万円のうち、国負担分は7,950万円と約4割で、残りの財源は示されていませんでした。残りは過疎債を充当する予定ではなかったのでしょうか。過疎債を使った場合、今後、他の事業に過疎債を充当する際の影響をどのように考えているか伺います。

○議長（久保美博君） 関根律之議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 旧森家住宅整備の予算の財源ですが、国費は事業費の約8割が補助対象事業費となっておりまして、これは補助金の全体枠が少ないことから、このような状況になっております。

財源は、国費はもとより地方債も検討しておりますが、5月17日、全員協議会の時点では、最終的な起債額の財政協議ができていなかったことから、計上しておりませんでした。その時点、一般財源も確定していなかったため、国費内示額のみを示させていただいたところですが、6月議会提案の「一般会計補正予算（第1号）」にて、地方債（過疎債）を1億2,700万円計上させていただいております。

旧森家住宅整備事業に過疎債を使った場合の、今後、他の事業における影響ですが、充当対象となる事業に対して、可能なところ、他の事業にも充当する、できる予定としているところではございますが、限りはございますので、全体事業の中で調整していかなければならないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） はい。次に移ります。

2番目として、資材費の高騰などで工事費が上昇していますが、現時点で1期から3期まで全体での旧森家住宅整備の概算費用はいくらほどでしょうか。

また、国庫補助金の見込みと2期工事以降に過疎債を充当することも含め、整備費用として実質的な町の負担金をどのように見積もっていますでしょうか。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 資材高騰などで工事費が上昇している中、1期の実施設計から工事費は1億8,849万6,000円。設計監理費と2期実施設計委託費を合わせますと、2億703万1,000円となっております。

現時点で2期、3期工事費の見積もりといったものは、実施設計ができていないことから試算しづらく、参考ではありますが、現在、ホームページ掲載の「旧森家住宅、活用のこれから」の内容において「概算で約4億円」を見込んでいることを公開しております。

「概算で約4億円」とした場合に、国の補助金の見込みは、先程の答弁でも説明いたしましたように、事業費の約8割が補助対象事業費と試算した場合に、約1億5,300万円を見込んでおります。

同様に、町の負担金は、過疎債は約2億4,500万円を予定しており、交付税措置が7割ございますので、残りの3割分、約7,350万円が町の負担となる予定です。

また、今回の補正予算をもとに、同様な考えで事業費から国費と地方債を差し引いた一般財源は約140万円を見込んでおり、合わせて約7,490万円が実質的な町の負担と見積もっております。

これらは、あくまでも仮試算であることをご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） はい。実質負担ということをお答えいただいたんですが、ちょっと再確認なんですけれども、ちょっと私の理解が追いついていないところもあるかもしれないんですが、2期工事、3期工事のあくまで概算ということで、一応、現時点で4億円という参考価格ということが示されたと思うんですけれども、過疎債が仮に使えたと、使うとすると、交付税措置が7割程度されるということで7,350万円ですか、というお答えだったと思うんですが、それと1期工事の分の実質負担分、これがちょっとよく分からなかったんですけど7,490万円ですか。これ2期工事の分と合わせて7,490万円ということですかね。1期工事の分を実際、過疎債を使ったとすると70%が交付税措置されるということで1億2,700万円の3割分が実質負担で3,860万円ほどになるのかなと思うんですけども。そうすると、先程の7,490万円と足すと1億円。全体では1億円、1億1,000万円ぐらいという理解でよろしいでしょうか。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） これらの国費と起債とか、町の実質の負担のことなんですけども、まずこれは4億円を試算した場合ということでございます。その国費は7,350万円。一般財源、これも2期から、参考までというふうにご理解いただきたいんですが、それが140万円ということで、併せてその1期から3期までの実質負担が7,590万円になるだろうというふうにご試算をさせていただいております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。ちょっと計算が複雑なので、また後で再確認したいと思いますが、1期から3期までの町の実質負担、先程言われたような前提の場合、7,490万円ほどだとお答えがありました。その点は理解しました。

次に移ります。

テナントや施設管理者に指定管理者を指定すると責任の所在が曖昧になるのではないかという問題が指摘されていますが、指定管理者にする理由はどのようにお考えでしょうか。

また、完成後の改築や修繕についての取り決めや指定管理料は、どのように計画していますでしょうか。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） サウンディング型市場調査を令和5年12月15日から20日の期間、実施しました。これは、公共施設や町有地などの有効活用に向けた検討にあたって、活用方法について民間事業者から広く意見や提案を求め、対話を通じて市場性等を把握する調査となっております。

その結果はホームページでも公開しており、その中で「施設管理・運営に関する意見と提案」では「運営にあたって連携が大切なため、各組織とのつながりのある指定管理者とすることが重要である。」、「コンソーシアムで参入できるようにするなどの工夫が必要。」、「指定管理者をどこか1つではなく、2から3の事業者が一緒になって可能性を高めていくのもひとつの方法である。」など、多くの意見、提案では、指定管理者での方向性が出ておりますが、テナントや施設管理者に個々の指定管理者を指定することは、今のところ想定はしておりません。

この調査結果を踏まえ、指定管理者の手法等について、現在、関係者と管理・運営等について意見を聞いており、また完成後の改築や修繕、指定管理料などについても、併せて検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） はい。議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。指定管理者、すべてのテナント、建物について入れるということは考えていないというはっきりとした答弁と、指定管理者を含めて今後どのような形にするかはまだ検討中、協議中だということでした。急いでやる方がいいことだとは思わないので、そういったいろんな協議、検討を重ねていくということはいいいことだと思います。

ただですね、その指定管理者制度の他に、行政の方はよくご存じだと思うんですけども、PFIと呼ばれる民間の資金を入れたり、経営能力や技術能力を活用するために民間の資金を取り入れるという方法も、一般的に公共事業のあり方として言われてるんですが、今までもこういったことは当然、検討されてきたと思うんですけども、サウンディング調査ということで民間事業者からはそういったことも含めた話をされたというふうには、されたんじゃないかというふうに推測するんですが、このPFIは民間の資金を入れるということについて、どの程度その可能性があったのか。難しかったのか。その辺りを伺えますか。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） PFIの方式については、具体的に話は進めておりませんでした。その理由としてはですね、なかなかこの民間の方がこういう事業に対して、民間の資金をつぎ込んでまでですね、こういう事業をやるかといったら、なかなか募集をし

でも手を挙げにくいのではないかなというところで、まずはこのサウンディング調査という調査の中で指定管理ということが出てきましたので、それを最優先に考えてですね、今は進めているというような経緯でございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。民間の資金を入れてまで、この収益を上げていくということは難しいだろうと町も判断していたということで、それであればなおさらですね、その効果、金額だけではない相乗的な効果ですね。より、そういった森家を整備する効果というのをはっきり示していただきたいというふうに思うわけなんです。

2期工事、今回の6月議会の補正予算案で、2期工事の実施設計委託というのが上がっているんですが、この2期工事の中で4つの建物をというのがありまして、ちょっと具体的に聞いていきたいと思えます。

米蔵と籠蔵というのはテナント、客座敷と茶室は交流スペースというのが昨年度示された活用案には示されているわけですが、米蔵というのは蔵ですから、当然、こう形状からして窓が少なくて暗い、光が差し込まないという建物なんですけれども、こういう場所でテナントを入れて人件費だけでも収益を上げるっていうのは非常に難しいんじゃないかという気はするんですけれども。それと、客座敷というのが面積が一番広いのかなというふうに見ているんですが、これ非常に外に向けた開口部が広くてですね、座敷ですよ。大部分は。こういったところが交流スペースというふうになっているんですが、この米蔵と客座敷について、具体的にどのような活用方法っていうのを検討されているんでしょうか。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 先程お話いたしましたように、今ホームページで公開しているものについては、先程議員さんが言われたような内容でございますけれども、実際ですね、まだ2期の実施設計というものが予算のご承認をいただいております。今の段階でですね、活用検討ワーキングチームの中で予算承認いただいた後にですね、こういった使い方をですね、今一度やっぱり検討していくというような場を設けたいということを今、考えておりますので、今のところですね、具体的にこれをああする、どうするという事は、この時点ではちょっとお答えができません。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） 使い方をこれから検討していくというお答えだったんですけれども、実施設計業務委託というのは、ある程度こういうふうにご設計してくださいというのは決まっています、それを見積もりとるんだと思うんですけども、これからでき上がったものに対して、じゃあどういうふうな使い方ができますかっていうのは、私は順序がちょっと違うんじゃないか、逆じゃないかと思うんですけども。初めにこういうふうな使い方をしていくとい

う用途があって、こういうふうな設計が必要だということで実施設計委託をするのが筋ではないかというふうに、素人ながらそんなふうに思うんですけども。なぜ、今、実施設計委託を急いで出すんですか。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） この実施設計で、今の見積もりを我々も考えているところは、先程も言いました客座敷でありましたら一般の交流スペースであったり、茶室であったら、テナントとか共有スペースだったりとか。そういった基本的な考えはございます。ただ、この中でですね、この利用の方法についてはですね、今一度やっぱりその実施設計を組んでいく中で、基本的な考えはあるんですけども、地元の意見なども取り入れることができるのであれば、そういったところも大いに含んでいって、皆さんの使い勝手のいいものにしていきたいという考えがありますので、現時点で今こうしますというような断言としたものが、ちょっとお答えができないということでございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 説明していただいた意味は分かるんですが、本当にどのように活用していくのかというのがまだ具体像が見えていない中で1,300万円の実実施設計委託というものを図るというのが、今の説明では私には納得ができません。他の議員もいろいろ、これから質問等も委員会であると思いますので、いったんこの問題はここまでにして、次に移りたいと思います。

（4）として、令和3年3月旧森家住宅を歴史的風致形成建造物に指定しました。内子町歴史的風致維持向上計画によれば、同建造物の指定には、国や愛媛県、内子町文化財保護条例等に基づいた指定文化財のほか、「本町の歴史的風致の維持向上を図るために重要なもので、町長が必要と認めたもの」となっています。また、歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方として、「積極的な公開・活用を図る」とし、「公開にあたっては、外部から望見できるよう措置を講じ、可能な限り内部の公開に努める」とされています。

令和2年12月、旧森家住宅用地を約3,300万円で町が取得して以降、現地見学会は令和4年5月22日の1日のみ、5年6月には、町Webサイトで活用計画案の公表とパブリックコメントの募集、最近では市場型サウンディング調査結果などが公開されています。しかし、ほとんどの町民は建物の敷地内に入ったことはなく、広報誌での特集でも取り上げられることはありませんでした。町のウェブサイトでの活用計画などのページは一部の人しか見ておらず、旧森家住宅の整備や活用計画、必要な予算などを知る町民は少なく、総じて町民の関心は著しく低いと感じます。

改めて、旧森家住宅の整備活用を進めるにあたっては、住民説明会や広報誌等を通じて、広く全町民に活用方針案と必要な予算を示すことが必要だと考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

旧森家住宅の保全活用については、議員からも今言われましたけれども、まずスタートがですね、平成30年度には歴史まちづくりシンポジウム、こういったものも開催させていただき、また令和元年度には広報での特集や専門家、推進協議会委員の皆様、地元自治会や商店街の方々による森家活用検討ワーキングをスタートさせ、大学生たちの意見も聞くなど、この地域の活性化に向けて話し合いを重ねながら、情報発信にも努めてまいりました。

また、先程言われましたように令和2年12月の議会定例会においては、旧森家住宅の保存と活用についてご理解をいただき、この土地の用地購入費を議会で可決いただき、土地の取得を行っております。その後も現地で見学会を開催するなど、丁寧に長い時間をかけて、できるだけ多くの方にご意見をいただくよう取り組んでまいっております。

具体的にはですね、森家活用検討ワーキング8回、六日市自治会との意見交換会や見学会などを行ってきました。また、令和4年から5年にかけて、住民を対象とした見学会と実証実験「庭カフェ」など3回開催しており、令和5年には整備活用に向けてのアンケート調査も実施してきております。

また、先程、答弁させていただきましたが、旧森家住宅活用のこれからのホームページで公開しており、これまでの経緯や地域課題と活用方針、具体的な活用方法と概算経費など、お知らせをしてきているところでございます。

これらのものが現時点で説明できる資料でありまして、またこれら資料に対しても随時問い合わせなども対応できる体制にあります。予算成立後はすみやかに工事に着手したいと思っておりますので、今後の見学会も難しいと考えております。また、この今、現在、内子町ではですね、本当に人口減少が進んでおります。このことに対応するにはですね、まちを元気にする。もうこういうことだというふうに思っております。農林業、商工業を元気にすることではありますが、この旧森家住宅は、商店街の真ん中、中心部に位置しておりまして、多くの観光客に今、訪れてもらっておりますけれども、この場所に多くの人が集う。そしてまた交流の場になる、にぎやかな場になる。こういったことによってですね、商店街に刺激を与えていくということになると思います。よい変化を期待しているところでもあります。商店街が元気になれば、それは必ず周囲にも波及していく。そういうことだというふうに思っております。

私はまちづくりを行う上で、この事業はとても大切な事業だというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○3番（関根律之君） はい。議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。町長から丁寧に説明をいただいたわけですが、説明を伺っ

ていてもですね、確かに、非常に丁寧にこの計画、歴史的風致維持向上計画というものを立てられて、大学との協力関係なども得ながら始めて、スタートは非常に手をかけていたなという印象があります。シンポジウムをやったということも、私も参加しましたし。しかしながらですね、この土地を取得して、この指定建造物に指定して以降ですよ、令和3年3月に指定していますけれども、もう3年前ですよ。この間、ご承知のようにコロナ禍だったわけで、町民は言ってみればそれどころではないという感じで、いろんな集まりなんかできなかったわけですが。それは仕方ないにしても、コロナ禍が開けてちょうど1年前の活用計画案がホームページに示されてからについてはもう活動が十分にできるわけですから、少なくともこの1年間でシンポジウムなり、見学会なりを、今、1回、1日だけですよ。公開したの。だから、数でいろいろやっていたら分かるけれども、コロナが明けてから少なくとも町民の関心がこの森家に向いてないんじゃないんですか、というのは非常に強く感じるわけです。町長の先程の答弁だと見学会も考えていない。このままお認めいただきたいというように聞こえるんですが、いいんですかね。このまま突き進んで。町民の理解はまだ十分ではないというふうに非常に感じるんですが。時間があまり、あれなので。どうしましょう。

見学会、広報誌に取り上げることぐらいは直近でやった方がいいと思うんですが、その2点。広報誌と見学会について改めて伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長

○町長（小野植正久君） 先程申しましたようにですね、この事業についてのですね、先程言われました見学とかですね、そういう制度の中で確かに謳われてはいますけれども、これは国費が入ってくるわけです。重要文化財にしてもそうなんですけれども、国費が入ってまいりますので、そういうものが完成をしたらですね、それはできる限りですね、皆様に見ていただくような、そういうことをしてくださいねという、そういう趣旨でですね、見学とか、そういうのが謳われております。そういう意味ではですね、私は今までいろんなところで広報とか、そういうことで周知、こういうことをやっていますよということはお知らせをしたりしてきたつもりでもありますし、どうしてもですね、全ての方に関心がある方、ない方おられますので、その辺りは私には分かりませんが、行政としてはある程度お知らせをしてくいて、そういうイベント、いろんな取り組みもしてきたつもりでありますので、もう現時点に至ってはですね、先程言われましたことについてはですね、現在のところは考えておりません。

以上です。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。それでは次に移ります。

2番目として、小田深山溪谷施設整備基本計画案についてです。

令和4年3月観光需要が見込めないなどの理由で「新深山荘建設計画」が白紙撤回されま

した。令和5年3月には、キャンプ人口の広がりやアウトドア体験ニーズの高まりなどを受け、キャンプ施設の拡充や施設整備の方針が示されていました。

5月1日に公表された本計画案の基本要件では、「可能な限り安価となるよう、簡易的な建築物」とされます。4月19日議会全員協議会において、主要施設とそれ以外の駐車場などの外構の整備を合わせた工事費概算は約2億5,000万円で、現在のところ国や県の交付金は見込んでいないという説明がありました。

1番目として、町ウェブサイトで本計画案を公開して、パブリックコメントを募集しましたが、工事費概算は示されておらず、町民にとって評価の判断は難しいと考える。町民に対し、改めて小田深山溪谷の観光ビジョンを示したうえで、設備ごとの整備予算の概算を示し、住民説明会の開催を含めて、本計画の周知が必要と考えますが、町長の所見を伺います。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋優治小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） 関根議員のご質問についてお答えいたします。

小田深山溪谷施設整備基本計画案につきましては、令和5年2月17日の全員協議会にてご説明させていただいた基本方針に沿って、令和5年度において小田深山溪谷施設整備部会の中で、近年の観光動向を踏まえ、指定管理者による運営を前提とした具体的な施設整備について様々なご意見をいただき、検討を進めてまいりました。

この部会には、学識経験者や地元有識者、町観光協会、並びに商工業、林業事業者や各種団体、また一般の利用者として町民の方も入っていただき、利用者側といいますか、そういった面での視点、それから運営者側、こういった双方の視点でですね、必要とされる機能や適正な規模、こういったことについて絞り込みを行った結果、来訪者の利便性を第一に考えた休憩、飲食、レクリエーション、情報発信等の機能が必要であると位置づけたもので、具体的には、カフェ、多目的スペース、駐車場、トイレなど、必要最小限の施設を整備するという基本計画案を取りまとめたものでございます。

なお、宿泊施設につきましては、現時点では十分な運営の見通しが立たないことから、今回の計画案には位置づけておりません。

今回実施いたしましたパブリックコメントにおいては、施設の必要性や規模、デザイン、周辺環境との調和についてですね、町民の方々のご意見やアイデアを広く募集するため実施したもので、今後の実施設計の参考にさせていただきたいと考えております。

改めて、小田深山溪谷の観光ビジョン整備予算を示したうえでの説明会などでの周知といったことにつきましては、これまでの議会での基本方針の説明、町民の方も入っていただいた施設整備部会での検討、その計画案をお示ししての今回のパブリックコメントの実施によりまして、基本的な方向性についてはご理解をいただいているものと考えておりますので、改めて機会を設けることは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。説明は十分にしている。整備部会で町民も交えた、十分な協議を重ねてきたという答弁だったんですが、その方針案が1年前に示されていますし、議会でも必要最小限、簡易な施設ということ伺っていたわけですが、4月19日に説明を伺ったところ、それは計画案としては示されておらず、わざわざ質問で聞いたところ、工事費概算が2億5,000万円というお答えだったわけです。今も金額についてはお答えがなかったわけですが、そもそも「新深山荘建設計画」というのがあって、この計画、非常に町民からもですね、疑問だという声がたくさんあったわけです。町長もよくご存じだと思うんですけども、その中でもっと住民への周知が必要ではないかと。説明会なども、私も強く求めていたわけですが、その「新深山荘建設計画」が4億円と言われていまして、建設計画。国の補助金などで1億円ぐらいが見込めるということで、実質負担は3億円なんということが当時言われていたわけですが、その金額というのが、また金額ということが大事なんだと思うんです。2億5,000万円の簡易で安価な施設。2億5,000万円が安価な施設というのは、一般人の感覚からいうと到底理解はできないと思うんですけれども。しかも、補助金の見込みは現実には立っていないということで、これ予算は町民の方には示してないわけですよね。ホームページのパブリックコメントを求めても。予算がなくて、こういう計画で、簡易な意見くださいとか、どうですかと言われても、これ責任を持ってコメントができないと思うんですよ。これ、概算だからまだ分からないとか、そういうふうにおっしゃるんですが、町民に意見を聞くんなら、少なくともある程度の予算というのは示したうえで意見を聞くということをしないと、私はこれ意味がないと思うんです。実施設計業務委託をしないと見積もり価格、実際にかかる費用は分からないというふうによくおっしゃるんですが、実施設計業務委託の前に、こういった大きな公共工事では基本設計っていうのを行うんじゃないんですか。基本設計では工事費概算書っていうものを示すということが一般的だというふうに聞いていますけれども、工事費の概算を町民に示さずに意見を聞くというのは、私はこれはちゃんと聞いたことにならないと思いますよ。いかがでしょうか。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋小田支所長。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。私の方からお答えをさせていただきます。

予算がないから聞く意味がね、聞いた意味がないというのは、私はちょっと違うのではないかなというふうに思います。その場所にですね、どういうものが必要であるかということで、その金額というのはもちろん大切ですよ。ですけど、やっぱりそこにどういう施設があったらいいのかということですね、まず考える。そしてそれに対して意見を聞く。そういうことは当然、最初に私はあるべきで、金額というのはもちろん大切ですよ。

大切なのは分かります。ただですね、今、本当に建物については高くなってきております。毎年1ヶ所、2ヶ所の自治会館を建設しておりますけれども、もうすでに自治会館1億円オーバー、そういう建設費になっております。なのでですね、その2億5,000万円がですね、これが高いのか、安いのか分かりませんが、いずれにしても必要と思われる、そういう施設で計画をしたらですね、現在の金額でそういう金額になるということでございます。また、当然ですね、補助もいただきたいわけです。ですけれども、それについては現時点では、まだはっきりしておりません。今、探しております。一生懸命。ですので、そういうことがですね、はっきりとしましたらですね、当然、また議会の方にも、こういうことでやりたいということはより詳しく説明をさせていただきます。今の段階ではですね、一応、旧深山荘、宿泊施設ですけれども、これを計画しておりますので、その後どう使うのかということが求められておりましたので、それについてはこういうふうに使ってみたらどうだろうかということで皆さんにお示しをして、意見を聞いたと。そういう状況でございます。ご理解をお願いします。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。丁寧に答弁をいただいたわけですが、私は到底、多くの町民が納得できる説明ではなかったと思いますよ。簡易な施設というふうに言われたら、そこそこの予算もね、1億円はいかないだろうっていうぐらいに考えるのが普通じゃないかと私は思うんですけれども。聞いたことは良かったと思いますよ。これは非常に大事なことだし、ちゃんと計画を示したということは大事だと思いますが、予算がきちんと町民に示されていないので、私はこれで十分だというふうには、まだ到底思えません。

次に移ります。

（2）として、基本要件には「河川への排水を行わない」とし、排水を行わない循環型トイレを計画していますが、そのために予算が高額になっており、整備予定の駐車場に対してトイレの数が少ないと考えます。排水に大きな環境負荷がかかるシャワー設備は設置せず、トイレの数を増やした上で浄化槽を設置することで予算削減が図られると考えますが、所見を伺います。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） ただ今のご質問についてお答えをいたします。

基本計画案の要件として、環境への負荷低減を図る目的でですね、河川への排水を行わないこととしまして、キッチン、トイレ、シャワーの排水を環境配慮型合併浄化槽にて処理後、トイレの洗浄水として再利用するシステムを想定し、工事費は1,500万円程度を見込んでおります。

この方式は、通常の合併浄化槽と比較した場合、人槽によっても変わりますが、大体1割

から2割程度は高くなるものと想定をしております。全国的に仁淀ブルーとして認知されている仁淀川、愛媛県側では表河川になりますけれども、こちらの支流として、また多くの溪流釣り愛好者が訪れている小田深山溪谷への影響を配慮し、排水をしない方式を基本計画で位置づけたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、実施設計においてはですね、設置に係る経費と併せまして、将来的な管理、メンテナンス等のコストも含めた観点から、より安価な処理設備の導入を検討したいと考えております。

駐車場に対してトイレの数が少ないのではないかといったご指摘についてですが、今の計画案では男性用が3基、それから女性用が2基、バリアフリートイレが1基ということで合計6期を計画しております、こちらの方で十分対応できる規模と考えております。

また、溪谷沿いの周遊のルート上にもですね、大駐車場と深山荘跡地にそれぞれトイレがございますので、溪谷を散策していただく際の利用も含め、特段の問題はないものと考えております。

シャワー設備については、多目的広場でのキャンプ利用ですとか、自然体験活動、既存の周辺キャンプ場の利用客のニーズが見込まれることから、必要な機能として位置付けております。キッチン、トイレからの排水も併せて処理する上で、取り立てて浄化システムへの負荷が高いものではないと考えておりますので、基本計画案を生かした方向で検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。今、ご答弁いただいて、この循環式トイレは1、500万円程度で、通常の浄化槽の場合より1割から2割程度高いということだったので、そういう答弁いただいたんですけれども、そういうことであれば、その程度であれば許容範囲なのかなという気はします。そういうことであればですね、2億5,000万円というコストが、どこにそんなにかかるのかというのが、まだ非常に納得がいけない。納得がいけないというか、まだ示されていないので分からないわけですが、追ってその辺りも説明をいただきたいというふうに思います。

次に移ります。

3番目として、既存の小田深山溪谷関連施設として、キャンプ場、公衆トイレ、駐車場、遊歩道があり、管理料として年間104万円を指定管理者に支払い、管理を委託しています。現在、キャンプ場の営業による収益は概算でいくらぐらいでしょうか。

今後、新たに溪谷入口に施設を整備した場合、新施設やキャンプ場の稼働日をどのように想定し、キャンプ場の使用料収入のほか、カフェの営業などによる事業収支をどのように見込み、指定管理料をいくらに想定していますでしょうか。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

現在のキャンプ場の営業における収益についてのご質問ですが、溪谷施設の指定管理者の運営におきまして、直近、令和5年度の事業実績は、事業収入は83万5,000円となっておりますが、人件費、消耗品等の必要経費を差し引いた収益は、若干のマイナスとなっております。

今後の施設整備による多目的広場内でのキャンプ利用等を見込んだ場合ですが、あくまで大まかな見込みではございますが、年間100日程度、事業収入は100万円程度を想定しております。

また、カフェ営業に伴う事業収入については、年間140日程度の営業で150万円程度を見込んでおります。

新施設の指定管理料につきましては、まだ算定はしておりませんが、現在の指定管理料を基本に、新施設の管理にかかる人件費、消耗品費を見込んで算定をしたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） はい。具体的にお答えをいただきました。

現在、赤字だということで。キャンプ場収入というのはなかなか収入を多く見込むのは難しいことも分かりました。

そして、カフェの営業も40日程度を想定しているということで、思ったより少ないなという印象なんですけど、これは土日やシーズンが中心だと思うんですけども、年間で150万円程度、目標というか見込み。このカフェの営業40日程度で、施設を2億5,000万円かけるというのは。違う。140日。失礼しました。ありがとうございます。140日というのは、ぱっと計算ができませんけど、だいたい3分の1ぐらいで、これ土日営業だけではなくて、冬季なんかも使うことも考えられているのかなというふうな140日という数字なんですけど、費用対効果、これ施設の売り上げ、キャンプ場の売り上げだけで建設予算を賄うということは到底難しいとは思いますが、それ以上の効果はあるというふうには考えられていると思うんですけども、そういうことも含めてですね、ちゃんと説明をいただきたいと思うんですけども。140日というのは、冬季の営業なんかも含まれてるんですかね、冬場。伺います。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋小田支所長。

○小田支所長（中嶋優治君） はい。140日の営業というのはですね、基本的に議員おっしゃるように土日、休日、それからイベントの時期ですね。あと平日でもゴールデンウィーク

ク期間中ですとか、夏休み期間中、それから10月下旬からですね、11月をかけた紅葉のシーズンの平日も含んでおるものでございます。

冬季の営業につきましては、これは受け付け側のオペレーションの問題もありましてですね、ずっと開けておくということは基本的には厳しいと。冬季についてはクローズとした上で、イベント的に冬までのキャンプといったところも限定的に行うということは想定はしておりますが、あくまでも、これまだ想定でございまして、基本的に指定管理者の中での企画ということになりますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 分かりました。

もう1つ。このキャンプ場に多くの人を呼び込もうとすると、どうしてもですね、携帯電話を使えるようにするっていうことは、私はどうしても必要なことではないかと思うんですが、携帯電話を使えるようにするためには、基地局の設置とかっていうことがありますけれども、そういったことをやはり費用として見込んでおくということもまた必要ではないかと思うんですが、その携帯電話の使用についてどのように考えておられるか伺います。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 小田支所長。

○小田支所長（中嶋優治君） 議員おっしゃられますように、現在、深山溪谷は携帯エリア圏外となっております。三叉路のですね、施設整備と並行してですね、現在いろいろなメニューがありまして、インターネットの衛星通信サービスの導入。こういったものを過去に試験的に実施をいたしましたところ、キャンプ場で空が開けておるところでですね、通信しますとですね、だいたいアニメーションの映画がスムーズに動画が見られたといったようなことですね、それぞれの溪谷のポイントで試験もしておりますので、将来的にはこういったですね、衛星通信の構築といったものもですね、図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。衛星通信を考えておられて、いろいろ考えられていることは分かったんですけども、その費用というのは、まだ今の答弁では伺えなかったもので、そういうことも含めてですね。あと水道の敷設にも費用がかかるわけで、そういったことも全部ひっくるめて、費用が建設費だけでなく、水道や携帯電話を使えるようにするための費用というのを全部含めてどのぐらいかかるかということも、また判断材料になるんだと思います。まだ案という段階なので、すぐに議会に示されたわけではないので、引き続きですね、その辺りのことを調査して、じっくり丁寧に進めていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

3番目として、町民のスマートフォン活用推進です。

高齢者がスマートフォンを活用してQOL、生活の質の向上を図るため、自治会等が民間会社等に委託して、高齢者向けのスマートフォン教室を開催するのを支援してはいかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、関根議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

内子町では、愛媛県と市町で構成をいたします愛媛県・市町DX推進会議において、地域間、また世代間の情報格差の解消を目的とするデジタル・ディバイド対策事業を共同で実施いたしました。令和4年度については、高齢者などを対象としたスマホ教室を、町内の希望のあった老人会、高齢者サロンを中心として7回、延べ79人、令和5年度においては、総務省のデジタル活用支援推進事業も活用し、18回、延べ70人の方にご参加をいただきました。

また、内子、五十崎郵便局を会場とする予約制のスマホ相談窓口も実施をし、令和4年度に112件、令和5年度には78件の予約があり、両事業ともに、キャリアの直営店を持たない内子町における高齢者の数少ない窓口として、おおむね利用者に好評でございました。

令和6年度につきましては、現在、総務省のデジタル活用支援推進事業の事業実施事業者と実施に向けた協議を行っており、今後とも教室の開催などを通して、高齢者のスマホを活用した生活の質の向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。県も一緒になっていろいろやられているようで、回数なんか聞くと、それなりにしっかりとやられているのだなというふうに理解しました。引き続き、高齢者のスマホの活用の推進をやっていくと、努めていくということでしたので、ぜひその方向を弱めることなくですね、より一生懸命やっていただきたいというふうに思います。

次に、2番目として、町民に向けたプッシュ型での情報発信やオンライン申請、アンケート調査など、様々な活用が期待できる内子町LINE公式アカウントについて検討している主な活用方法と実施予定時期などはいかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、お答えをいたします。

内子町では、町の情報発信機能の強化及び町民の利便性向上を図るため、公式LINEア

カウントの導入を進めているところでございます。

具体的には、あくまで現時点での予定ということにはなりますけれども、LINEアプリを起動していなかったり、スマホがロック状態、ロック画面状態にあたりしても、受信をいたしましたメッセージの送信元の内容や、その一部を表示するプッシュ通知機能、またトーク画面の下に、主要な情報カテゴリーの画像つきアイコンメニューを表示し、スムーズに知りたい情報にたどり着きやすくするリッチメニュー機能。また、利用者の属性による配信グループを設定し、それぞれの属性に合わせて情報を発信いたしますセグメント配信機能。これらを活用し、子育てでありますとか、防災イベント情報などに容易にアクセスでき、より豊かで過ごしやすい暮らしの実現を目指します。

現在、運営事業者を公募により募集しております。今後、プロポーザル方式により事業者を選定し、10月から遅くとも年内までには運用を開始する予定でございます。

なお、運用開始にあたりましては、広く周知を行う計画でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。具体的に進んでいるということで、年内には開始したいということを考えておられるようで、これ私も大きな期待を持っています。町民でスマートフォンを普通に使う、町民でスマートフォンを持たれている方というのは、高齢者も含めて非常に割合も高くなっておりますし、情報発信というのはしっかりとですね、これからもやっていただくことを期待しています。

ただ、一方でですね、やはり情報格差、高齢者、そうは言ってもスマートフォンでしっかりと情報を得ることが難しいという方もおられますし、全てデジタルで対応できるかといったら、やはり今までのように広報誌であったり、説明会であったり、人からちゃんと説明を受けるということもまた大事なことであります。

先程の最初の旧森家住宅、小田深山観光開発のことなどもですね、ぜひ丁寧にこれからはっきりと情報発信を行っていただいて、町民の納得が少しでも得られるように、そうした説明責任ということを町長には期待したいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（久保美博君） ここで暫時休憩します。午前11時15分から再開いたします。

午前 11時 5分 休憩

---

午前 11時15分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、下野安彦議員の発言を許します。

○12番（下野安彦君） はい。議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） よろしくお願ひします。大変多い傍聴席ですので緊張しておりますので、ちょっと失敗するかもしれませんが、よろしくお願ひします。

今回はですね、天気もいいですし、町長と一緒にですね、内子の夢と将来のビジョンを語れるような一般質問を考えましたので、答弁の方、よろしくお願ひいたしまして質問に入ります。

まず最初に、新たな生産物や特産品等の新ビジネスについて質問したいと思います。

総務文教常任委員会では、昨年10月26日から27日にかけて、徳島県の上勝町と神山町へ視察研修に出かけました。上勝町といえば、皆さんもご存じのように、何ととっても高級料理で使われる葉っぱビジネスが有名です。紅葉や柿、南天、椿の葉っぱや梅、桜、桃の花など、料理に添える葉っぱを材料として商品化し、お年寄りが何百万円も稼ぐと全国で注目を浴び、すでに20年以上が経過しています。もともとは柑橘栽培で生計を立てていた町です。昭和55年の大寒波が襲来して、みかんの木が全滅し、挫折から新たなビジネスを思いついた1人の農協職員のひらめきがあったということです。

研修を受けた温浴施設では、上勝の特産品も販売されていました。その中のひとつに、醸造しているクラフトビール「KAMIKATZビール」は、本来捨てられるだけであった上勝特産のゆこうの皮を香り付けなどに有効活用されています。

林業が主体であったが、みかんと棚田の米作り、それが葉っぱビジネスへと移行して、まさかと思わせるひらめきによる大成功例でございます。この内子にも、まさかと思えるビジネスが隠れていることだと思うのですが、それを誰が引き出すか、いかに気が付くかであります。

次の日、神山町では、2013年に空き家になっていた元縫製工場をリノベーションして、NPO法人グリーンバレーが運営・管理されています。世界中から様々な人々が集まる「成長するオフィス」だということだそうです。神山町の現在があるのは、当時、熱い思いを抱いていたPTAの若い役員の方、関係者が4人いたということです。この4人の侍が地元のことを思い、この地域を、この町を何とかしたいという、そういう思いで帰ってきてから、またこの町を成功させたということでした。このような人がいたからこそ、今の神山があるのでしょうと言われていました。

移住者が移住者をつなぐ役割を果たしているというアーティスト・イン・レジデンスのプログラムが7～8年続くなかで、自費滞在のアーティストが出はじめて、次々とアーティストが集まるという。そして、移住者が増えているのだということは驚きました。先人の思いが地域をつくり動かし、次々と移住者が増えて後継者ができていました。行政の取り組みとしては補助をとり、ハード面を準備してから人を集める傾向がありますが、まずはソフト面が大切で、人が人を呼ぶ仕組みが構築されてからハード面ができるといったことでした。神

山町が成功しているからと内子町が同じ仕組みができるかは課題ではありますが、内子町も先人のおかげで「白壁の町、内子」がいろいろな面で取り上げてもらっているのは間違いありません。住みたくなるまちづくり、戻りたくなるまちづくりが大切であると思います。

ただ、農林業が中心であった内子町も担い手は高齢化が進んでおり、今後さらに減少していくことが予想されます。農林業の担い手の減少に伴って、小規模農家が大半を占める内子町では、離農する人が増え、とりわけ中山間地域において耕作放棄地が増大することが、というかも増大していますが、大変懸念されております。従来の農家は作物を販売するため、固定の卸売業者を通して小売業へ、小売業者から消費者へというプロセスを踏むのが一般的でしたが、多様なWebサービスの登場によって、誰でも簡単にオンラインショップを立ち上げ、作物を直接消費者に販売できる環境が普通の時代でもあります。いつまでたっても「儲からない農業」から脱却できない状態では、後継者が減るのは当たり前であります。1次産業の農業や林業、漁業、農作物を収穫し、そのものを商品として販売するだけでなく、加工・流通販売を事業とするとして展開する形態の6次産業化が大きな鍵になると思うのですが、いかがでしょうか。

内子町でも様々なビジネスや生産物や特産品の開発等にも取り組んできたとは思いますが、内子町の人口流出を止める施策となる産業の今後について質問します。

最初に、ジャバラの栽培の商品化はどのような状況であるか。「テレビ、雑誌でも取り上げられた注目の果実、じゃばらが春先に向けて優しくサポート！食べた人だけが実感するじゃばら効果。ゆずのような棘がないので生産者にも食べた人にもやさしい果物です。しかも、内子産のじゃばらは低農薬で安心してお召し上がりいただけます。花粉症対策としても減農薬・減化学肥料で育てた内子町産のじゃばらで作ったじゃからサイダーも人気があります。」とは、からりのショッピングのホームページです。

アメニティ製造会社の昭和刷子さんでは、高級コスメ事業に参入され、自社ブランドを「うちこコスメ」を立ち上げ、柑橘類じゃばらなど、内子由来の原料を使用した美容せっけんや歯磨きを販売されています。

10年前、農村支援センターでは、「特産品開発は夢を開発すること。たくさんの方の夢や思いが町の農業や未来を開こうとしています。」と広報で発信されています。「愛媛のじゃばらといえば内子」を目指し、加工品の販路開拓と産地化を進め、10年以上が経過しました。

現在のじゃばら生産の推移と商品化、採算性はどのような状況になっていますか。質問をいたします。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

[大久保裕記農林振興課長登壇]

○農林振興課長（大久保裕記君） はい。じゃばらにつきましては、栽培を平成19年、2

007年春から27名の農家でスタートしており、4年後、平成23年、2011年からフレッシュパークからりに出荷が始まっております。

当時の栽培面積は287aで、出荷数量は1.5tでした。出荷が始まって13年目の令和5年、2023年には、生産者数19名、栽培面積351a、集荷数量35tになっております。

また、商品化の状況ですが、からり内のじゃばら部会に所属している農家が生産したじゃばらは、からりが全量買い取りし、加工品を中心に商品化しております。議員言われましたとおり、じゃばらサイダーや、割材のコンク、マーマレードやドレッシングなど、一部出荷者、企業などが製造した商品を含む、現在28種類が商品化されている状況でございます。

以上です。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。生産者は19名で19名。今も変わっていないことをお聞きしました。量が1.5tから35t。かなりの量なんですけども、生産者の数が変わっていないということは、同じ人が作られているのかと、今後もそのじゃばらの栽培をされていくなかでの後継者はおられるのかということをお尋ねしたいと思います。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） はい。先程、説明いたしました生産者ですが、当初は27名でございます。なので、8名減っております。その8名の減につきましては、高齢化が主な理由になろうかと思っております。

[マイク調整]

○農林振興課長（大久保裕記君） すいません。じゃばら栽培が始まった当初は27名でスタートをしております。現在19名ということですので。後継者につきましては、他の作物と同様で厳しい状況でございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。そしたら、生産t数は大きく増えているんですけど、その全量を現在はからりの方で購入されて、全てそしたら、商品化になっているということでしょうか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） はい。その年のとれた量にもよりますが、若干ですね、在庫がある状況です。令和5年度につきましては、先程申し上げました35tですけども、その前の令和4年度には50t、表年といったこともあったせいか、50tございました。なので、その年の生産量にもよるんですけども、現在は若干、在庫を抱えておるような

状況です。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。加工されてということは、在庫があるということはそれが保存できるのか、破棄されてしまっているのか。加工品として何か変えることによって、処理せずに済んでいるのでしょうか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） 果樹につきましては、冷凍保存をしております。生果の場合、生果の他の、加工品以外の活用方法も、今現在、かなり営業をしております。令和6年2月6日に「風呂の日」という語呂合わせですけども、都市圏でのじゃばらの認知、認知度向上を目指して、東京都の銭湯組合におきまして、じゃばらの湯を実施していただいております。こちらの約400件の銭湯で実施していただいております。それぞれ約20kg、7日、8日も出荷して使っていただいているような状況です。今後におきましても、今年の予定ですけども、同じくこれは東京都の銭湯組合ですが11月26日、風呂の日に青じゃばらという、青じゃばらを使ってじゃばら湯をしていただく予定です。また大阪銭湯組合、愛知県等でも、このじゃばらを使ったお風呂ですけども、イベントを実施していただく予定でございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。私も温泉大好きですので、余って大変なことはないように、今後も営業を続けていただいで、じゃばらの生産者、全てが消費していただくように努力していただきたらと思います。

それでは、続いての質問に入りたいと思います。

小田深山の湧水を使った水ビジネスについての考えについて質問したいと思います。

3月の定例議会、予算決算常任委員会で小田支所からの令和6年度当初予算の説明がありました。そこで、小田深山の施設で使用する水道の水源を変更するという説明がありました。県道上川小田深山線の道路脇にある国の所有地を20万円で所得して、新たな水源として利用する計画ということでした。その説明資料に載っていた旧小田深山集落飲料用水施設の新水源の写真を見せていただくと、見た目ですぐにでも飲みたくなるような、うまそうな湧水でした。この小田深山の水を「内子深山のおいしい水」として、ビジネスとして売り出す考えはないかと予算決算常任委員会で町長に尋ねたのですが、町長の答弁は、「今までにも確かに話に出たことはあったが、どうだろうか。」との答弁でした。質問内容が予算とは違う急な質問でしたので、曖昧な答弁になっても仕方ないことだと思います。

海外では、「ホテルの水道水は飲まないでください、ペットボトルの水をできるだけ飲んでください。」とよく言われます。水道水はどうしてもカルキのにおいが気になると言われ

る方もいますし、ミネラルウォーターが好まれる理由には、スポーツのときの水分補給だけではなく、健康志向の高まりもあり、美容やダイエット、肩こりや腰痛の解消のためにや、料理や備蓄用であると考えられます。

日本の水は、それは水道水も一緒なんですけど、安心でおいしいです。水のビジネスは日本だけでターゲットと考えるのではなく、世界に目を向けることも必要であると思います。自治体・公共団体が販売する天然水は、全国でも数多く存在していると聞きます。その数は160を超えていると言われていています。全てがそうやって成功して売れているとは思わないのですが、私、名付けて「小田深山天然水商品化プロジェクト」について、町長と一緒に夢を語っていただいたらと思うんですが、町長どうでしょうか。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋優治小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） ただ今の下野議員のご質問にお答えいたします。

小田深山の湧水を使った水ビジネスについてのご提案ですけれども、本年度において深山溪谷の新たな水源として取得する計画であります国所有の湧水を想定されてのご提案ということでございますが、当該水源の水質については、これまで過去の深山溪谷でのイベント開催時にですね、保健所の検査において「飲料水として問題はない。」という結果はいただいておりますけれども、水ビジネスのブランド化を想定いたしますと、湧水量や細やかな成分、分析などの十分な調査が必要になってくると思われま。

自治体による水ビジネスの全国的な傾向といたしまして、例えば、これは水道水の場合ですけれども、ペットボトルでの販売事例については、採算面でなかなか見合わないということもあつたり、プラスチックごみや石油由来の製品の削減など環境への配慮もあつて、多くの自治体で製造を終了している現状もあるようでございます。

本年度取得を考えております水源地につきましては、水質の成分や特性を証明するエビデンスもなく、全国的な自治体の水ビジネスへの取り組みの現状、費用対効果の面から考えて、現時点において水ビジネスへの取り組みについては考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 所長の答弁、保健所の。これ予算決算常任委員会でも質問したんですけども、当然、水の検査は保健所でしていますということでしたが、そのときも言いましたけど、地下水というか、伏流水ですかね。これもやっぱりおいしい水の定義というのがあるはずなんです。私も二日酔いときに飲む水が一番おいしいんですけども、その水のバランス、硬度です。その硬度とか、カルシウムやマグネシウムの含んでいる量など、やっぱりおいしい水というのは、そういう数値を測って出されているようです。それから炭酸ガスがある程度入っているとか、入っていないとか。そのミネラルのバランスによって

人間は水を美味しく感じるということなんですけども、これについての水質検査というよりか、おいしい水の成分のバランスに対してはもう調査する考えはございませんでしょうか。

今、支所長言いました「現時点ではそういった採算も合わないので考えはない。」ということでしたので、今後そういったことに考え方が変わる場合がありますので、成分のバランスについて調査する考えはございませんでしょうか。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋支所長。

○小田支所長（中嶋優治君） はい。確かにおいしいと感じる成分といったところが大変売りになると思っております。近隣でもですね、四国カルスト天然水ということで「ぞっこん」ということで商品展開されておられるところもございます。カルスト由来ということで、中硬水に分類されるということで、いろいろな用途があるということで商品化がされておられるようですけども、小田深山のこの湧水、伏流水につきましては、まだこういった商品としての性質的な優位性があるのかどうかといったこともまだ不明ですので、現時点においてはそういった水質検査について取り組むといった考えはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） ですから、ただの水だから、分からないから調べませんかというんで、いやこれはただの水だから調べませんという答弁なので、町長やっぱりこれは一度調べておいて、「深山の水ってこんなに成分がええんか。」というふうなところは費用がそんなに必要なんじゃないですか。ちょっといっぺんやっいたら自信をもって、今度、考え方変わったら、成分これだけのものですよって売り出そうというふうにひらめく場合があるかもしれないじゃないですか。どうでしょうか、町長。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） ご提案でございますが、経費がですね、どの程度かかるかというのは、実はちょっと全然分かりません。ですので、確かにですね、他所からこられた観光客の方辺りがですね、例えば自分の水筒にですね、これは飲んで、とてもいいお水ですよとか、いろいろね、こういう成分が入っていますよとか、そういうことをお知らせする意味でもですね、その飲んでいただくための調査みたいなものはですね、ある意味必要なのかなというふうに思っていますが、経費がちょっとね、どれぐらいかかるか分からないので、その辺も含めてですね、いずれにしても飲んでいただくということはですね、これが飲めるよと、しかもおいしいよということであればですね、積極的に来られた方についてはですね、今、言いましたように自分のいろんな水筒とかそういうのに入れていただいて飲んでいただくとか、またそこで飲んでいただくとかいうのは非常にいいことだと思いますので、ちょっとそ

の辺は勉強させてください。お願いします。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。ぜひとも、今後は深山のそういったキャンプ場や施設でもはっきりとした数値が出たら、そこで初めて「おいしい水です」と置けるし、そして今度、その数値がはっきり、おいしい水の成分が多いんだったら、代わりに持って帰って、水筒でも作れるようなウォーターサーバーを置いて、いろいろと皆さんの顔色というか味、ご意見を聞いて、商品化に向けて、それで検討していけるということもできますので、ぜひとも費用をどのくらいか調査していただいて調べていただいたらと思います。

続きまして、次もまた新しい発想ではないですが、昔からの考えですけどお茶の生産を推進して、内子産お茶をブランド化する考えはないかという質問です。

皆さんご存じのとおり、先程も言いましたが、私の好きな飲み物はビールに日本酒にワインにウイスキーです。そして焼酎であります。全て、要はアルコールが大好きなんです、次に好きなのは、最近この年になりますと日本のお茶でございます。ネットを検索すると、西日本最高峰の石鎚山のある四国産地は味の良いお茶づくりに適したエリアだ。愛媛のお茶で有名なのは「新宮茶」、「久万茶」、「宇和茶」など、いずれも昼夜の寒暖差が大きい山あいの里で昔ながらの製法で作られているとあります。

私も幼少のころから自家製のお茶を飲んで育ちました。当時のお茶の味が忘れられず、ここ4年間は自家製のお茶を飲んで過ごしております。5月になって新芽が出だしたら、お茶の葉を自分で摘み、葉を軽くあぶり、揉み返しを繰り返して天日で干して乾燥させます。そして実際に飲むときは、コンロの上でフライパンに乗せて焙じて飲みます。

お茶の種類はいろいろありますが、お茶の原料となる「茶の木」は基本的にツバキ科ツバキ属の常緑樹の茶葉です。同じ原料からできていても、製造工程の違いによって全く別の味や香りになるのがお茶であります。発酵させないように茶葉を積んですぐに加工処理、加熱処理したものが緑茶で、半分程度発酵させたものが烏龍茶です。そして完全に発酵させたものが紅茶になります。緑茶は日本、烏龍茶は中国、紅茶はヨーロッパのお茶の木というイメージがありますが、お茶の原料は「茶の木」と呼ばれる1種類のみで製法が違うだけあります。

この内子町の農地はほとんどが中山間地であり、機械が入らない急峻な農地がほとんどであります。葛が生い茂って、内子地区の方言でおどろがんすになっているのは、機械が入らない急峻な農地であり、多くが耕作放棄地になっています。茶の木は、寒さにあまり強くありません。山間部である程度の寒暖の差も茶葉の育成を助けますが、極端な寒冷地や高湿地では、茶木は育たないということです。さらに水はけと風通しがよいことも条件で、昔からの茶畑のほとんどが山間部の斜面を利用しているのも、そのためだということです。と考えると、この内子町の農地は、ほとんどは中山間地であり、葛が生い茂っておどろがんすになっている急峻な農地がお茶の栽培に適しているのではないのでしょうか。

全国における茶産地の地形的条件を見ると、平坦地が48%、傾斜地は52%で、この半分が標高200m以上の高地だということです。

内子においてもお茶の栽培を手がけておられる農家もあるわけですが、茶の栽培を推奨することが耕作放棄地対策になるのではないかと思うのですが、町長、このお茶に対してどのように考えておられるか、お尋ねします。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） 現在、町内の茶葉栽培は、個人農家による生産がほとんどで、令和4年以前はJA松山市による買い取り業者が生茶葉の状態で購入販売もされておりましたが、現在は加工、生茶葉を揉んで乾燥して生産者に返すものだけになっております。

町内では以前、特に小田地域においてお茶栽培が盛んに行われており、平成24年度えひめ中央農協小田支所での取り扱い量は2.5tあったものが、12年後の令和6年度、138.8kgまで減少しております。減少の理由としましては、買い取り価格の低下や、ペットボトル飲料の販売数が増えたことなどに加えて、高齢化や担い手不足によるものでございます。

ただ、一方では、ネット販売や独自の販売ルートを開拓し、積極的な生産販売を展開されている農家もいらっしゃいます。

このような経過やお茶の生産販売状況、また茶畑の一部は伐採されているものもあることなどを伺っておりますので、これらの現状を考えますと、内子町産お茶のブランド化は現在考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。小田の方では盛んに作られていたということですが、お茶ではやはり採算が合わないというのが現実だったということによろしいのでしょうか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） 今までの生産して販売する過程ではやっていけないというのが現状だろうと思います。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。私、先程言いました小田深山のおいしい水を使って、それで内子でできたお茶の葉を利用して、内子のおいしい水、おいしい水とお茶で、育てたお茶でできたお茶というのをまた商品化したらどうだろうかという考えではあるんですけども。

ウェブサイト、先程言いましたようにネット販売をされておられる方もおられるんですけど、その個人的なことですけど、評判はよろしいですか。ネットで私、見たことはあるんですけども。旧内子でもやられている方もおられると思うんですけど、何件ぐらい現在残ってやられているのでしょうか。把握されていますか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） はい。私が把握したのは1件だけでございます。ちょっと他にもいらっしゃるかもしれないんですけど。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 旧内子でもされているみたいでした。また課長さん、いろいろと調べてみて。なかなかやっていけないのかなと思うんですけども、やはりそういうふうになんかにやっけていけるのならば、先程言いましたその急峻な地形の耕作放棄地をまた新たな形でやれるのではないかなと思うんですけども、農業委員長としてはどういうふうな考えをお持ちでしょうか。

○農業委員会会長（北岡清君） 議長。

○議長（久保美博君） 北岡農業委員会会長。

○農業委員会会長（北岡清君） お茶につきましてですね、実際お茶を栽培するところをずっと見てきた経緯があるんですが、なかなか急峻なところで作業するにも大きな機械が、大きな機械というか3人1組で作業するような作業になってまいります。大変、重労働の作業になります。新たに取り組むするということであれば、収穫、経営が成り立つまでにかかなりの年数がかかってくるということで、なかなか厳しいんじゃないのかなと私は思っております。

以上です。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 急に振ってすみませんでした。ちゃんとした、特に小田の環境を分かっておられる農業委員会会長ですので。

私も厳しいというのは重々分かります。何とかですね、町長。急峻なおどろがんに葛が巻き付いたのを見ると、寂しい、情けないというのがありますので、何かこうダメじゃなく、そこをまた新たな形でやれることをやはり考えないと。それは、後継者がいませんよ、急峻だからダメですよ、機械を使えませんからっていうふうになっていくと、もう荒れていく故郷を見る子どもたちは、これはダメだなということやはり都会に行ってしまうのではないかなと思いますので、もっと夢を語って、何かチャレンジをしていくかっていうような方向でいただきたいと思ひまして、最後の質問に入ります。

高齢化や後継者不足による農業の衰退や耕作放棄地対策に対して、新たな生産や新たな

ビジネスの考えが必要だと思うのですが、町長考えはどうかということです。

先程から言いましたように、上勝町では葉っぱビジネスや、神山町の移住者を増やし、新ビジネスや働ける場所づくりが今後の内子町の住民を減らさない、増やせる、若者が残れる、住める町へと方向転換が必要になると思います。

小野植町長が新町長になって3年半が経過し最後の年度になり、残すこと半年弱となりました。町長に就任されてからはコロナ対策がほとんどで、住民へのワクチン接種や感染予防対策、特別定額給付金の配布や地域産業への支援、困窮者等への対応などの施策がほとんどでありました。新型コロナ禍によって、世界的にもデジタル化やイノベーションが進んだという利点もあったわけですが、町民の生活主体や思考も大きく変化し、影響した3年半でした。

まさかと思える気がつかない地域資源を有効活用し、地域の個性や優位性を生かした独自性の高い産業振興を図ることが重要であり、地域産業の担い手である地元の中小企業への支援策が必要であります。人口減少が急速に進むなか、首長には、夢や熱い思いが必要であります。そして、ビジョンが明確で強力なリーダーシップが必要であります。定住者や移住者を増やすには、からりや商工会や企業との連携を含めて、新たな生産物や新たなビジネスの考えが必要であると思いますが、半年後に2期目を迎えようとしている町長の考えはどうか質問をします。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） はい。議員ご指摘のとおり、耕作放棄地の増加は内子町だけでなく、全国の中山間地地域の課題となっております。

町内における耕作放棄地対策の例をご紹介しますと、増え続ける遊休農地を何とかしようと、令和4年度から内子町青年農業者協議会による遊休農地再生プロジェクトが開始されております。このプロジェクトは遊休農地を借り受けて営農し、農地再生に向けた取り組みです。

また、都心において開催される「新・農業人フェア」などの就農相談に参加することにより、新規就農者を確保し、遊休農地の利用あっせんにも力を入れているところです。

町としましても、高齢化や担い手不足により労働力が衰退していくなかで、農業従事者の労力軽減を図るための農業用機械購入補助や農業用施設資材補助など、農業者支援に努めているところです。

ご質問の新たな生産物・ビジネスの考えにつきましては、内子町はご承知のとおり、落葉果樹の生産が盛んな土地柄ですので、引き続き、落葉果樹を中心とした生産を継続すべきと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦。

○12番（下野安彦君） はい。落葉果樹、柿とかそういったものだと思うんですけど、今年もカメムシが大発生して、かなりの影響が出るんじゃないかというふうに心配しておりますので、ありとあらゆる対策をしていただけたらと思います。補助等、いろいろな面があると思います。

また、また若者の新規農業に対するプロジェクトを立ち上げたということですけど、何名ぐらい、実際に参加されておられるのでしょうか。それと、青年ということですので、年齢層は40歳以下ということでしょうか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） はい。あちこちの青年農業者協議会と申しまして、現在会員12名でございます。

ちょっと年齢的には、その平均年齢というのを調べてはいないんですけども、もう30代、40代の方が主になるかと思えます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。やはり、私が言いました最後、町長、首長には夢や熱いものがあつたんですけども、やはりそういった産業・新ビジネスについて終わりますではなく、最後に町長の強い意志を聞かしていただいて、質問を終わります。よろしくお願ひします。答弁の方。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。今、農業はですね、本当に今に始まったことではないんですが、非常に厳しい状況だというふうに理解しております。私が生まれたときにはですね、随分前になりますけれども、もうたばこでございました。ずっと小さいときから畑でたばこを手伝いながら35歳ぐらいまでですね、家のたばこづくりを一生懸命手伝ってきました。当時はですね、もう内子町もそうですが、おそらく五十崎、小田、相当たばこを作られていたというふうに思います。当時、内子町だけでもですね、たばこの販売額20億円でした。ですので、おそらく3町でですね、30億円の販売額は当時出していたんじゃないだろうかなというふうに思います。私の家でも1.2ha、600万円ぐらいのたばこの収入プラスその後作で野菜を作つてですね、年間700万円とか800万円。もちろん、そこから資材を引きますけれども、それぐらいの販売額があつたわけです。そうやってどんどんと農業つてやっぱり将来いいよねということでみんなやつてきたんですけども、もうご存じのようにどんどんどんどん廃れてきました。現在、三戸になりました。

そういう中でですね、やっぱり果樹に向かつていったわけですね。柿でありますとか、ブドウでありますとか、キウイフルーツでありますとか、そういう果樹にシフトをしていって

現在に至っているというような状況です。

生業にするにはですね、やっぱりある程度の所得、生活できる収入がいるわけですね。新たな作物ももちろんそれは大事だと思います。ですが、なかなかですね、やっぱり生業として年間700万円とか800万円とか、子どもを学校に行かせられるぐらいの所得を得ようと思えばですね、やっぱり大変なんですね。だからそれを考えますとですね、いろんなネット販売とか、いろんなことをもちろん工夫することが必要です。ですが、やっぱりある程度の量、それから先程言われましたブランド、そういうものも当然必要になります。そういう意味ではですね、キウイフルーツ、内子町でもたくさん作られております。愛媛県が日本の生産県です。ですので、しっかりとこのキウイというのは、愛媛県ブランドでございます。おそらく、他のところよりかは高いと思います。買取価格もですね。そういうこともありますので、ある程度のブランドには量もいるということになります。今はですね、ブドウもありますとか、今言いましたキウイフルーツでありますとか、あるいは栗も非常に推奨しておりますけれども、そういった作物ですね。ある程度収入が入る、そういうものもですね、しっかりと念頭に置きながらですね、そういうことでしっかりと所得を上げている農家さんもたくさんおられます。ですので、そういう農家さんには当然、後継者も帰ってまいります。そういうこともありますのでですね、町の方では、農業であれば親元就農ということで、帰られた方には2年間130万円ずつ、2年間あげますよとかですね、これでいろんな農業の資材を買ったり、いろんなことに使ってくださいという制度を作りましたし、また機械もですね、やっぱりいりますので、その機械を購入するときにも補助しますよとか、そういう制度も今年の春から作りました。また農業資材もいりますので、資材についても助成しますから、ぜひそれを使って、また機械も使って、しっかりと農業をつないでいってくださいという、今、そういう取り組みを行っております。本当に農業はですね、大変ですけれども、やっぱり私達の基盤、基礎になるものでもあります。食べるということですのでね。だから、それについてはまたこれからもですね、しっかりと支援をしていきたいと思っておりますし、いろいろ耕作放棄地の問題とかいろいろございます。担い手の確保、これも当然これからもいろんなところでですね、「内子に入ってきて農業をしませんか。」というようなことで、やっていこうと思っております。ですので、みんなですね、やっぱり農業大切なんだぞということで、子どもたちも帰ってきて、農業をしっかりとやっている人たちの姿も見させていただきながらですね、しっかりとつないでいく。そういうことについてもしっかりとやっていきたいというふうに思っています。

ですので、さっきちょっと答弁をしましたが、やっぱりある程度、落葉果樹を中心にですね、しっかりと応援をしていく。そういう方向になるかなというふうに思っております。

以上です。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 農業に対しては私も携わっておりますので、大変さは十分分り

ます。もうそれプラス、あとはその加工して、先程言いましたように、六次産業化して付加価値をつけないと、いつまでたつたってなかなか儲けないんですよ。ですから、今、先程から言いますように、何か果樹にも、落葉果樹も付加価値がもっと。聞きますと、大変だと言われています。それはもう値段も下落が激しいし、やはり何か六次化になるようにして、新しいビジネスを考えるような方向をぜひともお願いしまして、頑張ってくださいと思います。よろしくお祈いします。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） 午前中の一般質問はここまでとし、休憩します。

午後1時から再開します。

午後 12時 2分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

最後に、向井一富議員の発言を許します。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） はい。4番、向井一富です。

6月議会にあたり、質問通告書に基づき質問させていただきます。

まず、1点目に、認知症対策についてお尋ねいたします。

厚生労働省によりますと2025年には、認知症高齢者が約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれております。年々増加傾向にあり、高齢化の進展とともに、認知症高齢者数も増加していくと予想されます。そこで、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が、今年1月1日に施行されました。法律に基づく認知症予防の推進が期待されます。

高齢化の進展とともに、認知症高齢者数も増加していくと予想されます。もし認知症になったとしても、これまでどおり、できる限り住み慣れた地域で自分らしく、希望を持って暮らし続けることができるよう、家族だけでなく地域でも理解を深め、温かく見守り、支えるような地域づくりが望まれます。

そこで、認知症対策を推進するにあたり、本町の対象者数などの現状をどう把握され、今後、対策をどのように取り組まれるのかをお伺いいたします。ご答弁をよろしくお祈い申し上げます。

○議長（久保美博君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

〔上野昌宏保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（上野昌宏君） 認知症対策の現状と今後の取り組みについて、ご質問にお答えいたします。

町内の要介護の認定を受けている方のうち、認知症の方は令和6年4月現在で870名、うち在宅の方が438名いらっしゃいます。

内子町では、民生児童委員や商工会、郵便局の職員の方などを対象に、認知症サポーター養成講座を行うなど、認知症に関する正しい知識や理解を深める活動を行うとともに、地域包括支援センターを中心とした総合相談支援事業。認知症の予防として、サロンの開催支援や口腔トレーニングなどを行っているところでございます。

また、今年度より高齢者の中程度難聴の方を対象とした補聴器購入補助事業を整備しておりまして、老人性難聴による社会活動の低下に伴います認知症の進行に対しまして、予防に努めているところでございます。

今後も認知症基本法に基づきます事業を着実に推進し、認知症の方が安心して暮らせる共生社会の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 認知症と認定された方が870名ということで、個人的には驚きの数字だったなと思います。しっかりと、ここら辺のですね、対策を練らないといけないんじゃないかなという感じをいたしました。先程の答弁の中にもございましたけれども、再質問をちょっとさせていただきます。

特に独居老人の方は、会話もなく引きこもりがちになり、認知症になるリスクも高くなると思われま。そこで、各地域で慣れ親しんだ人が集まり、談話やゲームなどをして、心身ともに健康を維持する目的で地域の生き生きサロンの運営がなされていると考えますが、現状はどういう状態になっているのでしょうか。それはずっと最初から維持された数のサロンがあるか。それとも、やめられたところもあるのか。答弁、お願いいたします。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

○保健福祉課長（上野昌宏君） サロンの数でございますが、現在、若干減っている傾向にございます。ほぼ横ばいの状態ではありますが、若干減っているというところです。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） それに関連してですけれども、ある地域では、やっぱりサロンを運営する中心者の方も随分年をとられて、なかなかその地域でサロンを運営していくことが困難であるというようなことで、今、休まれている地域があるんですけれども、そこら辺、何とか課の方で支援ができるような体制にはならんものでしょうか。お願いいたします。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

○保健福祉課長（上野昌宏君） はい。サロンの維持自体はなかなか、民生児童委員さんを中心にご支援いただいているところもあるんですが、介護予防教室あたりも15ヶ所開催しておりますので、その辺りでサポートしていければと考えております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） とにかく、引き続きそのことに目をそらさずに、真剣な思いで取り組んでいただきたいなと感じておりますので、よろしく願いいたします。

この項の2点目に入ります。

先程の説明にもありましたけれども、2005年から始まりました認知症サポーター制度ですが、その目的と現状を改めて教えていただきたいと思っております。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

〔上野昌宏保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（上野昌宏君） 認知症サポーターの現状と課題についてのご質問にお答えいたします。

内子町では、認知症サポーター養成講座を平成19年より開催いたしておりまして、現在1,067名の方が受講されています。

今後の取り組みといたしましては、国の方針に基づきますチームオレンジの整備を進め、地域で暮らす認知症の方やそのご家族、認知症サポーターや福祉関係者を交えた地域で支援を行う体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） ただ今、ご説明をいただきましたチームオレンジの整備についていう点を、ちょっともう少し詳しくご説明いただいたらと思います。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

○保健福祉課長（上野昌宏君） チームオレンジでございますが、認知症施策推進大綱、2019年でございますが、示されておりまして、2025年を目標に設置を推進されているところでございます。

こちらは認知症と思われる初期の段階から、心理面、生活面の支援として市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みでございます。基本といたしまして、ステップアップ講座の修了。また、それを予定されているサポーター等でチーム

を組みまして、認知症の人もチームの一員として参加しているということが要件のような形になっております。また、認知症の人と家族の困りごとを早期から継続する支援ができるような仕組みとなっております。

以上でございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） そのチームオレンジを作らないといけない流れになっておるなかで、多分、期限も限られておると思うんですけども、本年度か、来年度ぐらいにはそれが立ち上がるっていう形でよろしいんでしょうか。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

○保健福祉課長（上野昌宏君） チームオレンジにつきましては、今後、体制整備でありますとか、各スタッフ、そのあたりの選任を今、準備をしているところでございまして、来年度までには設置の方に向けて進めてまいりたいと考えております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。引き続きですね、誰1人取り残さない施策にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、大きな項目の2番目になります。

D Xでの窓口改革について質問いたします。

役所のD X化の推進は、過去にも同僚議員が何度も質問されておりますが、そのことの答弁も踏まえて、各部門でのD X化は進んでいることは言うまでもないと思いますが、町民の方の一番利用度が多いのが窓口だろうと思います。

現在では、スマホの普及は目覚ましく、老若男女、スマホを持っていない人はごく少数派になっていると考えます。また、マイナンバーカードの普及も進んでおりまして、個人の特定も簡単にできると考えます。高齢化が進み、免許返納される例も増えてくるのではないかと考えます。そうすると、行動に制限がかかって参ります。また、若者は職場も人手不足等で、なかなか休みが取れません。

そこで、スマホやパソコンを使ってオンラインによる申請など、役所の書かない窓口、待たない窓口、さらに行かない窓口など、現状の窓口のD X化、スマート化を進める必要を強く感じます。

現時点でどこまでオンライン化、または簡素化が進んでいるのか。その窓口業務の現状と今後どこまで進んでいくのか。今後の取り組みをお尋ねいたします。

○住民課長（上山淳一君） 議長。

○議長（上山淳一君） 上山住民課長。

〔上山淳一住民課長登壇〕

○住民課長（上山淳一君） 向井議員のご質問に答弁させていただきます。

自治体窓口のDXについてですが、国はマイナポータルを活用した行政手続きのオンライン化の推進に加え、窓口での手続きにおける住民の負担を減らすことと、自治体職員の業務負荷の軽減を目指し、自治体窓口DX「書かないワンストップ窓口」を推進しております。

本町におきましても、総合計画の中でICTを活用した質の高い行政サービスの提供を掲げて推進しております。

本町の具体的な取り組み状況でございますが、マイナポータルを使った電子申請を令和5年4月から開始し、児童手当など26の手続きで受け付けをしております。今後も、電子申請が可能な手続きを追加してまいりたいと考えております。この他、国が整備したシステムになりますが、転出届や転入予約など、引っ越しの手続きや旅券更新の電子申請を受け付けております。

また、書かない窓口につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した申請書作成支援システムの整備予算を6月補正予算に計上しております。このシステムにより、マイナンバーカードから読み取った住所、氏名、生年月日などの情報を申請書に記載することで手書きが少なくなり、時間が短縮されますので、住民の窓口負担が軽減できると考えております。

システム導入に併せまして、広報誌などで住民の皆様には書かない窓口の周知を行い、利用促進に努めたいと思います。

今後につきましては、これらの事業の継承、改善を行いながら、窓口のDXを推進することで、住民の皆様への利便性向上を図るとともに、窓口業務の低減に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 広報誌にも載っていましたが、マイナポータル用の電子申請機能は、ネーミングとしては「ぴったりサービス」というところを使うということでしょうか。

○住民課長（上山淳一君） 議長。

○議長（久保美博君） 上山住民課長。

○住民課長（上山淳一君） マイナポータルはですね、国が整備したシステムでございます。オンラインで電子申請を受け付けるものとなっております。議員さんが言われた「ぴったりサービス」というのがですね、このマイナポータルで使っている表現なのか、ちょっとそこはですね、私もちょっと記憶が曖昧になっておりまして、正確にお答えをすることはできませんが、マイナポータルは、国が構築した、オンラインで申請を受け付けるシステムでございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 町の広報にも、多分開始しますっていうことが載っておりましたので、多分そうだと思うので。引き続き、よろしくお願いいたします。

本当、高齢化もますます進んでまいりますので、なかなか役場に来られないということも。そのことについてはサポートする人もいるんじゃないかなと思うんですけども、引き続き、よろしく改善をお願いしたいと思います。

それで再質問というか、道が外れるかもしれないんですけども、窓口という意味ではですね、今、仮想空間を使ったメタバースというものが普及しております、例えば、役所の案内とかですね、町並みのコンピューター上に現場を再現してですね、その現場がどういふふうになっているのかというのが見られるようなシステムが、行政の方でところどころ使われておるところがありますけれども、そのメタバースを使った役所案内とか、町並み案内とかも、実現すればいいPRになるんじゃないかなと思うんですけども、分かる範囲でちょっと答弁ができれば、よろしくお願いいたします。

○住民課長（上山淳一君） 議長。

○議長（久保美博君） 上山住民課長。

○住民課長（上山淳一君） 今、議員さんがおっしゃられたメタバースというような機能でございますけれども、私も勉強不足で、十分承知をしてございません。そういったことも住民の方の利便性が高まるのであれば、今後、検討していかなければならないかなというふうには思うんですけども、たちまちのところは、現在、書かない窓口の方を推進しているところでございますので、まずはそれに注力したいなと思っております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） ありがとうございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

続きまして、3番目に入ります。

断らない相談窓口についてお尋ねいたします。

国は、福祉行政を変えようと。改正社会福祉法により、どんな相談もワンストップで受ける「断らない窓口」の設置と、継続して寄り添う伴走型支援。その市町村の任意事業に交付金を新設して後押しをする方針で、社会福祉法が2021年度に改正されました。

重層的支援体制整備事業が創設され、社会保障はこれまで人生において一般的と考えられる課題の解決を目指すという基本的なアプローチのもとで発展してきました。子ども、障がい者、高齢者といった対象者の属性や、要介護、虐待、生活困窮といったリスクごとに制度を設けた対応でありました。

しかし、かつて日本社会を特徴付けてきた社会のあり方が変わり、それに伴って国民生活も変化する中で、様々な支援ニーズが現れるようになってきました。人々が持つ様々なニーズへの対応が困難になってきたのではないかと考えます。困難、生きづらさの多様性、複雑性は以前も存在しておりましたが、かつては血縁、地縁、社縁などの共同体の機能が受けと

め、また、安定した雇用等による生活保障が強かった時点では、福祉政策においても強く意識されていませんでした。この事業の創設は、これまでの福祉制度・政策と、人々の生活そのものや生活を送る中で、直面する困難、生きづらさの多様性、複雑性から現われる支援ニーズとマッチするものにしていかないといけないということで、断らない相談窓口なる発想が生まれてきたとのことでした。

私自身、1年ほど前に2件の相談を受けました。

1件目は、身寄りがなく、一人暮らしをしていた中年の男性が体調を崩されて身の回りのことができなくなり、相談を受けまして保健福祉課に相談に行きました。そこで、地域包括支援センターを紹介され、相談に乗っていただきました。支援センターでは、関係部署の職員さんをそこに呼んでいただき、各方面の手続きを段取りよく進めていただきました。その後、その方は無事、介護施設に入居することができ、本当に助かりました。

また、もう1人は高齢のお父さんと2人暮らしで、仕事がなく、生活に困窮されているとのことでした。相談を受け、今度は直に地域包括支援センターに相談に行きました。その時もすぐに、いろんな問題を抱えておりましたので、社会福祉協議会を中心に、いろんな課に来ていただき、そこら辺の諸課題を乗り越えて、町内の企業に就職することができました。本当に窓口の職員の皆様には真剣に取り組んでいただき、感謝の気持ちでいっぱいでございます。今回の事例は地域包括支援センターの職員さんが親身になって相談を受けていただき、問題解決に最善の方法で結びつけていただいたので、本当に助かりました。その事例だと感謝しております。

最初、相談に行く前は、言葉は悪いですが、いろんな部署にたらい回しされるのかなあと考えて覚悟して行きましたが、センターの方へ各部署が駆けつけていただき、ベストの対応をしていただきました。本当に良かったと感じました。

このように、現場では引きこもりや8050問題、病気、不登校などの子育ての悩みとか、人間関係、金銭の問題などなど、いろんな問題で、表に出ない、多層的に困っている人がたくさんいるのではないかと考えます。また、困っているけど、どこに相談に行けばいいのかわからない方もたくさんいるのではないかと考えます。支援が必要な方を把握していく体制整備の構築が必要と考えます。

それとともに、1つの窓口で複合的に解決に向けて進められる相談、支援窓口を一本化して、断らない支援窓口、総合支援センターのような部署を設置されている自治体が増えておりますが、そういう部署を作っていただくことはできないでしょうか。また、その部署が地域包括支援センターであったら、それはそれでご答弁をお願いします。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

〔上野昌宏保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（上野昌宏君） 向井議員のご質問にお答えいたします。

内子町では、高齢者、障がい者、生活困窮に係る相談を地域包括支援センターや障がい者

相談支援センターを含みます保健福祉課にて相談支援を行っております。子どもに関する相談につきましては、こども家庭センターをはじめ、こども支援課や保健センターで受けているところでございます。

また、相談内容に応じまして、議員おっしゃられましたように、課や係を横断して包括的に相談を行う必要がある場合につきましては、その都度、関係の担当者も交えたケース会議を行うなど、柔軟に対応しているところでございまして、今後につきましても、今と変わらないような形で横の連携をとり、きめ細やかな対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 先程申し上げましたとおり、困っている方はどこに相談に行ったらいいかわからないという声も聞きますので、とりあえず最初の窓口を1つに絞ってですね、例えば地域包括支援センターが窓口になって、他の部署が合同で相談に乗るような体制ができないものかなと考えております。それと、もう少し分かりやすいネーミングで、相談しやすい状況を作っていただくということを望みたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

○保健福祉課長（上野昌宏君） まず、相談の体制でございますが、どの部署におきましても、必要に応じて横の連携をとっているところでございます。例えば、内子の窓口センターですとか、小田支所辺りで、出先の方になりますと、場合によっては、そちらに必要な職員が出向いて、横の連携をとりながら対応しておるところでございまして、まずはお気軽に話しやすい部署の方にお声がけいただければ、つながるような形になっていると思ひますので、よろしくお願ひしたらと思ひます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。引き続き、よろしくお願ひいたします。

続きまして、最後の質問に入らせていただきます。

新卒者、地元志向についてということで、4番目の新卒者の地元志向についてはですね、はじめに、最近、新聞で人口半減とか、働き手不足、地域間不均衡、消滅危機集落など、人口減少、働き手不足等が懸念される記事を連続して見かけました。内子町もご多分に漏れず、そうなんだろうと思われそうですが、そのことについて町長はその現状をどのように捉えられているのか、お尋ねいたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

## 〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

急速に少子高齢化が進行している我が国において、生産年齢人口は1995年をピークに、総人口も2008年をピークに減少に転じております。そのような中、地方の自治体においては、そのほとんどが人口減少、働き手世代の不足という問題に直面しているということは、今更ながら申し上げるまでもなく、内子町においても、町の存続を大きく左右する深刻な問題ととらえております。人口減少を食い止め、働き手を確保することは、あらゆる町の産業を守るのみならず、町の歴史や風土、地域の伝統行事や教育、芸術文化活動等を守っていくということであり、町民の豊かな生活の確保には欠かせないものであると認識をしております。

内子町では言うまでもなく、高校、大学の新卒者が町外へ転出する、いわゆる転出超過の社会減が相変わらず顕著に続いており、働き手世代の年流出は後継者不足や少子化へつながり、このままでは将来にわたって町が断続的に発展し得ない状況となっております。内子町では、第2期総合計画後期計画において、歴史的な町並みや内子座、美しい農村景観や豊かな自然、手すき和紙や木蠟に代表される伝統的な技など、ポテンシャルの高い資源が数多く存在し、これらの資源を最大限に生かして、内子のまちづくりに共感する人や企業を招き入れ、活力や創造性に満ちた、稼ぐ力のある住み続けられる内子町を目指し、取り組みを進めてまいりました。

現在策定を進めている第3期総合計画においても、こうした部分については基本的な考え方を引き継ぎ、新たな施策にも積極的に取り組む中で、人口減少、働き手の確保に、多方面から取り組みを進め、少しでも自然減の抑制と社会減に歯止めをかけたいと考えているところでございます。

内子町で生まれ育った多くの若者が、高校や大学卒業後も内子町に愛着を持ち、内子町で生業を営み、幸せな家庭を築きながら子育てができる環境を整えることが、町長としての私の最大の使命であると認識をしておりますので、議員におかれましても、ご支援、ご協力をお願いします。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） その一方で、やっぱり新聞ですけれども、「新卒者地元志向増」、「県内移住者最多」、愛媛県の話ですけど、その嬉しい記事を見かけました。記事では、「経済状況の指標のひとつとして、有効求人倍率の推移と比較したところ、地元就職希望者の割合との緩やかな相関が見られると。景気が上昇傾向で求人倍率が比較的高い頃には、都市部の大手企業などへの就職意向が高まり、地元就職希望者は減少していたが、コロナ禍以降は、求人倍率が低下する等、経済状況が不透明であることなどから、地元就職意向が高まっていると推測される。24年卒業については経済状況は回復しつつもあるものの、物価高などによって、学生にとっては景気回復の実感が薄いことや、引き続き採用活動、Webが取りいれ

られていることで、地元を離れていても、情報収集や選考参加がしやすいことなどが、地元就職意向が高く維持されている背景にあると考えられるとの内容でした。

そこで、今年の本町職員採用にあたって、そのことは肌で感じられた方をお尋ねいたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議員ご指摘のとおり、ある調査によりますと、ここ数年、新卒者の地元就職志向が高まっておりまして、23年卒業者では60%以上が地元志向とのことであります。この理由については、コロナ禍のように経済状況が不透明な状況下を経験し、地元企業で堅実に就職しようとする学生が増えたことや、オンラインでの採用選考が導入されたことにより、地元を離れている学生がオンライン上で地元企業の選考に参加しやすくなったりしたことで、距離という障がいが減ったことが、この傾向を後押ししているようでございます。

令和5年度に行いました町職員採用試験では、31名の受験者のうち6名が町内出身の新卒者ということで、率にして19%でございました。令和4年度は17名のうちの3名で約17%でしたので、若干の増加ということにはなっておりますが、まだまだその割合はですね、低い状況です。

しかしながら、職種を限って、保育士というのに限って見てみますとですね、5年度の受検者3名中、町内出身者は2名ということでございますので、いずれも新卒者でございます。また、過去3年で見ましても75%が町内出身の新卒者ということで、これは保育士に限ってのことではございますが、そのような状況になっております。

今後におきましては、ふるさと教育の積極的な取り組みや、安全安心で魅力的なまちづくりを通して、内子町で生まれ育ったことに自信と誇りを持ち、地元から1人でも多くの若者が内子町職員を目指していただける機運を醸成するとともに、職員採用の募集要領等の周知につきましても、町ホームページを積極的に活用し、応募者の負担軽減のため、Web上からのエントリーを検討するなど、積極的に職員募集に取り組みたいと考えております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） ある職員OBの方が、今年の新採職員、ちょっと人数が多いんじゃないかと。いつもより多いんじゃないかなというようなことで、多分、地元の方がたくさん受けられたんじゃないかなということで、曖昧な答弁はしとったんですけど。今年、町職員の採用っていうのは、例年より多いんでしょうか。それとも、例年どおりということなんでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務部長。

○総務課長（黒澤賢治君） 令和5年度の職員採用試験の結果、令和6年度の4月から入職しました職員につきましては17名ということで、我々に比べまして若干多いんですけども、半分近くは技術職ということで、それまでですね、技術職がちょっと慢性的に不足しておったというようなこともありまして、一般職で言いますとその半分ですので、例年同様ということになります。

また、今年につきましてもですね、その辺のところを踏まえまして、現在、検討中がございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） この項の3番目に入ります。

先程の町長の答弁でもございましたように、学校教育の中でも、ふるさと教育などで、ふるさとの良さをしっかり伝えていく努力はされておると思うんです。地元志向に向けて、なお一層の取り組みが必要と考えますが、ふるさと教育についてご答弁をお願いします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。向井議員の地元志向、学校教育の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

学校教育の取り組みといたしましては、地域の自然や暮らし、産業、歴史、文化、伝統行事、伝統芸能の継承、また地産地消、郷土食を重視した食育といった教育資源を生かした活動をしております。学校、家庭、地域が一体となって、先程からも出ておりますが、ふるさとに誇りを持ち、心豊かでたくましい心を育むことを目的として、ふるさと教育を実践しております。

ふるさと教育は内子町の教育総合計画、また教育大綱にも位置付けられておりまして、学校行事や総合的な学習の時間、今では町内全域で導入しております学校運営協議会、コミュニティスクールの活動を通して、都市部とは異なる内子町ならではの様々な教育を実践しているところでございます。

その取り組み例として、地域の自然環境や歴史、文化の学習、農業体験などの実施、内子町を描こう写生展の実施、小田深山体験活動、手すき和紙を利用した、小学生ですけど卒業証書づくり、また地域人材を生かした文化財、伝統芸能などの継承、中学生の職場体験、そして郷土料理の提供、地産地消推進などが挙げられます。

今後とも、学校と地域が一体となって地域とともにある学校づくりを推進し、ふるさと教育を持続的に実践することで、子どもたちが故郷を知って、故郷を愛する心を育み、内子町の良さを再発見しまして、ゆくゆくは地域貢献できる子どもを育てるきっかけづくりが今後ともできればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 心強いご答弁をありがとうございます。

議会で前にもふるさと教育のことでちょっと尋ねたことがあるんですけど、そのときにも言わせていただいたんですけど、うちの地域の30半ばぐらいの青年なんですけれども、すみません。40歳に近い青年なんですけれども、子どものときにお父さんと地域の事業には必ず参加してくれた男の子がいました。そして、中高生のソフトボール大会が大瀬地区内であったときに1人ずつ地元の子どもらに、将来のことを一言、何でもいいから言いなさいということで話していただいたときに、その子は「僕は大人になったら村前に帰って、村前で住むんだ。」ということをしつかりと言ってくれました。その子は本当にお父さんがいろんなイベントに必ず連れてきてくれました。これ以上のふるさと教育はないんじゃないかなって思う気がしました。その子は町内でも大きな会社の部長さんをされておられて、地域では消防団の団員として、この間、ポンプ操法がありまして、大洲喜多郡で優勝しまして、今度、県大会。もうその子がやっぱり地域を引っ張ってくれて団結させてくれたようなものだと考えております。そういう意味ではですね、ふるさと教育大事だと思いますので、もう一步踏み込んだ教育に取り組んでほしいなと考えますので、もう一度答弁をお願いいたします。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（久保美博君） 林教育長。

○教育長（林純司君） はい。向井議員の言われるとおりですね、内子町の40歳になる方、地元に戻って、地元で働いて、地元で生活したいと言われるような形で、随分、以前から、このふるさと教育については力を入れてきているのではないかと私も思います。

学校教育課長の方からは、学校教育分野での紹介しかできませんでしたが、社会教育の分野でも、各自治センターにおいては、大瀬自治センターもご存じだと思うんですけど、例えば、エコセミナーとか、通学合宿。自治センターで寝食を一緒にして、地域の方に一緒に食事を作ってもらったり、洗濯をしたりしながら、学校に通うような地域密着型の事業をいっぱいやっておりましてですね。本当にその積み重ねがですね、内子町の子どもたちが内子のことが好きだというふうに言うてくれるような状況になっているんじゃないかなと思います。もう一步踏み込んでというよりはですね、今までやってきたこの積み重ねをしつかり継承しながら、今まで以上にまた、ふるさと教育を推進していきたいと思いますので、今後とも、ご指導よろしくお願ひしたらと思います。

以上です。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 教育委員会の方も限られた時間とか、課程がありますので仕方がないと思います。引き続き、自治センターなども通じながら、そこら辺、サポートしていただ

いて、地元もですね、それに後継者ができるように邁進していけたらなと考えておりますので、引き続き、よろしく願い申し上げまして、私の一般質問の方を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、6月14日、午後2時に開催いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

---

午後 1時47分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員



令和6年6月第140回内子町議会定例会会議録（第3日）

- 招集年月日 令和6年6月4日（火）  
 ○開会年月日 令和6年6月14日（金）  
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（14名）

1番	城戸	司君	2番	塩川	まゆみ君
3番	関根	律之君	4番	向井	一富君
5番	久保	美博君	6番	森永	和夫君
7番	菊地	幸雄君	8番	泉	浩壽君
9番	大木	雄君	10番	山本	徹君
12番	下野	安彦君	13番	林	博君
14番	山崎	正史君	15番	寺岡	保君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	黒澤賢治君	住民課長	上山淳一君
税務課長	久保宮賢次君	保健福祉課長	上野昌宏君
こども支援課長	山本勝利君	内子町保健センター所長	上石由起恵君
建設デザイン課長	亀内重範君	会計課長	田中哲君
町並・地域振興課長	大竹浩一君	小田支所長	中嶋優治君
農林振興課長	大久保裕記君	環境政策室長	高嶋由久子君
政策調整班長	二宮大昌君	危機管理班長	宮田哲郎君
上下水道対策班長	稲田彰二君	商工観光班長	大田陽市君
教育長	林純司君	学校教育課長	亀岡秀俊君
自治・学習課長	福見光生君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	北岡清君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 前野良二君 書記 本田紳太郎君

○議事日程（第7号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
 日程第2 議事日程通告

令和6年6月第140回内子町議会定例会

- 日程第 3 議案第44号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第45号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第46号 内子町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第47号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第48号 第6号 食缶洗浄機購入に係る物品購入契約について
- 日程第 8 議案第49号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第50号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第51号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第52号 第22号 大瀬自治センター解体工事に係る工事請負契約について
- 日程第12 議案第53号 第23号 立石自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について
- 日程第13 議案第54号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第2号）について
- 追加日程 発議第 2号 地方自治法改正法案に係る「国の補充的指示」のさらなる慎重審議を求める意見書  
第 1
- 日程第14 受理第 1号 伊方原発を即刻止めることを県知事に求める請願
- 日程第15 受理第 2号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第18 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

---

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで

---

午後 2時00分 開会

---

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） ただ今から、本日の会議を開きます。

---

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、7番、菊地幸雄議員、8番、泉浩壽議員を指名します。

---

**日程第 2 議事日程通告**

○議長（久保美博君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第7号）」のとおりであります。

これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

---

**日程第 3 議案第44号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について**

○議長（久保美博君） 「日程第3 議案第44号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査結果について委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る6月4日の本会議において産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第44号」について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については「議案第44号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、内子町中小企業・小規模企業振興協議会を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により「議案第44号」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。これにて討論を終結します。

「議案第44号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第44号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第44号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第 4 議案第45号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（久保美博君） 「日程第4 議案第45号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

[大木雄産業建設厚生常任委員長登壇]

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る6月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第45号」について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第45号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、内子町中小企業・小規模企業振興協議会の廃止に伴い、条例の一部を改正するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により、「議案第45号」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第45号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第45号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第45号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第 5 議案第46号 内子町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例について**

○議長（久保美博君） 「日程第5 議案第46号 内子町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

[塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇]

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る6月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第46号」について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第46号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区保存計画が保存活用計画に改正されるため、条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「条例の条文にあるとおりに、保存活用計画は町並・地域振興課ではなく教育委員会が作り定めるのか。」との質問に対し、「文化財保護に関わるものは、本来、教育委員会が作り定めるものだが、内子町の組織体制においては、町並・地域振興課がこの分野を担っている。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第46号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし。」の声あり]

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

[「なし。」の声あり]

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第46号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第46号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第46号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第 6 議案第47号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（久保美博君） 「日程第6 議案第47号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

[塩川総務文教常任委員長登壇]

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る6月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第47号」について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第47号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告いたします。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により「議案第47号」は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし。」の声あり]

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

塩川委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

[「なし。」の声あり]

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第47号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第47号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第47号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第48号 第6号 食缶洗浄機購入に係る物品購入契約について

○議長（久保美博君） 「日程第7 議案第48号 第6号 食缶洗浄機購入に係る物品購入契約について」を議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

[塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇]

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る6月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第48号」について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等についてきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第48号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告します。

本議案は4月24日に入札を執行し、決定した落札業者と、物品購入仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「今回、新たに購入する洗浄機は、節電、節水などに十分に特化した機種なのか。」との質問に対し、「現在ある25年前の機種との比較になるが、今回、購入する機種は、消費電力、水量においても十分に抑えられた機種である。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第48号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川委員長。席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第48号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第48号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第48号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 8 議案第49号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第1号）について

日程第 9 議案第50号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 10 議案第51号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について

○議長（久保美博君） 「日程第8 議案第49号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第1号）について」、「日程第9 議案第50号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、「日程第10 議案第51号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について」、以上、補正予算3議案を一括議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。森永予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永委員長。

[森永和夫予算決算常任委員長登壇]

○予算決算常任委員長（森永和夫君） ご報告申し上げます。

去る6月4日の本会議において、予算決算常任委員会に付託された「議案第49号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第1号）」から「議案第51号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）」までの3件の補正予算について、6月10日に委員13名出席のもと、各課長等からの説明を受け、慎重な審査を行いました。

審査の結果につきましては、配布しております審査報告書のとおり、補正予算3議案は原案のとおり可決すべきものであります。

議案ごとに説明を受けた内容並びに主な質疑等についてご報告をいたします。

「議案第49号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出それぞれ12億3,893万4,000円を追加し、歳入歳出予算を112億6,893万4,000円とするものです。前年同期と比較し、2.8%の増額となっています。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費の調整、国の新たな経済に向けた給付金・定額減税の一体措置への対応、町の主要施策に係る国や県からの内示に基づく、各種補助事業の予算化が主な内容となっております。

委員の質疑においては、2款総務費について、豊秋橋の照明施設を増設するための設計委託料として、227万7,000円計上されており、委員から、「県管理の橋梁である豊秋橋に、どうして町が照明施設を整備しなければならないのか。」との質疑に対し、「住民からの要望も多いため、県に要望し続けていたが、県は道路照明施設設置規準に基づき、増設しないとの結論に至ったため、県と町の関係の間で、住民の要望が先送りになることはどうかと考え、苦渋の選択の中で、町が設置することに決定した。」との答弁がありました。

また、3款民生費については、パートナシップ、ファミリーシップについて、担当職員が適切な窓口対応、事務処理を行うための研修費用として12万1,000円計上されており、委員から「この研修は住民課の窓口対応職員だけが対象となるのか。」との質疑に対し、「住民課職員だけでなく、税務課、建設デザイン課、こども支援課、保健福祉課など、窓口対応職員、約30名程度を対象に研修を行う予定である。」との答弁がありました。

また、6款農林水産業費について、農業用機械施設整備の補助金など、761万4,000円増額補正されており、委員から「申請が多い場合には、次年度以降の申請にしてもらうとのことだが、今年度購入した場合は次年度に申請できるのか。」との質疑に対し、「次年度申請にするものについては、今年度購入したものではなく、次年度に購入したものが対象となる。」との答弁がありました。

7款商工費について、デジタルサイネージ設置のための委託料として2,613万6,000円計上されており、委員から「オーバーツーリズムの未然防止という目的で導入するということだが、具体的にどういう情報を出そうと考えているのか。」との質疑に対し、「今後、観光客が増加するなかで、オーバーツーリズムの実態を検証しながら、施設ごとでコンテンツづくりを進めたい。」との答弁がありました。

また、7款・商工費について、小田深山溪谷藤見河原の橋の測量設計委託料として851万4,000円が計上されており、委員から「多くの方に来てもらうために、車椅子の方など、藤見河原近くまでアプローチできるような整備を考えているのか。」との質疑に対し、「多くの方が河原に降りることができるなど、自然に触れあっていただける環境を提供する視点で、今後、検討していきたい。」との答弁がありました。

8款土木費について、龍王公園基本計画策定に係る業務委託に1,000万円が計上されており、委員から「公園の基本計画を策定するにあたり、子どもたちの意見など、どのように町民の要望を反映させるのか。」との質疑に対し、「最初に町民のアンケート調査を行う予定であるが、子どもたちの意見もより吸い上げ、多様な意見を聴けるような実施体制にしたいと考えている。」との答弁がありました。

10款教育費について、小中学校のトイレ等の環境整備工事として、1億5,743万1,000円計上されており、委員から「今後、学校においては、和式のトイレは一切な

くなるのか。」との質疑に対し、「基本的には学校には和式トイレはなくなるので、保護者にも周知していきたい。」との答弁がありました。

以上、議案第49号については、多くの質疑がなされました。

質疑終了後の討論では、森家住宅の2期工事の実施設計委託費について、「町民とのコミュニケーション不足で、具体的な活用イメージが不透明である。またデジタルサイネージの経費について、オーバーツーリズム予防のために導入するということだが、効果が期待できるとは思わない。」さらに、「小田深山の藤見河原の橋の測量設計委託については、小田深山施設整備計画の観光開発全体の予算が見通せない中で、遊歩道の橋の整備だけ先に進めるのは不合理である。」とのことで、原案に反対の立場から討論が行われました。

採決の結果、「議案第49号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第1号）」は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計2件の補正予算ですが、

まず、「議案第50号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化させることに伴うシステム改修費などの経費として、歳入歳出それぞれ34万8,000円を追加し、歳入歳出予算を19億6,329万8,000円とするものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第50号」は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、「議案第51号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）」について、新入寮生の増員の対応と第3小田寮を修繕するために、歳入歳出それぞれ287万8,000円を追加し、歳入歳出予算を4,425万円とするものです。

委員の質疑において、「小田寮の修繕について、基礎部分は地盤が沈下しているように見えるのだが、地盤は調査されたのか。」との質疑に対し、「今回の修繕は、地盤沈下に伴うものとは認められなかったため、簡易的な補修で対応できる。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第51号」は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、令和6年度補正予算3議案について、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 委員長報告に対する質疑を終結します。

森永委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第49号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第1号）」についての討論を行います。討論はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根議員。

○3番（関根律之君） 私は次の3つの費用について賛成できないことから、本補正予算案に反対する討論を行います。

1つは、旧森家住宅整備第2期実施設計業務1，457万円です。3期3年にわたる建設工事の2期目にあたる本整備は、全7つの建物のうちの4つ、客座敷、米蔵、かご蔵、茶室の実実施設計のために必要な予算とされます。しかし、昨年、令和5年6月に活用計画の骨子が町ウェブサイトで公表されて以降、この約1年間、一部の町民や業者から意見を聞く機会があったものの、これまで旧森家住宅が町広報誌の特集で取り上げられることは一度もなく、現地見学会やシンポジウムなどもこの1年で開催されず、歴史的風致維持向上計画や本整備計画の意義について多くの町民に理解が進み、浸透しているとは到底言い難いと感じます。本議会では、国の交付金等を見込み、計画全体の概算予算を4億円とし、実質的な町の負担は約7，500万円とされますが、このまま計画を進めても、多くの町民が関わり、観光客や住民に喜ばれる施設になるとは思えません。いったん立ち止まり、町民の理解を進める取り組みが必要ではないでしょうか。

2つ目は、デジタルサイネージ導入委託2，613万円です。導入目的はオーバーツーリズムの未然防止とされ、本町の観光施設10か所にサイネージを設置し、情報発信をすることで観光客のマナー違反の抑止やごみ削減につながる効果が期待できるとされます。しかし、国交付金により町負担は2分の1の1，300万円となっていますが、その費用にも関わらず、効果が期待できるとは思えません。本町の観光施設でマナー違反が散見され、問題となっている状況は存在せず、また、訪問する外国人等に対して多言語対応でのサイネージによる情報発信がマナー違反に効果的だという事例も紹介されていません。むしろ、スマホを大型にしたようなモニターが歴史ある建物の雰囲気を壊すこともあると考えます。

3つ目は、小田深山溪谷藤見河原橋測量設計委託851万円です。現在整備されている遊歩道の最終地点である深山荘跡地から、溪谷の最奥部へと約400m延長する遊歩道と橋の修繕のための測量設計費とされますが、委員会での質疑で建設費概算は示されていません。同溪谷には、ここ数年で損傷していた手すりを修繕するなど遊歩道への整備が進み、すでに溪谷の美しさを十分に堪能できる遊歩道は整備されており、遊歩道の延長がどうしても必要な整備とは思えません。

そんな中、去る5月にできるだけ安価で簡易な施設として、建設費概算約2億5，000万円でビジターセンター機能を持つ整備計画が公表され、パブリックコメントを募集しましたが、町民に建設予算は示されていないのは大きな問題です。また、現状では整備予定施設への水道敷設のための費用や携帯電話通信の設備費用は示されておらず、国や県の交付金を申請する意向はあるようですが、現時点で小田深山溪谷全体の整備にかかる本町の負担額がどの程度になるのか明らかにされていません。

去る3月議会で提出された溪谷整備にかかる水道敷設の実実施設計委託費に続いて、本6月議会には補正予算案で遊歩道延長のための測量設計委託費が計上されています。本実施設計に限らず、実施設計の段階では建設費の算出は困難とされ、議会に示されないことは多

いですが、実施設計に数百万～1千万以上の費用をかける予算を議会で認めてしまえば、のちに建設費が算出され、議会に建設費予算を示される段階では、実際に建設計画を止めることは極めて困難です。町民や議会に観光整備計画の必要性を問うのであれば、実施設計の予算を議会に諮る前の段階で、国や県の交付金を含めた概算予算と実質的な本町の負担額を示したうえで、見込まれる観光等の収入と期待される効果について十分な説明がなされるべきです。

相次ぐ物価高に加え、実質賃金や年金は目減りし、社会保障の負担は増し、多くの町民の生活が苦しくなっていく中、町が多額の予算を投じる新たな観光開発は、その費用と効果について議会で厳しくチェックし、慎重な判断が求められます。また、町は暮らしへの支援拡充を求める町民の声にも応えていく必要もあります。

今後、町の施策に町民の声をよりよく反映させていくことを求め、本補正予算案の反対討論を終わります。

○議長（久保美博君） 他、討論はありませんか。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野議員。

○12番（下野安彦君） 私は賛成の立場で討論をいたします。

森家に対しても、住民に周知されるだけの情報が出されていないんじゃないかということではあったんですけども、議会の要請により、これはホームページに載せてやっていくということで、実際それが流されていると思います。住民一人一人が全員がこのホームページを見て周知して納得するかというのは、かなり関心がある人と関心のない人、それぞれ、テレビを見て関心をもつ人、ホームページをみて関心をもつ人、新聞を見て関心をもつ人、先程言われた町の広報誌に掲載しても、それをじっくりと読む人、読まない人ではかなり差があると思いますので、私はどれだけの方が周知されたかというのまで、周知できていないから無理だということではないというふうに、私、判断して、この件に対しては、今のホームページに載せたもので大丈夫ではないかというふうに思っております。

また、サイネージについてですけれども、国道を走っておりますと、大洲の方面から、また小田の方面から逆回りで来られる人、お遍路さん、外国人の方がめちゃくちゃ最近多いです。私も英語は得意ではないけど、何かあったら説明してあげようかなというぐらいの気持ちはあるんですけど、まだそこまで得意には喋れませんので、やはり、できたらこれ本来ならば内子町に小田の方から来られる、入ってくるところにもあったり、大洲と黒内坊の辺りで今度逆に入って来られる人らにも、こういう詳しく内子のことや村のことが説明できるようなサイネージが設置されるべきではないかというような、それぐらいに思う気持ちでございます。そのぐらい外国の方がこれから増えてくるのではないかというふうに思っておりますので、私はこのことに対しても賛成の立場でございます。

小田深山の遊歩道の関係、大切な自然でございます。深山荘もなくなりまして、それに對していろんな議論が行われておりますけれども、やはりこの大切な自然を守っていくために

は、これまでに流された橋などは、やはりある程度の修復はしていったって、お客様が来られてもある程度、対応できるようにしないと、流れっぱなしになっていたら、内子は深山には力を入れていないから来たって危険だなというふうなことで、私は上手にこのような金額を入れて整備していくのは大切なことだと思います。

よって、賛成の討論といたします。

○議長（久保美博君） 他に討論はありませんか。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 私はこの補正案に反対の立場で討論させていただきます。

先程、関根議員の方からもありましたけれども、私も一般質問の中でこのサイネージ事業について質問させていただきました。やはり内子町、オーバーツーリズムの未然防止による持続可能な観光推進事業と謳うこと自体が今の町の実態を把握していないのではないかというのが、最初の大きな疑問だったんですけれども。答弁の中でも、観光庁の一般型補助対象メニューが7事業あって、その中であえてこのマナー啓発を選んだというのは、他の事業が公募期間中の申請が困難であったことなどが挙げられていましたけれども、もちろん国からの、国や県の補助事業を上手に活用するというのはとても大切なことなんです。これが本当に必要なものであるかという見極めは必ず厳しくしなければならない。ましてや、今回は先程もありましたように2, 613万円の事業費、半額は町負担です。1, 300万円。そして今後、このコンテンツの更新や維持管理などについても、それなりの職員の手であり、費用も発生していくものです。費用対効果についても答弁は控えさせていただくということで、十分な精査が行われたとは思えません。そして、また一般質問の中でも申し上げましたので繰り返になりますが、今はもう掲示型のサイネージよりは、個人のスマホに向けた情報発信が中心になっていきますので、景観、その他を考えたも、特に掲示物として設置するよりは、個人のスマホに向けた方に注力すべきかと考えます。

また、小田深山等の事業につきましては、私は必ずしも反対の立場ではなく、ただ、これは環境、深山の保全のために必要な事業であるということで、収益云々よりも自然環境をちゃんと保護するという意味で、もうちょっと手厚く、町民への情報発信が必要ではないかと考えます。

以上をもちまして、私は反対の立場で討論させていただきました。

○議長（久保美博君） 他に討論はありませんか。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎議員。

○14番（山崎正史君） 私は、本予算に賛成の対場で討論させていただきます。

事業を起こすということは、おそらく補助金をどのようにとっていくかというのが行政の大きな役目でもあります。それが行きあたってすぐ補助金をとるっていうのは難しいん

で、3年、4年、計画を立てながら、やはり素晴らしい町をつくっていくために事業を進めていく。

例えば、旧五十崎地区なら龍王荘の再開発。あの場所をどのようにして、大人から子どもまで活用でき、遊べる場所を作るか。人が訪れるところを作るか。旧内子におきましては、森家を改修しながら、またここもおそらく自治会、住民等とも相談しながら進めていかれると。そして、小田深山につきましては、小田町のこれからの、旧小田町のこれからのあの山の美しさをどのように保全し、そして活用していくか。それぞれ様々なことを考えながら行政を進めていく。そして、そのためにはどういう方法をとっていくか。効果はすぐに出るものではございません。効果が出そうだから補助金をつけましょうというわけにもいきません。そういうことを全体的に考えれば、前もって立てた計画に対して予算を引いてくる。その予算を有意義に使いながら町をつくっていく。人が住める町。そして多くの人が訪れる町をつくるために、やはり今回の補正予算、十分その効果が期待される事業だというふうに思っております。

以上のような立場で、本予算には賛成をいたします。

○議長（久保美博君） 他、討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第49号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第49号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立多数です。

よって、「議案第49号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第50号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第50号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第50号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第50号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第51号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 私は本予算に反対の立場から討論を行います。

本補正予算案で、寮の修繕に必要な工事費を町が負担するのは理解いたしますが、物価高による食費や光熱費の上昇分を町が負担することとしており、少なくとも寮生への給食にかかる実費は全額寮生本人が負担するべきと考えます。

今年度寄宿舎特別会計の当初予算では、寮生から徴収する寄宿舎使用料には、主に朝・夕の給食費と個室の光熱費しか反映されておらず、平日の昼食にあたる学校給食は実質的に無料で提供する予算となっており、小田分校生のうち、寮生のみ優遇しすぎであるとして本特別会計の当初予算案に反対しました。今回の補正予算案は、寮生に対して食費の負担増を求めるための寄宿舎使用料の値上げを想定していないことから、本補正予算案に反対します。

○議長（久保美博君） 他に討論はありませんか。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野議員。

○12番（下野安彦君） 私は賛成の立場で討論いたします。

やはり小田の、旧小田の地域の方は、やはり小田の高校の存続に向けているんな形でバックアップして協力されていると思います。そういったところで寮生も増えてきたりして、それをこういう形で町が援助しているということは、私は小田の町民の人にも理解できることだというふうに思っておりますので、やはり大きな心で子育てができるよう、またこの内子町に多くの若者に関心をもっていただくということを期待いたしまして、賛成したいと思います。

○議長（久保美博君） 他に討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第51号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第51号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（久保美博君） 起立多数です。

よって、「議案第51号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 11 議案第52号 第22号 大瀬自治センター解体工事に係る工事請負契約について

○議長（久保美博君） 「日程第11 議案第52号 第22号 大瀬自治センター解体工事に係る工事請負契約について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

[塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇]

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る6月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第52号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第52号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告いたします。

本議案は、5月29日に入札を執行し、決定した落札業者と工事請負仮契約を締結いたしましたので議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「建物撤去において、全体の設計金額におけるアスベストの除去費用は何割程度含まれているのか。」との問いに対し「全体工事費の約5%がアスベストの処理費用となっている。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第52号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

塩川委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第52号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第52号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第52号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第 12 議案第53号 第23号 立石自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について

○議長（久保美博君） 「日程第12 議案第53号 第23号 立石自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る6月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第53号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第53号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告します。

本議案は5月29日に入札を執行し、決定した落札業者と工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「町が新築する自治会館として、ゼロカーボンシティをアピールできる、太陽光発電や蓄電池の設置、環境に配慮した建材の使用など、今後、取り入れることは検討できないのか。」との問いに対し、「環境に配慮できるものについては、建材を含め、今後、検討したい。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第53号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第53号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第53号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第53号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 13 議案第54号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（久保美博君） 「日程第13 議案第54号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） それでは、「議案第54号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

議案書2-2、補正予算関係の1ページをお開きください。

「令和6年度内子町一般会計補正予算（第2号）」の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を112億9,893万4,000円と定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書です。表中右側、「一般会計補正予算（第2号）」の財源を示していますが、国県支出金3,000万円の増額となっております。

8ページをお願いします。

「令和6年度内子町一般会計補正予算（第1号）」で定額減税補足給付金を1億円、議会に上程しておりますが、6月1日に令和6年度住民税賦課処理が終わり、再計算したところ、所得税及び住民税所得割で減税しきれない方、住民税所得割は非課税で所得税は課税されている方などへの給付を追加修正し、さらに住民移動や確定申告後の追加給付を見込み、定額減税補足給付金総額を1億3,000万円と積算しましたので、不足額3,000万円を追加補正させていただくものです。

財源は全て、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金としております。

以上、「議案第54号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第2号）について」ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。ありませんので、これにて討論を終結します。

これより「議案第54号」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

従って、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

○議会事務局長（前野良二君） 議員の皆さんは、全員協議会を開催いたしますので、委員会室の方にご移動をお願いいたします。

午後 2時55分 休憩

---

午後 3時16分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

ただ今、塩川まゆみ議員から「発議第2号 地方自治法改正法案に係る「国の補充的指示」のさらなる慎重審議を求める意見書」が提出されました。

これを日程に追加し、「追加日程第1」として、ただちに議題としたいと思います。

---

**追加日程第 1 発議第2号 地方自治法改正法案に係る「国の補充的指示」のさらなる慎重審議を求める意見書**

○議長（久保美博君） 「追加日程第1 発議第2号 地方自治法改正法案に係る「国の補充的指示」のさらなる慎重審議を求める意見書」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。塩川議員、登壇願います。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和6年6月14日提出。

提出者 内子町議会議員 塩川まゆみ

賛成者 内子町議会議員 森永和夫、城戸司

提出の理由 国と地方自治体の健全な関係を維持、発展させるために、「国の補充的指示」を含む地方自治法の改正法案の審議を急ぐことなく、広く全国の地方自治体関係者の声を聞きながら、さらに丁寧で慎重な議論を尽くすことを求めるものである。

内容を読ませさせていただきます。

地方自治法改正法案に係る「国の補充的指示」のさらなる慎重審議を求める意見書。

政府は先般、地方自治法の改正案を提出し、衆議院は可決した。この改正案では、大規模災害や感染症まん延など「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」が発生した場合、個別法に規定がなくとも「国の補充的指示」として、国が自治体に対して法的義務を持つ指示を行なうことができるとの特例を設けることとしている。

しかし、この「補充的指示」の要件となる「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」については、どのような事態を想定しているのか具体的に示されておらず、また立法事実も明らかにされていない。

これは、2000年の地方分権一括法で明確にされた「国と地方は対等」「国の関与は必要最小限とし、地方公共団体の自主性・自立性に配慮したものでなければならない」とする考えに反するものである。この改正案に対し、全国知事会をはじめ、多くの地方自治関係者や法曹、学者からも「国と地方の対等な関係が損なわれる」との懸念が示され、「国の指示が地方自治の本旨に反し安易に行行使されることがない旨が確実に担保されるよう」求めて

きた。多くの国民、地方自治体関係者との丁寧で慎重な議論が欠如したまま、法改正を強行することは断じて許されない。

よって、本議会は、国と地方自治体の健全な関係を維持、発展させる観点から、政府と国会に対し、「国の補足的指示」を含む地方自治法の改正法案の審議を急ぐことなく、広く全国の地方自治体関係者の声を聞きながらさらに丁寧で慎重な議論を尽くすことを求めると同時に、先に述べた地方分権一括法によって明確にされた地方自治の本旨に逆行するような法改正には断固反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月14日

愛媛県内子町議会

○議長（久保美博君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

塩川まゆみ議員、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

これより「発議第2号」の採決を行います。「発議第2号」に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（久保美博君） 起立多数です。

よって、本案は可決されました。

---

#### 日程第 14 受理第1号 伊方原発を即刻止めることを県知事に求める請願

○議長（久保美博君） 「日程第14 受理第1号 伊方原発を即刻止めることを県知事に求める請願」を議題とします。

請願の内容については、配布しております請願の写しのとおりであります。

お諮りします。この請願については、総務文教常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし。」の声あり]

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、「請願受理第1号」は総務文教常任委員会に付託して、議会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第 15 受理第2号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願

○議長（久保美博君） 「日程第15 受理第2号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願」を議題とします。

請願の内容については、配布しております請願の写しのとおりであります。

お諮りします。この請願については、産業建設厚生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、「請願受理第2号」は産業建設厚生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第 16 議員派遣の件

○議長（久保美博君） 「日程第16 議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、「議員派遣の件」については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### 日程第 17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（久保美博君） 「日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第 18 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（久保美博君） 「日程第18 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。会議を閉じます。

ここで、小野植町長、ご挨拶をお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。

まずは、提案いたしました議案について、慎重審議の上、全議案をお認めいただき、誠にありがとうございました。それぞれの審議の中でいただきましたご意見等を踏まえ、業務の趣旨、目的に沿って適切に執行してまいりたいと思います。

さて、先日、6月9日に文化交流センタースバルにおいて、「古今狂言会」を開催しましたところ、大勢の方にご観覧いただき、盛況のうちに終えることができました。スバル向かい側の道の駅せせらぎにも多くのお客様が訪れていただいておりますので、スバルで開催したことの意味も大きかったのではないかと感じています。

また、6月30日には、内子町共生館開館30周年記念事業として「森口博子コンサート・ジャガーズものまねライブ in 内子町」が開催されます。ぜひとも多くの人にご参加いただきたいと思っておりますのでございます。

一方、招集あいさつでも述べさせていただきましたが、これから本格的な梅雨に入り、災害が発生しやすい時期になってまいります。どうぞ議員の皆さま方、万が一、それぞれの地域で災害等が起こった際には、ご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

長雨が続く毎日となりますが、くれぐれもご自愛いただき、町政発展のため、引き続き町行政に対しましてご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、町長としての挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（久保美博君） 以上をもって、令和6年6月第140回内子町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午後 3時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

---

内子町議会議員

---

内子町議会議員

---



## 第140回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

## 1. 議員提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
発議 1	内子町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の 制定について	R6. 6. 4	R6. 6. 4	即日原案可決
発議 2	地方自治法改正法案に係る「国の補充的指示」のさら なる慎重審議を求める意見書	R6. 6. 14	R6. 6. 14	即日原案可決

## 2. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 1	令和5年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算につ いて	R6. 6. 4	R6. 6. 4	受理
報告 2	令和5年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算 について	R6. 6. 4	R6. 6. 4	受理
報告 3	令和5年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計 算について	R6. 6. 4	R6. 6. 4	受理
議認 3	内子町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承 認を求めることについて	R6. 6. 4	R6. 6. 4	承認
議認 4	内子町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正 する条例の専決処分の承認を求めることについて	R6. 6. 4	R6. 6. 4	承認
議認 5	内子町国民健康保険税条例の一部改正する条例の専 決処分の承認を求めることについて	R6. 6. 4	R6. 6. 4	承認
議認 6	令和5年度内子町一般会計補正予算（第13号）の専 決処分の承認を求めることについて	R6. 6. 4	R6. 6. 4	承認
議案 44	内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例につ いて	R6. 6. 4	R6. 6. 14	原案可決
議案 45	内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例について	R6. 6. 4	R6. 6. 14	原案可決
議案 46	内子町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改 正する条例について	R6. 6. 4	R6. 6. 14	原案可決

令和6年6月第140回内子町議会定例会

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議案 47	内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	R6.6.4	R6.6.14	原案可決
議案 48	第6号 食缶洗浄機購入に係る物品購入契約について	R6.6.4	R6.6.14	原案可決
議案 49	令和6年度内子町一般会計補正予算（第1号）について	R6.6.4	R6.6.14	原案可決
議案 50	令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	R6.6.4	R6.6.14	原案可決
議案 51	令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について	R6.6.4	R6.6.14	原案可決
議案 52	第22号 大瀬自治センター解体工事に係る工事請負契約について	R6.6.4	R6.6.14	原案可決
議案 53	第23号 立石自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について	R6.6.4	R6.6.14	原案可決
議案 54	令和6年度内子町一般会計補正予算（第2号）について	R6.6.14	R6.6.14	原案可決

3. 請願

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
令和6年 請願受理 1	伊方原発を即刻止めることを県知事に求める請願	R6.6.14	R6.6.14	閉会中 継続審査
令和6年 請願受理 2	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願	R6.6.14	R6.6.14	閉会中 継続審査

## 議員提出議案

発議第1号

内子町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

内子町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を別紙のように定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに内子町議会会議規則（平成17年内子町議会規則第1号）第14条第3項の規定により、提出する。

令和6年6月4日提出

提出者 内子町議会 総務文教常任委員会  
委員長 塩川 まゆみ

（提出の理由）

地方自治法が一部改正されたことを考慮し、同法第92条の2に規定する請負の状況を公表することにより、議員の請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的に、内子町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定するものである。

（別紙）

内子町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、内子町議会議員（以下「議員」という。）が内子町に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をす  
る者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

（報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散によ

る選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における内子町に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

（報告等の保存及び閲覧等）

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する

---

議員提出議案

発議第2号

地方自治法改正法案に係る「国の補充的指示」の  
さらなる慎重審議を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長、  
に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第1項及び第2項の規定によ  
り、提出する。

令和6年6月14日提出

提出者	内子町議会議員	塩川まゆみ
賛成者	内子町議会議員	森永和夫
	内子町議会議員	城戸司

(提出の理由)

国と地方自治体の健全な関係を維持、発展させるために、「国の補充的指示」を含む地  
方自治法の改正法案の審議を急ぐことなく、広く全国の地方自治体関係者の声を聞きなが  
らさらに丁寧で慎重な議論を尽くすことを求めるものである。

(別紙)

地方自治法改正法案に係る「国の補充的指示」のさらなる慎重審議を求める意見書

政府は先般、地方自治法の改正案を提出し、衆議院は可決した。この改正案では、大規  
模災害や感染症まん延など「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」が発生した場合、個  
別法に規定がなくとも「国の補充的指示」として、国が自治体に対して法的義務を持つ指  
示を行なうことができるとの特例を設けることとしている。

しかし、この「補充的指示」の要件となる「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」に  
ついては、どのような事態を想定しているのか具体的に示されておらず、また立法事実も  
明らかにされていない。

これは、2000年の地方分権一括法で明確にされた「国と地方は対等」「国の関与は

必要最小限とし、地方公共団体の自主性・自立性に配慮したものでなければならない」とする考えに反するものである。この改正案に対し、全国知事会をはじめ、多くの地方自治関係者や法曹、学者からも「国と地方の対等な関係が損なわれる」との懸念が示され、「国の指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう」求めてきた。多くの国民、地方自治体関係者との丁寧で慎重な議論が欠如したまま、法改正を強行することは断じて許されない。

よって、本議会は、国と地方自治体の健全な関係を維持、発展させる観点から、政府と国会に対し、「国の補充的指示」を含む地方自治法の改正法案の審議を急ぐことなく、広く全国の地方自治体関係者の声を聞きながらさらに丁寧で慎重な議論を尽くすことを求めると同時に、先に述べた地方分権一括法によって明確にされた地方自治の本旨に逆行するような法改正には断固反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月14日

愛媛県内子町議会

---